

水と緑と
いのちが輝く
こまえ

狛江市生物多様性地域戦略



狛江市

令和2(2020)年 3月

<表紙写真>

西河原公園				
①	③		④	⑥
②			⑤	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑬
			⑫	
多摩川河川敷				
治水のために設置されたテトラポットの下やすき間も生きものの生息空間になっています。				

- ①カワセミ
- ②ヒガシニホントカゲ（幼体）
- ③狛江水辺の楽校・川流れ体験（多摩川）
- ④ニホンアカガエル
- ⑤カタバミとヤマトシジミ
- ⑥ドクダミ
- ⑦ウマノスズクサに産み付けられたジャコウアゲハの卵
- ⑧狛江弁財天池特別緑地保全地区で自然観察
- ⑨メジロ
- ⑩生きもの調査会（p34）（野鳥観察）
- ⑪ミナミメダカ
- ⑫オオカマキリ
- ⑬ホンドタヌキ



はじめに

狛江市は都心から近く利便性が高い一方で緑や水辺が多いまちというイメージがあり、それが市の魅力のひとつにもなっています。市の南端を流れる多摩川、北端を流れる野川、狛江駅前の狛江弁財天池特別緑地保全地区といった自然拠点があるほか、かつての川筋を生かした緑道、歴史とともに緑を今に伝える社寺や古墳、まちの成熟とともに成長し続ける街路樹、そして宅地の庭や生け垣の緑等、様々な緑がまちの至るところにあることが、こうしたイメージにつながっているものと思われます。

自然環境が私たちにもたらしている多くの恵みは、決して当たり前のものではありません。市街地化の進行による緑地・農地の減少が進み、以前は珍しくなかった身近な生きものさえ、近年では見かけることが少なくなっています。身近で当たり前の自然だからこそ、その大切さを意識し、守り・育てていかなければ、気がつかないうちに失われてしまう恐れがあります。

そうした危機感のもと、よりよい自然環境を将来に守り引き継いでいくための考え方や必要な取組を共有し、実践することを目的に、多くの市民の皆様の知恵や御意見を伺いながら作成したのが、この「狛江市生物多様性地域戦略」です。

国内外の生物多様性に係る動向や、市のこれまでの関連する取組等の背景を踏まえつつ、市のまちづくりにおいて“生物多様性の保全と持続可能な活用”を推進するため、市がめざす自然環境像、目標を掲げ、その実現のために必要な取組をまとめました。

策定にあたり、熱心な御議論を重ねてくださいました狛江市環境保全審議会委員の皆様、狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会部会員の皆様、アンケート調査やパブリックコメント等で御意見をお寄せいただいた皆様にも、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

市では、本戦略をよりどころとし、市民の皆様とともに、「**水と緑といのちが輝くこまえ**」の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

生きものへのちょっとしたやさしさで、身近な自然と暮らしが寄り添う、水と緑といのちが輝き続ける狛江市をともにめざしましょう！

引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

狛江市長 松原 俊雄

目 次

第 1 章 生物多様性とは 1

- 1.1 生物多様性とは？ 1
- 1.2 なぜ、生物多様性は大切？ 2
- 1.3 生物多様性の危機 3
- 1.4 生物多様性に係る国内外の動向 5
- 1.5 戦略の位置づけ等 9

第 2 章 生物多様性と狛江市の自然 11

- 2.1 社会的側面から見た特性 11
- 2.2 自然環境から見た特性 16
- 2.3 生物多様性保全に係る市内の活動 34
- 2.4 生物多様性に関する市民意識 35
- 2.5 狛江市の自然と生物多様性に係る課題 38

第 3 章 戦略の方向性 41

- 3.1 狛江市のめざす自然環境像 41
- 3.2 戦略の 10 年間でめざす目標 44
- 3.3 戦略の基本方針 49

第4章	基本方針に基づく施策体系	50
-----	--------------	----

基本方針Ⅰ	狛江の自然を守る・調和する・つなぐ	52
基本方針Ⅱ	狛江の自然を知る・伝える・活かす	68
基本方針Ⅲ	狛江の自然のために活動する・協働する	76

第5章	リーディング・プロジェクト	79
-----	---------------	----

プロジェクト1	こまえの水辺づくり	80
プロジェクト2	生きもの育むご近所公園づくり	82
プロジェクト3	生きものをよぶ庭づくり	84
プロジェクト4	こまえ生きもの探検隊	86
プロジェクト5	生きもの育む学校・人づくり	87

第6章	戦略の進め方	88
-----	--------	----

6.1	取組推進の考え方	88
6.2	戦略の進捗管理	90

資料編	91
-----	----



第1章 生物多様性とは

1.1 生物多様性とは？

水・大気・土・太陽光（エネルギー）の4つの要素を土台として、多くの生きものが、食べる・食べられる等、様々な関係を通じて互いに関わりあい、支えあっている命のシステムを「生態系（自然生態系）」といいます。

地球上に生息・生育する生きものは、未知の種も含めると870万種とも3,000万種ともいわれ、未だに全体が分かっていません。この非常に多くの種類の生きものが、異なる環境において、自分たちの生きる場所を見つけ、互いの違いを活かしながらつながり、調和していることを「生物多様性」と呼んでいます。

【コラム】3つのレベルの「生物多様性」

生物多様性の国際条約である「生物多様性条約」では、「生物多様性」には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性

～地域の特性を反映した多様な生態系がある～

樹林や草原、砂漠、湿地等、地球上には土地ごとに異なる地形・気候等の環境条件にあった様々な「生態系」が成立しています。



狛江市では狛江市にあった生態系が成立しています。

種の多様性

～地球上には数えきれないほどの生物種がいる～

「生態系」には“食べる・食べられる”でつながった、数えきれないほど多くの「種」が暮らしています。国連環境計画（UNEP）が2011年に発表した研究報告では、地球上の生物種数は約870万種で、その多くが未知種だとしています。

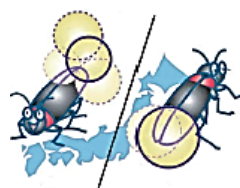


様々な種が、互いに支えあい・関わりあっています。

遺伝子の多様性

～同じ種のなかでも違いがある～

同じ「種」の生きものでも、一つひとつ「遺伝子」が違い、姿・形・声・行動等の違いにあらわれます。同じ種であっても、長い時間の間には、地域によって別の性質をもつようになった生きものもいます。



同じゲンジボタルでも、西日本と東日本では発光の間隔が違います。

出典：「エコシステム」2004年7月
（公財）日本生態系協会

1.2 なぜ、生物多様性は大切？

私たち人間を含む全ての生きものは、水・大気・土・太陽光（エネルギー）、そして、多種多様な動植物等の生きもので構成される「自然生態系」がないと生きていけません。「自然生態系」は、私たちが生きていくために必要な食料、水、衣料や住宅の材料のほか、様々な「恵み」を与えてくれる「生存基盤」なのです。

そして、この自然がもたらす「恵み」のことを「生態系サービス」と呼びます。なくてはならない存在でありながら、その価値を認識されにくく、とすると「当たり前」＝「無料・無償」と捉えられがちな自然の恵みの価値を、経済的な価値も含めて理解・認識する必要があるため、「サービス」という表現を使っています。

野生の生きものはもちろん、私たち人間にも多くの恵み＝生態系サービスを与えてくれるのが「生物多様性」であり、将来世代に守り引き継いでいくべき大切なものです。

表 1.1 「生態系サービス（自然がもたらす恵み）」の例

生態系サービスの区分	狛江市での恵みの例	
供給サービス 食料、水、燃料、木材、繊維、薬品等、人間の生活に必要な原材料等を供給するサービス		生産者の顔の見える、地域で採れた旬のおいしい野菜（狛江ブランド農産物等）を食べることができます。
調整サービス 大気浄化、水質浄化、気候の調整、洪水・土壌浸食の抑制、疫病の制御、受粉媒介等、環境を調整・安定させるサービス		樹林地や街路樹等の樹木は、木陰をもたらし、夏季の気温上昇を抑えます。
文化的サービス 精神的な充足、文化・芸術の基盤となり、レクリエーションの機会を与える等非物質的なサービス		多摩川では、水の流れや緑、鳥の鳴き声等に癒され、自然のなかでレクリエーションを楽しむことができます。
基盤サービス 光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環等、3つのサービスを支えるサービス		落葉や剪定枝等は、やがて分解されて土になります。

1.3 生物多様性の危機

「生物多様性」は今、世界的に危機的な状況にあります。世界 132 カ国の政府や専門家が参加する IPBES（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services：生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）*は、令和元（2019）年 5 月に、「人間活動により約 100 万種の動植物が絶滅の危機にあり、絶滅速度はさらに加速している」との報告書を公表し、生物多様性の問題が世界的な緊急課題であることを世界に発信しました。

生物多様性がさらされている危機には、主に以下の 4 つがあります。

第 1 の危機：開発等、人間活動による危機

開発や乱獲による生息地の減少・分断・消失・質的劣化が起こり、生きものが生息・生育する場を失い、生物種や個体数の減少が進んでいます。

市街地化の進んだ狛江市では、生きものが安心して暮らせる緑地や水辺は限られています。これ以上生息・生育空間が減少・劣化しないよう、取組が必要となっています。



ニホンアマガエルが生息できる水辺も減っています。

第 2 の危機：自然に対する働きかけの縮小・変化による危機

自然と関わりながらうまく活用してきた私たちの暮らしが変化することによって、人の手が入ることで維持されてきた環境を生息・生育空間としてきた生きものたちが暮らしにくくなっています。

人が管理・活用することによって多くの生きものを育ててきた代表的な環境としては、雑木林や水田等があります。狛江市では、かつて全域に水田が広がっていましたが、急速な宅地化が進み、現在、市内に水田はなく、暮らしの在り方も大きく変化しました。それとともに自然との関わりも減り、野生の生きものへの関心・理解は失われ、自然を活用する知恵や技術も伝えられることなく忘れ去られようとしています。自然は、手つかずの原生自然だけでなく、人との関わりによって成り立っている自然があることを知り、私たち一人ひとりが関心を持つことが大切です。



雑木林に生育する
ギンラン

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機

人が地域外から持ち込む動植物（外来種*・園芸種）や化学物質も、地域の生きものに大きな影響を与えています。

地域に本来生息しない「外来種」の移入は、その地域に生息する種「在来種」*が生息・生育する場所や餌を奪ったり、外来種が在来種を捕食する等、地域の生態系を変えてしまう恐れがあります。また、本来生息しない種には天敵がいないことも多く、増殖が進んで農業に被害を及ぼすこともあります。狛江市内で行った調査でも、多くの外来種が確認されており、在来種への影響が懸念されます。

殺虫剤や洗剤等に含まれる「化学物質」や、ごみとして海洋に流れ出た「マイクロプラスチック」等も、人が自然環境のなかに持ち込み、野生の生きものに大きな影響を与えています。私たちの暮らしは、私たちが暮らす身近な地域だけでなく、遠く離れた場所でも生態系に影響を与えています。そして、やがて巡り巡って私たち自身にも影響を与えていることが少なくないのです。



市内でも多くの外来種の繁殖が確認されています。
(左：ミシシippアカミミガメ/右：アメリカザリガニ)

第4の危機：地球温暖化による危機

野生の生きものは、気温や降水量・降雪量等とも密接な関係をもって生きています。そのため、地球温暖化によって生きものの生息場所の環境や季節のリズムが変化し、すむことができる地域が限定されたり、繁殖がうまくいかなかったりすることで絶滅する恐れがあります。また、温暖化によって生息地を広げる種が出てくることで、地域の植生が変化したり在来種の生息をおびやかす等の影響が出る恐れもあります。

狛江市内でも、西日本から東日本に生息域を拡大しているナガサキアゲハの生息が確認されているほか、温暖化がひとつの要因となって分布域が変化した可能性のある生きものも出てきています。



市内で確認されているナガサキアゲハは
温暖化で狛江市にやってきた種です。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

1.4 生物多様性に係る国内外の動向

1) 国際的な動向

生物多様性に係る国際的なルールが最初に確認されたのは、平成4（1992）年の国連環境開発会議（地球サミット）における「生物多様性条約」の採択です。その後、平成22（2010）年10月に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」では、令和2（2020）年を目標年とする「愛知目標」が採択され、全世界がこの目標の実現に向けて取組を進めることが確認されました。そして、平成24（2012）年4月には「IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）^{*}」が設立され、愛知目標の達成に向けた生物多様性や生態系サービスに係る研究成果に基づく政策提言が行われています。

また、平成27（2015）年に開催された国連サミットでは、令和12（2030）年を目標年とする国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、国・地域・地球規模での取組の推進を促しています。SDGsの17の目標の一つ「目標15：陸上資源」の中では、「陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、生物多様性の損失の阻止」等が掲げられ、緊急な取組が求められています。

更に、世界的に自然災害の発生する頻度が増加傾向にある中、地域の持続可能な開発や自然環境保全に対する関心の高まりを背景に、生態系が有する機能を生かした防災・減災(Ecosystem based Disaster Risk Reduction: Eco-DRR)^{*}が国際的に注目を集めています。

表 1.2 生物多様性に係る国際的な動向

平成4（1992）年	国連環境開発会議（地球サミット）開催 「生物多様性条約」の採択
平成22（2010）年	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）開催 「名古屋議定書」の採択・「愛知目標」の設定
平成27（2015）年	国連持続可能な開発サミット開催、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択（「持続可能な開発目標（SDGs）」） 「仙台防災枠組2015-2030」の採択（第3回国連防災世界会議）
令和元（2019）年	第7回・IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）総会の開催

※「^{*}」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

2) 国・東京都における動向

国際的な動きにあわせて、日本でも様々な取組が進められています。

環境省では、「愛知目標」の実現に向けた国としての具体施策や数値目標等を示す「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定しています。

国土交通省においては、平成 9（1997）年の「河川法」改正により、それまでの治水・利水に加え、新たに「河川環境の整備と保全」を目標として盛り込み、多自然川づくりや自然再生事業を進めているほか、近年では、河川を軸に、流域における地域振興も視野に入れた生態系ネットワーク^(p8)形成の取組を全国的に展開しています。また、平成 27（2015）年度に閣議決定された第二次国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画において、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」等の課題への対応の一つとして、『グリーンインフラ』*の取組を推進することを盛り込み、まちづくりのなかでの緑地等の多面的な機能を見直し、都市における生物多様性の保全を推進しています。

農林水産省でも「農林水産省生物多様性戦略」を策定・改訂し、農地の多面的機能の一環としての農地の自然環境への寄与にとどまらず、生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業やそれを支える農山漁村の活性化のあり方について提示し、取組を推進しています。

更に東京都においても、平成 19（2007）年度に策定した「緑の東京 10 年プロジェクト」において、水と緑の回廊で包まれた美しいまち東京の復活に向けた「緑施策」の基本的な考え方・方向性を示すとともに、平成 24（2012）年 5 月に都の生物多様性の保全に関する施策と方向性を示す「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、令和 2（2020）年を目標年度に緑の量の確保だけでなく質を高める施策を重視した取組を推進しています。

表 1.3 生物多様性に係る国・東京都の動向

平成 7（1995）年	「生物多様性国家戦略」策定
平成 9（1997）年	「河川法」改正
平成 14（2002）年	「自然再生推進法」制定 「新・生物多様性国家戦略」策定
平成 19（2007）年	「第三次生物多様性国家戦略」策定 「農林水産省生物多様性戦略」策定 「緑の東京 10 年プロジェクト」策定（東京都）
平成 20（2008）年	「生物多様性基本法」制定
平成 22（2010）年	「生物多様性地域連携促進法」制定
平成 24（2012）年	「生物多様性国家戦略 2012-2020」策定 「農林水産省生物多様性戦略」改定 「緑施策の新展開」策定（東京都）
平成 27（2015）年	「第二次国土形成計画」「第 4 次社会資本整備重点計画」策定

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

3) 狛江市における動向

狛江市では、「狛江市環境基本条例」を平成9（1997）年に、「狛江市緑の保全に関する条例」を平成11（1999）年に、それぞれ制定しているほか、同年策定の「狛江市環境基本計画」及び「狛江市緑の基本計画」に基づく環境政策及び緑政策を進めるなかで、生物多様性に係る取組を進めています。

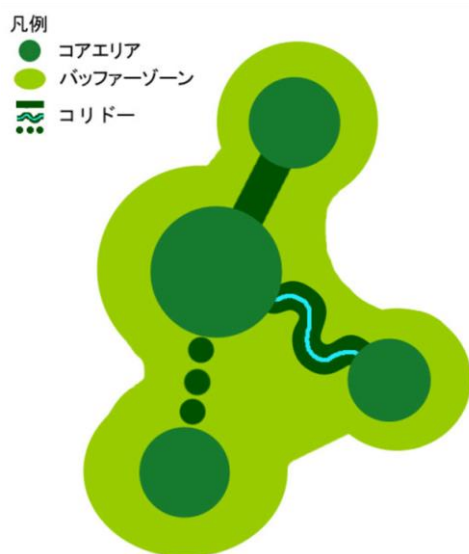
表 1.4 生物多様性に係る狛江市の動向

平成9（1997）年	「狛江市環境基本条例」制定
平成11（1999）年	「狛江市緑の保全に関する条例」制定 「狛江市環境基本計画」「狛江市緑の基本計画」策定
平成25（2013）年	「狛江市環境基本計画」「狛江市緑の基本計画」改定
令和2（2020）年	「狛江市環境基本計画」「狛江市緑の基本計画」改定 「狛江市生物多様性地域戦略」策定

【用語解説】生態系ネットワーク

野生生物が生息・生育する上で必要とする様々なタイプの自然環境（樹林、草地、農地、水辺等）が相互につながる生態系のネットワークのことをいいます。

生態系ネットワークの形成では、核となる地域（コアエリア）、外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）、生物が移動・交流するための回廊（コリドー）を、適切に配置し保全することが大切と考えられています。



出典：「全国エコロジカル・ネットワーク構想（案）」環境省

図 1.1 生態系ネットワークの形成要素及びその空間配置（模式図）

また、生態系ネットワークを形成する際の、生きものにとって暮らしやすい効果的な自然の残し方・創り方には、国際自然保護連合（IUCN）が世界に提唱する次の6つの原則があります。

- ①面積が広いほどよい
- ②合計が同じ面積なら分割せずにまとめた方がよい
- ③分散するなら、なるべく近くにある方がよい
- ④線状に並ぶよりも等間隔の配置になる方がよい
- ⑤生きものの通り道でつないだ方がよい
- ⑥同じ面積なら細長いよりも丸いかたちがよい

野生の生きものは、日々の暮らしあるいは一生のなかで、様々なタイプの自然環境を移動し利用しています。そのため、生きものの多様性を守り高めるためには、自然環境がより広い面積で守られるとともに、生きものたちの移動・交流が可能な形につながっていることが必要です。

1.5 戦略の位置づけ等

1) 生物多様性地域戦略とは？

「生物多様性地域戦略」とは、「生物多様性基本法」第十三条第1項に基づく「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、生物多様性に係るまちづくりを着実に進めていくためのよりどころとなるものです。

狛江市においても、「生物多様性基本法」第十三条において「生物多様性地域戦略」に定めるものとされる以下の項目について検討を行い、本戦略を定めました。

表 1.5 「生物多様性基本法」第十三条第2項に示された戦略に定めるべき事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 生物多様性地域戦略の対象とする区域 ② 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標 ③ 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策 ④ 上記のほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 |
|--|

2) 戦略の位置づけ

本戦略は、世界における生物多様性に係る取組の動向や、国や東京都の生物多様性に係る計画等を踏まえるとともに、「狛江市基本構想・基本計画」、「狛江市環境基本計画」を基本としつつ、「狛江市緑の基本計画」、「狛江市都市計画マスタープラン」、「狛江市農業振興計画」、「狛江市景観まちづくりビジョン」等の関連する計画とも整合を図りながら、狛江市が自然との共存による地域社会の持続可能な発展を図るための、生物多様性の保全・活用等に関する方針と施策を示す戦略として位置づけます。

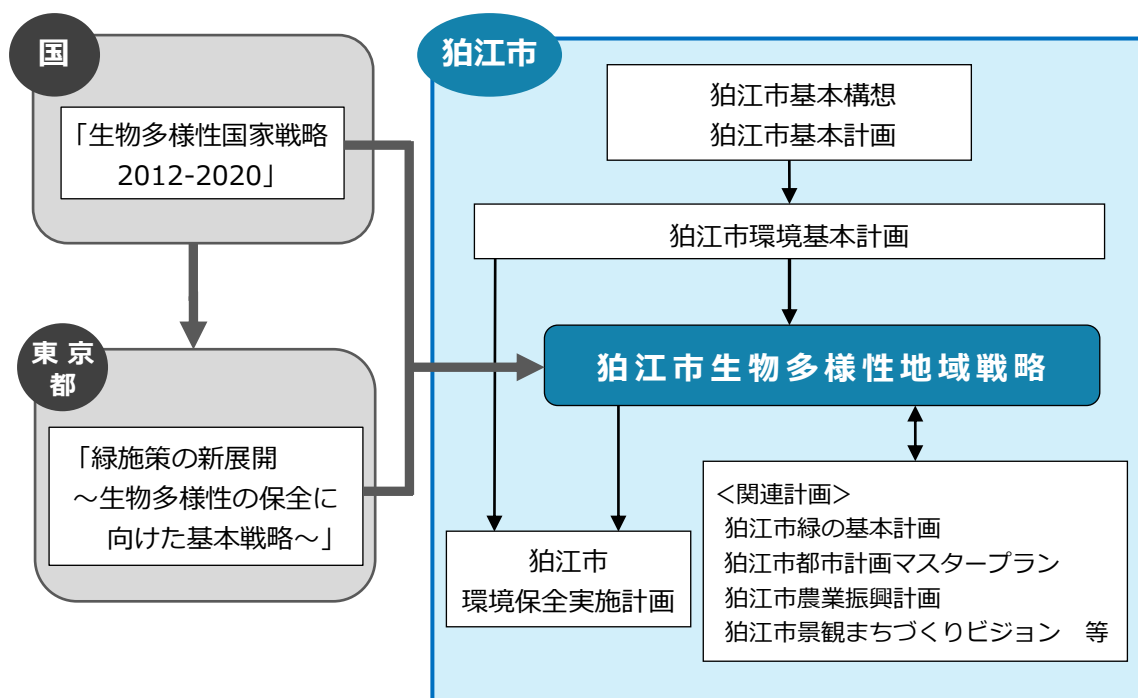


図 1.2 「狛江市生物多様性地域戦略」の位置づけ

狛江市における生物多様性を将来にわたって持続的に保全・活用していくためには、関係する主体間で、狛江市が最終的に実現をめざす自然環境像を共有するとともに、その実現にむけて着実に取組を進めていくことが大切です。

したがって、本戦略においては、狛江市の生物多様性の観点からの最終的な到達目標となる「めざす自然環境像」_(p41) を掲げるとともに、本戦略の推進によって実現をめざす目標、及びそのための取組、推進体制を明確にするものとします。

3) 対象地域

本戦略の対象地域は「狛江市全域」とします。

※生きものの生息・生育する範囲は、行政界を越えてつながり・広がっていることから、狛江市の生物多様性を考え高めていくために必要な、多摩川・野川の流域圏、周辺自治体等との空間や人とのつながり・広がりも、戦略を検討・推進する上で念頭におくものとします。

4) 対象期間

本戦略の対象期間は、「令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間」とします。

第2章

生物多様性と狛江市の自然

2.1 社会的側面から見た特性

1) 位置

狛江市は、武蔵野台地の南端、多摩川の左岸に位置しています。市のほぼ中央を走る小田急線で新宿から20～30分と利便性が高く、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しています。多摩川河口から22kmにあり、標高は20mです。

市域は大部分が平坦で、多摩川に向かって台地上はゆるやかに傾斜しています。東西2,940メートル、南北3,660メートル、面積6.39km²と、島嶼部を除く東京都の自治体で最も面積が小さく、コンパクトなまちです。

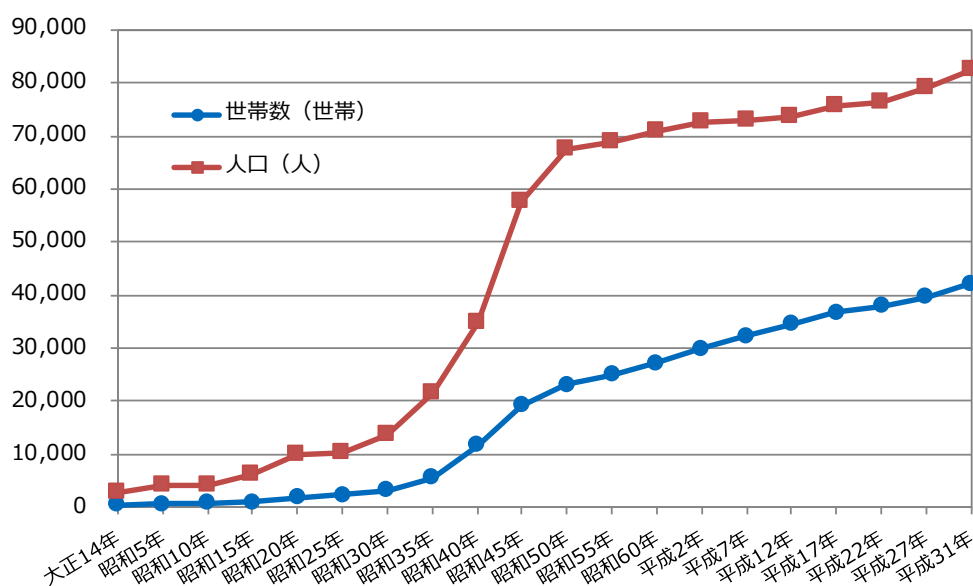


出典：「狛江市都市計画マスタープラン」

図 2.1 狛江市の位置

2) 人口

平成31(2019)年1月1日現在、狛江市の人口は82,481人、世帯数42,157世帯となっています。高度経済成長期に急激に人口が増加し、その後はゆるやかな増加傾向が続いており、また、多摩26市のなかでも人口密度の高い市となっています。一方で、少子高齢化が進行しており、将来的には減少傾向に転じると推測されています。

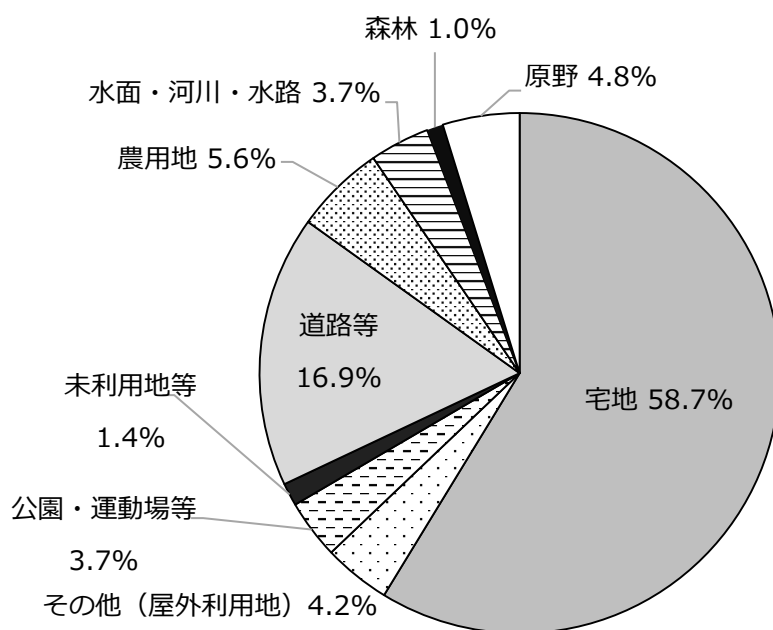


出典：「統計こまえ」

図 2.2 狛江市の人口・世帯数の推移

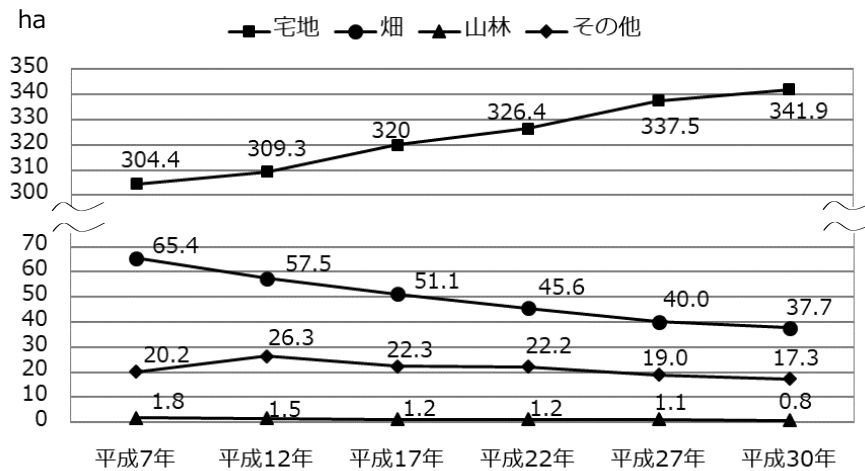
3) 土地利用

平成 29(2017)年の地目別の土地利用状況は、58.7%が宅地として利用されており、道路の 16.9%とあわせると、75.6%と約 8 割が人工的な利用となっています。一方で、森林は 1.0%と僅かで、農用地 5.6%、水面・河川・水路の 3.7%とあわせても 1 割程度となっています。



出典：「東京の土地利用 平成 29 年多摩・島しょ地域」より作成

図 2.3 狛江市の土地利用



出典：「統計こまえ」

図 2.4 地目別面積の推移

4) 産業

自然環境に関わりの深い産業としては、農業と造園業があります。

<農業>

かつては市全域に広く水田や畑が広がっていましたが、現在は水田はなく、畑地も減少傾向が続いています。しかし、都心からの地の利を活かし、枝豆・トマト・小松菜等の野菜、カキ・ブルーベリー等の果樹、切り花・球根・鉢もの等の花き類等が生産されているほか、養蜂等も行われています。また、狛江市独自の生産工程管理手法により安心・安全でおいしい『狛江ブランド農産物』の確立をはかっています。

<造園業>

狛江市内には 30 近くの造園業者があり、樹木・花きの植栽・管理に関する市民からの相談にのる等、市内の緑の育成・管理に協力しています。

泉龍寺には、狛江造園組合が昭和 45 (1970) 年に建立した「草木供養塔」があります。これは、伐採や除草等の造園作業を通じて殺生を行っている草木の供養を行うとともに、草木をはじめとする自然の恵みに感謝して建立された石碑です。組合では毎年 4 月上旬に供養祭を行っています。



ブランドの目印
「おべじちゃん」
マーク



泉龍寺境内の
「草木供養塔」

5) 歴史文化

狛江市の南を流れる多摩川の川底からはハマグリの子が化石として発見されており、昔、市全体が多摩川の河口であったことがわかっています。また、市内からは多くの縄文土器や石器類が発掘されているほか、古代の有力者の墳墓である古墳が多く残され「狛江古墳群」と呼ばれています。現在は樹林等に覆われている古墳も多く、生きものにとっても貴重なよりどころとなっていると推測されます。



都指定史跡「兜塚古墳」



六郷さくら通り沿いの「経塚古墳」

江戸時代の狛江市は、畑地や水田の多い農村でした。重要な水源として、慶長 16 (1611) 年に開削された灌漑用水路である六郷用水、昔の野川、弁財天池から流れる清水川等のほか、昭和 30 年代頃までは湧水等の豊かな水源を活かした小川が水田の間を流れ、家の前の小川で野菜を洗う等、のどかな風景が広がっていました。米や麦のほかに果樹の栽培、養蚕が行われ、副業として多摩川での漁業も行われていました。

昭和 2 (1927) 年に小田急線が開業して沿線の宅地化が進み、更に戦後の高度経済成長期の急激な市街地化の進行によって人口も急増しました。

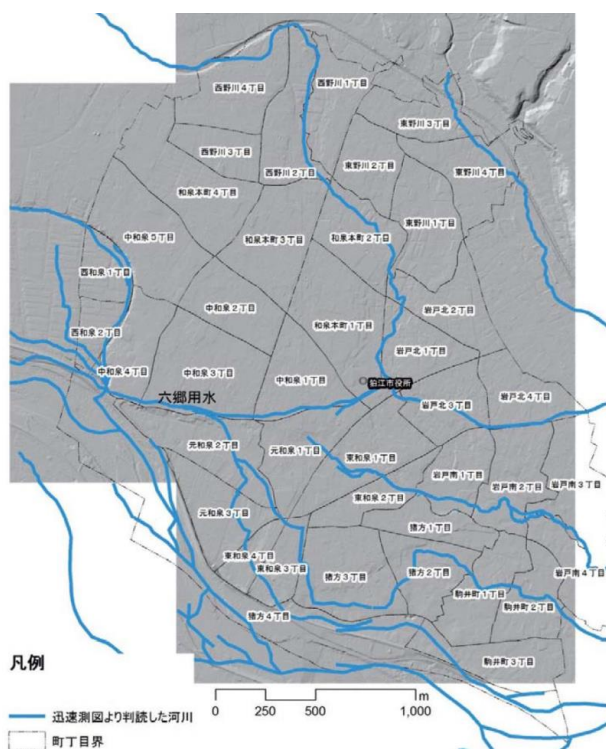


図 2.5 迅速測図 (明治 14 年)
から見た河川・水路

出典：「狛江市緑の基本計画」



西河原の耕地
(現在の西河原公園付近)
昭和40(1965)年頃



旧野川
(現在の野川緑道・和泉本町2丁目付近)
昭和40(1965)年頃

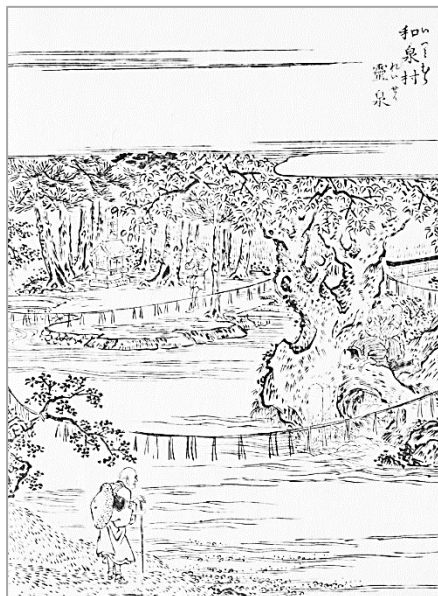
【コラム】江戸時代から人気スポット！ ～泉龍寺～

天保5～7(1834-36)年に、斎藤幸雄・幸孝・幸成の親子3代で完成させた絵入りの江戸地誌「江戸名所図会」には、江戸とその近郊の神社・仏閣・名所・旧跡が紹介されており、狛江市の泉龍寺も紹介されています。

江戸時代から、泉龍寺は江戸市民憩いの人気スポットだったのかも？



江戸名所図会『泉龍寺』



←江戸名所図会『和泉村 霊泉』

奈良時代に干ばつが起きた際、良弁僧正が雨乞いをした折に湧き出したと言われている「弁財天池」は、昭和30年代までは豊かなわき水があり、周辺の水田を潤していました。「和泉」という地名の由来にもなっています。



現在の弁財天池
(平成29(2017)年
10月撮影)

2.2 自然環境から見た特性

1) 広域的な位置づけ

狛江市は、多摩川流域（国土交通省管轄）と野川流域（東京都管轄）に位置しており、水の流れや河川沿いの空間を通じて自然環境としてのつながりを持っています。

それぞれの関係機関とともに「多摩川流域協議会」「野川流域連絡会」に参加し、連携をはかっています。



出典：「水辺を歩こう多摩川ガイド&ハンドブック 2004」国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

図 2.6 多摩川流域と狛江市の位置



出典：「野川流域河川整備計画」東京都

図 2.7 野川流域と狛江市の位置

2) 空から見た狛江市

航空写真で見ると、市内で最もまとまった規模の自然環境である多摩川が市の南端を流れています。市北端を流れる野川沿いやかつての水路跡を活用した野川緑道や岩戸川緑道が細いながらも線状に続く緑となっています。また、多摩川沿いの西河原公園・西河原自然公園、狛江駅前の狛江弁財天池特別緑地保全地区が比較的まとまった緑として空からも確認できます。



図 2.8 航空写真（平成 30（2018）年 5 月 21 日撮影）

3) 緑被の分布

平成 30（2018）年度の緑の実態調査によると、狛江市の緑被面積は 155.39ha、緑被率*は 24.32%でした。樹木被覆地が 13.49%、草地が 5.17%、農地が 5.57%で、屋上緑化を除き、いずれも平成 22（2010）年度調査時より減少傾向にあります。

表 2.1 狛江市内の緑被

項目	平成 22 年度		平成 30 年度	
	面積(ha)	割合(%)	面積 (ha)	割合(%)
緑被地	166.48	26.05	155.39	24.32
樹木被覆地	89.74	14.04	86.23	13.49
草地	37.81	5.92	33.04	5.17
農地	38.59	6.04	35.59	5.57
屋上緑化	0.33	0.05	0.53	0.08
裸 地	25.17	3.94	21.53	3.37
水 面	8.77	1.37	10.97	1.72

※掲載の数値は集計の際、少数第 3 位を四捨五入しているため合計値があわない場合があります。

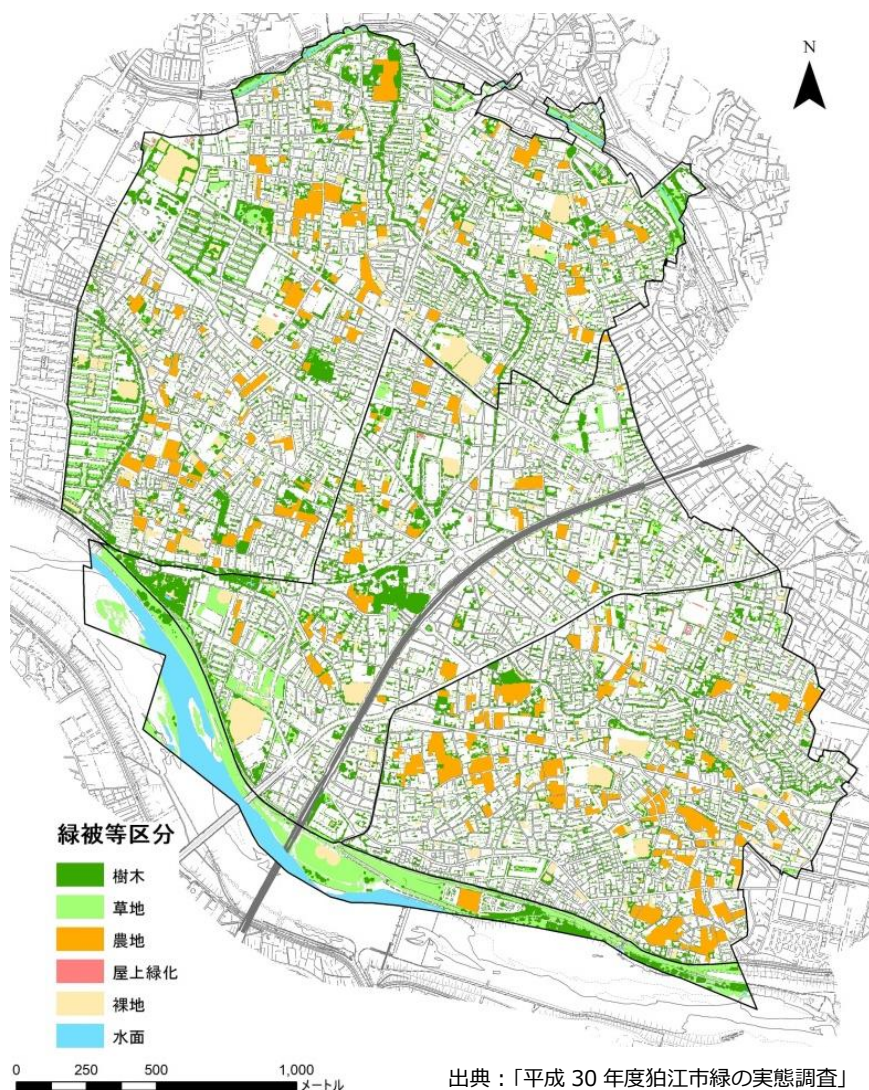


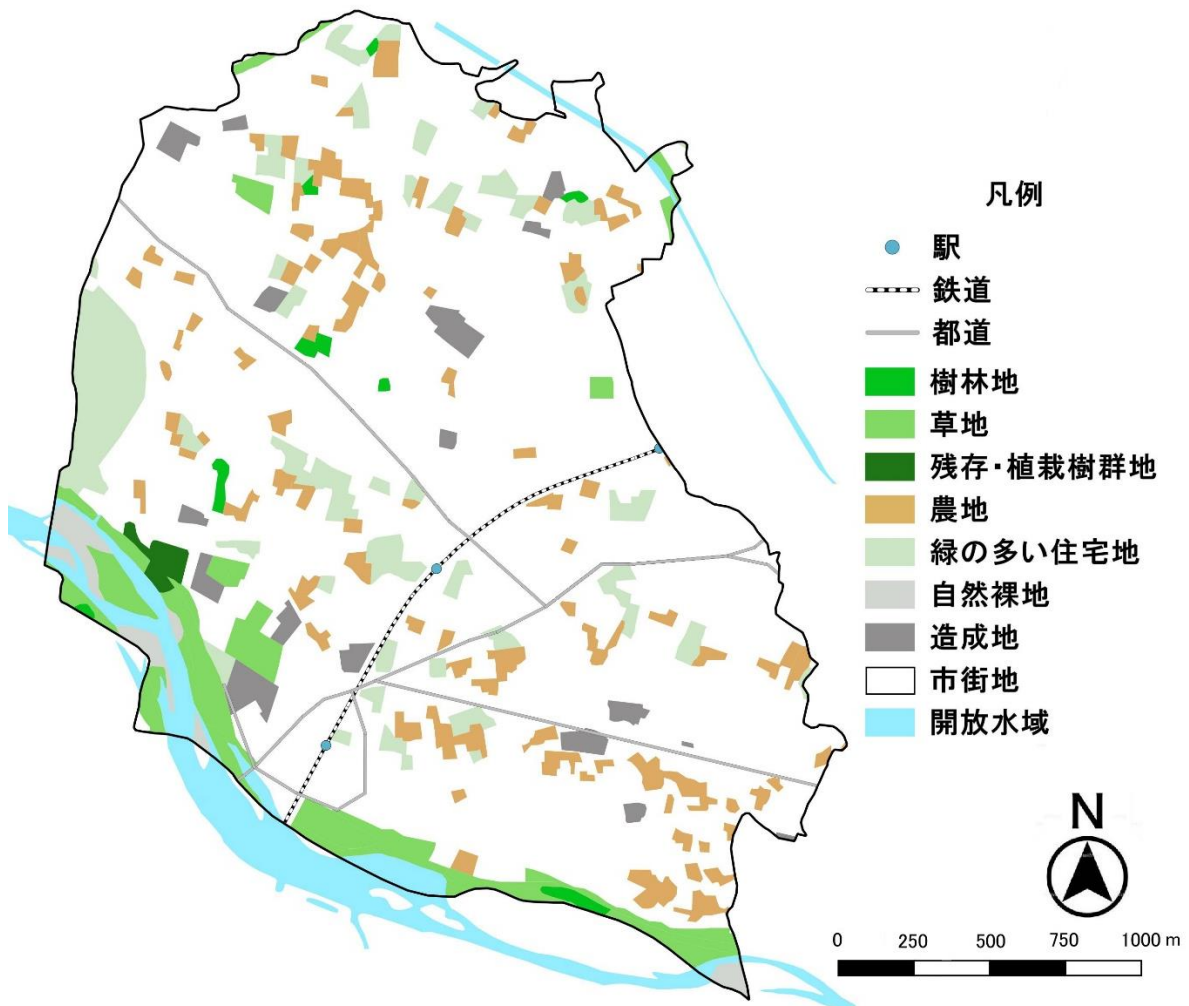
図 2.9 狛江市の緑被分布

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

4) 植生

市街地化が進んでいる狛江市の植生は、まとまった樹林地は少なく、市全域に「緑の多い住宅地」や「農地」が点在しています。泉龍寺を含む『狛江弁財天池特別緑地保全地区』は「緑の多い住宅地」として区分されています。

まとまった植生としては、多摩川沿いの河川敷や堤防法面の「草地」があるほか、西河原公園・西河原自然公園一帯が「残存・植栽樹群地」となっています。西河原公園は、多摩川の河川敷だった場所を買収して整備された公園で、昭和 51（1976）年の開園から 40 年余が経過し、コナラ、クヌギ、シラカシ等の樹木が良好な緑地を形成しています。



出典：「第 6・7 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）
 ※1/25,000 植生図「溝口」GIS データ(環境省生物多様性センター)を
 使用し作成・加工したもの。(http://www.biodic.go.jp/)

図 2.10 狛江市の植生

5) 生息・生育が確認されている動植物

狛江市では、平成 29（2017）年夏から平成 30（2018）年春にかけて、市内の主な自然拠点等に生息・生育する動植物を調べる自然環境調査を行いました。その結果、918 種の動植物が確認されました。このうち、国又は東京都のレッドデータブック（RDB）^{（p94）} で希少種に指定されている生きものが 67 種、外来種*が 154 種確認されました。私たちの身近にも多くの生きものたちが暮らしていることが確認されています。

表 2.2 分類群ごとの確認種数

分類群	総数	希少種	外来種
植物	500	23	124
哺乳類	9	1	1
鳥類	63	24	3
両生類	4	2	1
爬虫類	8	6	1
昆虫類	314	6	20
水生生物	20	5	4
合計	918	67	154

※調査時期等：春夏秋冬に各 1 回ずつ、市内の主な自然拠点等 10 地点で実施。

※東京都 RDB の地域区分において狛江市は「北多摩」地域に区分されます。

※植物は、人為的に植栽されている種、園芸種も含む。

※多摩川の本流は調査対象外。

調査結果から、以下のような特性が確認されました。

■ 希少種から見た狛江市の自然

今回の調査で確認された 918 種の生きもののうち、67 種が希少種でした。67 種の希少種が生息できる環境が、まだ残されているともいえますが、メダカやアマガエルのように、かつて普通に身近で見ることのできた生きものが、生息環境の消失・悪化等で減少し希少種として指定されています。今以上に緑地や水辺の減少が進むと、急激に生きものの種類や数が減少してしまう恐れがあるため、気を付ける必要があります。

市内でも希少種の確認が多かった場所は、多摩川（狛江水辺の楽校^{（p69）} 付近）でした。狛江市で確認された鳥類の希少種 24 種のうち 21 種が多摩川で確認されており、12 種は多摩川だけで確認されています。昆虫類でも、希少種 6 種のうち 4 種が確認されており、4 種とも多摩川だけで確認されています。多摩川は、確認種の総数も他の調査地点を大きく離して最も多く、狛江市の自然環境にとって非常に重要な場所だといえます。多摩川は、まとまった面積の緑・水辺が残されていること、上下流域との空間としての連続性があること、そして、陸地と様々な条件の水辺環境があることが、多様な生きものの生息を可能にしていると考えられます。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。



メダカ (※)



ニホンアマガエル

(※) 日本のメダカにはキタノメダカとミナミメダカの2種があり、狛江市にはミナミメダカが分布。

■多くの外来種*を確認

狛江市には本来生息・生育していない「外来種」が154種と非常に多く確認されました。外来種は、人間活動に伴って持ち込まれることが多いため、外来種が多く確認されるのは都市部に共通した傾向となっています。

人に飼われていたペットの逃亡等で野生化したワカケホンセイインコが市内各地で確認されたほか、多摩川・野川等の水辺では、アレチウリやオオフサモ、ウシガエル等、外来種のなかでも特に生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする「特定外来生物」*が多く確認されています。



ワカケホンセイインコ



アレチウリ



ウシガエル

■猛禽類*・哺乳類も確認

食べる・食われるという関係でつながる生態系の頂点に立つ動物として、ツミやチョウゲンボウといった猛禽類（タカやハヤブサ、フクロウの仲間）や、ホンドイタチ、ホンドタヌキ等の哺乳類が確認されています。これらの動物の餌となる多くの小動物や昆虫が生息し、安心・安全に移動・繁殖できる自然環境が、狛江市やその周辺に残されていると考えられます。



チョウゲンボウ (オス)



ホンドタヌキ

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

【コラム】「河原」の環境を必要とする生きものたち

狛江市で生息が確認されている「カワラバッタ」は、名前のとおり大きめの石（礫：れき）がごろごろしている河原にすむバッタの仲間で、周りに溶け込む灰色のまだら模様をしています。

カワラバッタが生息する礫（れき）河原は、川の水流によって頻繁にかく乱されることで維持されていますが、近年では、洪水対策が進んだことによってかく乱が減少し、礫河原の減少とともにカワラバッタも減っています。



カワラバッタ



植物がまばらに生える礫河原

6) 自然拠点ごとの特性

平成 29 (2017) 年度から平成 30 (2018) 年度にかけて実施した自然環境調査では、生物多様性の拠点となっていることが推測される、まとまりやつながりのある樹林地・水辺等 8 箇所と、市域における典型的な環境である「緑の多い住宅地」と「農地の多い地区」の 2 箇所について調査を行いました。(下図参照)

次頁以降、場所ごとに確認された種数、希少種の種数を示すとともに、主な自然拠点ごとに確認された自然環境の特性と主な確認種を示します。

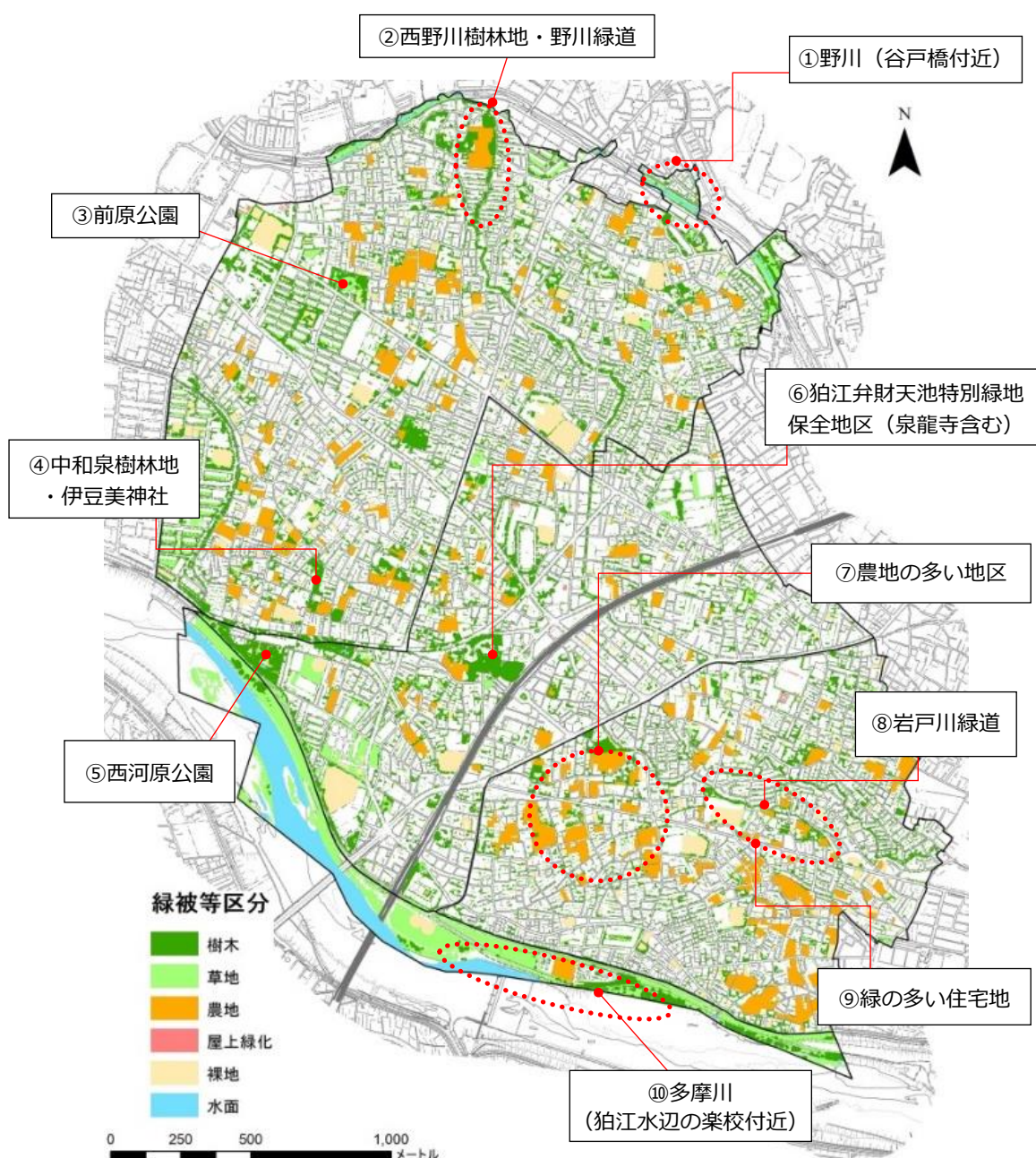


図 2.11 調査を行った主な自然拠点等

表 2.3 自然拠点ごとの確認種数

調査地点	植物	哺乳類	鳥類	両生類 爬虫類	昆虫類	水生動物	計
野川 (谷戸橋付近)	141	4	26	4	135	12	322
西野川樹林地 野川緑道	154	6	17	3	90	-	270
前原公園	166	5	11	6	104	7	299
中和泉樹林地 伊豆美神社	117	4	7	1	88	-	217
西河原公園	79	4	17	3	87	-	190
狛江弁財天池特別 緑地保全地区	177	6	17	5	111	8	324
農地の多い地区	80	4	13	0	61	-	158
岩戸川緑道	162	3	13	1	93	-	272
緑の多い住宅地	111	2	8	0	39	-	160
多摩川 (狛江水辺の楽校付近)	161	7	54	8	199	13	442
総種数	500	9	63	12	314	20	918

※植物は、人為的に植栽されている種、園芸種も含みます。

表 2.4 自然拠点ごとの確認希少種数

調査地点	植物	哺乳類	鳥類	両生類 爬虫類	昆虫類	水生動物	計
野川 (谷戸橋付近)	3	1	6	2	0	3	15
西野川樹林地 野川緑道	6	0	5	3	0	-	14
前原公園	7	0	1	2	1	2	13
中和泉樹林地 伊豆美神社	1	0	0	1	0	-	2
西河原公園	0	0	4	3	0	-	7
狛江弁財天池特別 緑地保全地区	4	0	2	3	1	1	11
農地の多い地区	0	0	2	0	0	-	2
岩戸川緑道	3	0	2	1	1	-	7
緑の多い住宅地	0	0	0	0	0	-	0
多摩川 (狛江水辺の楽校付近)	5	1	21	5	4	4	40
総種数	23	1	24	8	6	5	67

※水生動物の調査は野川、前原公園、狛江弁財天池特別緑地保全地区、多摩川のみで実施。

野 川（調査地①）



野川（谷戸橋付近）



瀬切れの状況

<特性>

- ・ 沿道と水辺の高低差は大きい、高水敷には植物も多く、河道のなかで流れが蛇行している部分があり、瀬や淵等、水深や水の流れる速さに変化がみられる。
- ・ ホンDOIタチ、アズマモグラ等の哺乳類、アオダイショウ、ニホンカナヘビ等の爬虫類のほか多くの生きものが確認されており、多くの生きもののよりどころとなっているほか、移動経路としても使われていると推測される。
- ・ カワセミが年間を通じて確認されており、世田谷区や調布市内の崖線・斜面林等と行き来して一体的に利用している可能性がある。
- ・ 川と海を移動し水域間の連続性を必要とするモクズガニが生息している。
- ・ 河川沿いを散歩、ジョギングする人が多く、野川の存在が地域住民にとっての癒しや快適性、住環境としての魅力を高める役割も担っている。
- ・ 水辺を好む植物が少なく、アレチウリ、セイバンモロコシ、ワルナスビ等の外来植物が多い。特にアレチウリは広範囲に繁茂している。
- ・ ウシガエル、ミシシippアカミミガメ等の外来種*が生息している。
- ・ 夏場に水が少なくなり、流れが途切れる「瀬切れ」を生じることがある。

表 2.5 野川で見られた主な生きもの ※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	アカメガシワ、ノイバラ、イヌワラビ、ツルボ、オオブタクサ※、アレチウリ※、カナムグラ、ナワシロイチゴ、ヨモギ、ヤナギタデ、オランダガラシ※、オオカワヂシャ※、ヨシ、オギ、ススキ、クサヨシ、ノゲシ、ヘビイチゴ、ワレモコウ、ヒメガマ、セリ、ヒルガオ、ノアサガオ※、セイトカアワダチソウ※ ほか
哺乳類	アズマモグラ、ホンDOIタチ★
鳥 類	カルガモ、オナガガモ、コガモ、キジバト、カワラバト※、カワウ、アオサギ、コサギ★、イソシギ★、カワセミ★、モズ★、ハシボソガラス、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ、ムクドリ、ツグミ、ジョウビタキ、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ★、カワラヒワ、アオジ
爬虫類	ミシシippアカミミガメ※、ニホンカナヘビ★、アオダイショウ★
両生類	ウシガエル※
昆虫類	ハグロトンボ、シオカラトンボ、アオマツムシ※、ショウリョウバッタ、コバネイナゴ、オオカマキリ、アメンボ、クサカゲロウ、キボシカミキリ※、ジャコウアゲハ、アオスジアゲハ、ヒメアカタテハ、キアサナガバチ、ニホンミツバチ、セイヨウミツバチ※ ほか
水生動物	コイ※、ギンブナ、モツゴ、スミウキゴリ、スジエビ、アメリカザリガニ※、モクズガニ ほか

★東京都レッドデータブック掲載種／※外来種

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

保存樹林地

西野川樹林地（調査地②）・中和泉樹林地（調査地④）



西野川樹林地



中和泉樹林地

<特性>

- ・ 市内における貴重な緑地であり、生きもののよりどころとして重要な場となっている。各樹林地の規模は小さくなく、隣接する社寺林や緑道、農地等とのまとまり、つながりがあることが生きものの生息・移動にとって重要である。
- ・ 林床の落ち葉が肥沃な土壌をつくっており、アズマモグラが生息する。
- ・ 猛禽類*や、オナガ等が営巣できる高木が存在する。
- ・ ヒガシニホントカゲ等の爬虫類の生息が確認されている。
- ・ 樹林地によっては、中低木が少なく、常緑樹を含む高木が密生し下草のない暗い樹林となっており、生きものの多様性が低くなっている。

表 2.6 西野川・中和泉樹林地で見られた主な生きもの

※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	ケヤキ、アカマツ、アカメガシワ、アオキ、ヤブツバキ、エノキ、ムクノキ、トウネズミモチ※、シラカシ、コナラ、サンショウ、ヤブミョウガ、キツタ、アケビ、ヤブラン、カニクサ、ヤツデ、ヨウシュヤマゴボウ※、マダケ※、ナンキンハゼ※ ほか
哺乳類	アズマモグラ、ホンドタヌキ
鳥 類	キジバト、カワラバト※、コゲラ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ヒヨドリ、ワカケホンセイインコ※
爬虫類	アオダイショウ★、ヒガシニホントカゲ★、ニホンカナヘビ★
昆虫類	エンマコオロギ、カネタタキ、アブラゼミ、ツクツクボウシ、ミンミンゼミ、ウスバカゲロウ、カブトムシ、イカリモンガ、クロアゲハ、ヒカゲチョウ、クロコノマチョウ※、セイウミツバチ※

★東京都レッドデータブック掲載種／※外来種

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

緑 道

野川緑道（調査地②）・岩戸川緑道（調査地⑧）



野川緑道



岩戸川緑道

<特性>

- ・ 高木・中低木等多様な種が植栽され、住宅地のなかを線状に伸びる貴重な緑地となっており、野草も生育している。野生の動物にとっての重要な生息空間であり移動経路となっている。
- ・ チョウ類の食草や蜜源となる植物が少ないこともあり、確認された昆虫類の種数・個体数は多くない。
- ・ 園芸植物や外来植物が多く植栽されているほか、希少種も一部で植栽されており、地域の生態系に悪影響を及ぼす種の植栽回避、在来種*の保全・活用に留意が必要である。
- ・ 多くの人が利用するエリアであり、人にとっての安心・安全と、野生の生きものの生息・生育空間とのバランスのとれた維持管理が必要である。
- ・ 一部でせせらぎが創出されているが、構造が人工的で水生生物は殆ど確認されていない。

表 2.7 野川緑道・岩戸川緑道で見られた主な生きもの

※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	サンゴジュ、ハリエンジュ※、ヒイラギナンテン※、フジ、カラスウリ、ミズヒキ、ヤブガラシ、オオバコ、セイヨウタンポポ※、ドクダミ、カタバミ、ヘクソカズラ、クズ、オニノゲシ※、ノビル、ノハカタカラクサ※、ヤブカンゾウ※、ハナダイコン※（ほか
哺乳類	アズマモグラ
鳥 類	キジバト、カワラバト※、ツミ★、ワカケホンセイインコ※、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス★、エナガ★、メジロ、ムクドリ、シロハラ、ジョウビタキ、スズメ、ハクセキレイ
爬虫類	ヒガシニホントカゲ★、ニホンカナヘビ★
昆虫類	ツツレサセコオロギ、アオマツムシ※、ショウリョウバッタ、ハラビロカマキリ、ミンミンゼミ、アブラゼミ、クロアゲハ、ナガサキアゲハ※、アゲハ、セグロアシナガバチ（ほか

★東京都レッドデータブック掲載種／※外来種

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

公 園

前原公園（調査地③）・西河原公園（調査地⑤）



前原公園のとんぼ池



西河原公園

<特性>

- ・ 多くの市民が訪れ、身近で自然とふれあうことができる場所となっている。西河原公園は子どもたちの自然体験の場としても活用されている。
- ・ 池が創出されており、カエルやトンボ等が確認されている。
- ・ 維持管理で発生した剪定枝や落ち葉を溜め、堆肥化やチップ化による公園管理への活用が行われている。堆積された場所は、昆虫や爬虫類等の小動物が生息する場所（エコスタック*）にもなっている。
- ・ 人の利用によって土が踏み固められている場所が多い。
- ・ キンギョや飼育品種のメダカ等が池に放流されることがある。
- ・ 西河原公園の池底はコンクリートで、たまった落葉等も水の管理作業の際に除去されるため水生植物の生育がない。ヤゴやカエルの卵・オタマジャクシ等の水生動物は隠れ場所がないため、自然の池よりも野鳥等に捕食されやすくなっている。

表 2.8 前原公園・西河原公園で見られた主な生きもの

※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	コナラ、クヌギ、エゴノキ、ネムノキ、ヘビイチゴ、ワレモコウ、ヒメガマ、ドクダミ、カタバミ、セイヨウタンポポ※、ヒメジョオン※、ハルジオン※、オギ、ミゾソバ、キショウブ※、オオハングウソウ※、アマゾントチカガミ※、オモダカ、ヤブラン ほか
哺乳類	アズマモグラ
鳥 類	キジバト、カワラバト※、カルガモ、コゲラ、モズ★、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、エナガ★、メジロ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、セグロセキレイ★、トビ★
爬虫類	ミシシippアカミミガメ※、ニホンカナヘビ★、ヒガシニホントカゲ★
両生類	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル★、ウシガエル※、ニホンアカガエル★
昆虫類	オオアオイトトンボ、クロスジギンヤンマ、マユタテアカネ、ミツカドコオロギ、コバネイナゴ、ショウリョウバッタ、オオカマキリ、クマゼミ※、ツクツクボウシ、アメンボ、カブトムシ、ヨツボシテントウ、ハイイロゲンゴロウ、クロアゲハ、ジャコウアゲハ、アカボシゴマダラ※、コガタスズメバチ ほか
水生動物	メダカ（飼育品種）、キンギョ（改良品種）、アメリカザリガニ※、マルタニシ☆

☆環境省レッドデータブック掲載種／★東京都レッドデータブック掲載種／※外来種

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

社寺林

伊豆美神社（調査地④）・泉龍寺（調査地⑥）



伊豆美神社



泉龍寺

<特性>

- ・ 地域の歴史文化資源でもある社寺と一体となった樹林地は、生きものにとっての重要な生息環境であり、狛江市の重要な自然環境となっている。
- ・ 樹齢を重ねた高木が残されており、林床では日陰を好む植物も生育している。
- ・ シジュウカラやコゲラ、スズメ等多くの鳥類が確認されている。
- ・ 維持管理で発生する枝葉の堆積場所では、朽木や落葉の下、枝葉のすき間等を好む昆虫類やカナヘビ等の小動物が生息している。
- ・ 境内の草地では、コオロギやバッタ、カマキリの仲間等も確認されているほか、花の咲く種の周辺ではチョウ類やハチ類も多く確認されている。

表 2.9 伊豆美神社・泉龍寺で見られた主な生きもの

※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	スギナ、イヌワラビ、ヤブラン、アケビ、ノブドウ、ケヤキ、ムクノキ、マグワ※、コナラ、シラカシ、ヨウシュヤマゴボウ※、マンリョウ、ヘクソカズラ、ヒメジョオン※、キヅタ、フキ、カントウタンポポ、セイヨウタンポポ※、タチツボスミレ、ヤマユリ
哺乳類	アズマモグラ
鳥 類	シジュウカラ、コゲラ、ウグイス★、エナガ★、オナガ、スズメ、ヒヨドリ、キジバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ワカケホンセイインコ※
爬虫類	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ★
昆虫類	エンマコオロギ、アオマツムシ※、オンブバッタ、ハラビロカマキリ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、ツクツクボウシ、エサキモンキツノカメムシ、ナミテントウ、クロアゲハ、ナガサキアゲハ※、ヒカゲチョウ、コガタスズメバチ、セイヨウミツバチ※、オオハラナガツチバチ ほか

★東京都レッドデータブック掲載種／※外来種

（境内は私有地です。参拝等の目的以外で立ち入ったり、断りなく動植物を採取したりしないようご注意ください。）

狛江弁財天池特別緑地保全地区（市管理エリア）（調査地⑥）



<特性>

- ・ 貴重なまとまった緑地として特別緑地保全地区に指定されている。市民グループにより、市管理エリアの維持管理、生きもの調査、開放日の運営が行われている。
- ・ 狛江駅前に位置し、樹陰や枝葉のゆれる音、季節ごとの虫や鳥の鳴き声等、通勤通学や買い物等、日常的に癒しや潤いを市民にもたらしている。
- ・ 敷地内の池は、カルガモ等の休息地となっているほか、ヒバカリ、ヒガシニホントカゲ等も生息しており、餌となる小動物が多く生息していると推測される。
- ・ 地域にとって重要な自然環境となっており、かつて屋敷林として植栽されたと推測される植物が多くみられる。
- ・ 樹木が大きく成長して林床が暗い場所が多く、昆虫類の確認種は少ない。
- ・ 水源が雨水と地下水揚水のため、渇水時に池が干上がることがある。
- ・ ハクビシン、ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、アメリカザリガニ、ワカケホンセイインコ、セイヨウキツタ等、多くの外来種*が確認されている。

表 2.10 狛江弁財天池特別緑地保全地区（市管理エリア）で見られた主な生きもの

※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	ケヤキ、エノキ、ムクノキ、シラカシ、コナラ、ミズキ、アカマツ、コブシ、アオキ、サンショウ、ヤブツバキ、キツタ、ヤブラン、アズマネザサ、ミズヒキ、ノイバラ、クズ、スイカズラ、アケビ、ヤブミョウガ、モウソウチク※、ヨシ ほか
哺乳類	アズマモグラ、ハクビシン※、クマネズミ
鳥 類	マガモ、カルガモ、カワラバト※、キジバト、コゲラ、ワカケホンセイインコ※、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス★、エナガ★、メジロ、シロハラ、アオジ
爬虫類	ヒガシニホントカゲ★、ニホンカナヘビ★、ヒバカリ★、ミシシippアカミミガメ※
両生類	ウシガエル※
昆虫類	アキアカネ、クビキリギス、モリオカメコオロギ、アオマツムシ※、アオバハゴロモ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、ツクツクボウシ、アメンボ、ヤマトヒメカゲロウ、ダンダラテントウ、クロアゲハ、アカボシゴマダラ※、オオハラナガツチバチ ほか
水生動物	コイ、アメリカザリガニ※ ほか

★東京都レッドデータブック掲載種／※外来種

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

農地の多い地区（調査地⑦）



<特性>

- ・ 農地やその周縁の樹木・生け垣や土壤中に生息する小動物を餌とする鳥類が複数種確認されており、生きものにとっての貴重な生息環境となっている。
- ・ 生物相は豊かではなく、哺乳類・爬虫類・両生類で確認できた在来種*はアズマモグラ1種のみであった。
- ・ 農地周縁に植えられた柑橘類等では、その葉を食べるアゲハ類の幼虫も確認されている。
- ・ ハクビシン（外来種*）、カラス類（在来種）等による農作物への食害が発生している。
- ・ 後継者不足や相続等によって農地が年々減少している。

表 2.11 農地の多い地区で見られた主な生きもの

※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	ヘクソカズラ、セイヨウタンポポ※、ヒメムカシヨモギ※、ツユクサ、ヤブガラシ、シロツメクサ※、ヒメジョオン※、イヌワラビ、ハハコグサ、ナズナ、ツユクサ、ハキダメギク※、ノビル、ヒガンバナ※、スギナ、ホトケノザ、ノブドウ ほか
哺乳類	アズマモグラ、ハクビシン※
鳥 類	キジバト、コチドリ★、モズ★、ハシボソガラス、ハシブトガラス、シジュウカラ、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ、メジロ、ツグミ、ハクセキレイ
昆虫類	ウスバキトンボ、シオカラトンボ、エンマコオロギ、アオマツムシ※、オンブバッタ、ハラビロカマキリ、オオカマキリ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、ヤノナミガタチビタムシ、ナミテントウ、アゲハ、モンシロチョウ、コミスジ、セグロアシナガバチ ほか

★東京都レッドデータブック掲載種／※外来種

（農地は私有地です。断りなく立ち入らないようご注意ください。）

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

緑の多い住宅地（調査地⑨）



<特性>

- ・ 生け垣や個人宅敷地内の樹木、遊歩道の脇の非舗装部分の草地、ポケットパークに植栽された樹木等が、生きものにとっての貴重な生息空間となっている。
- ・ カネタタキ等の鳴く虫、草地を利用するバッタ類、花の咲く草木に吸蜜に訪れるチョウ類等の昆虫類や、シジュウカラやヒヨドリ、ムクドリやカラス類等の鳥類が確認されている。
- ・ 庭にミカン等柑橘類を植栽している住宅では、アゲハ類がよく観察されている。石垣がある場所では、石のすき間に植物が生育したり、すき間が小動物の生息場所として利用されている。
- ・ 住宅間に残されているかつての水路や、非舗装の駐車場の草地等も、生きものにとって貴重な生息空間となっている。
- ・ 植物は主として人為的な植栽に頼り、空間としても多様性に欠けるため、都市化の進んだ地域でも生息可能な生きものは確認されているものの、その種類は限定されており個体数も少ない。

表 2.12 緑の多い住宅地で見られた主な生きもの

※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	エゴノキ、ヘクソカズラ、ドクダミ、カタバミ、ツユクサ、ハルジオン※、セイヨウタンポポ※、ツタ、ノイバラ、ユウゲショウ※、セイタカアワダチソウ※、ヨモギ、スギナ、ホトケノザ、ムラサキカタバミ※、タチツボスミレ、スミレ、アレチノギク※ ほか
鳥 類	キジバト、ハシボソガラス、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ムクドリ、スズメ
昆虫類	アオマツムシ※、カネタタキ、オンブバッタ、キマダラカメムシ※、ナナホシテントウ、ルリカミキリ、セスジユスリカ、ホソヒラタアブ、オオスカシバ、ナガサキアゲハ※、アゲハ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、クロヤマアリ、コガタスズメバチ ほか

※外来種

（個人の敷地内に断りなく立ち入らないようご注意ください。）

多摩川（調査地⑩）



河川敷の小さな流れ



アレチウリ等が繁茂

<特性>

- ・ 水辺（流れ・たまり）や樹林地、草地、礫河原等多様な自然環境が残されており、自然環境の調査でも、確認された種の総数・希少種数ともに、市内で最も多かった。非常に重要な自然拠点となっている。
- ・ 礫河原という特定環境に依存するカワラバタ等も確認されている。
- ・ ニヶ領宿河原堰付近は、年間を通じて多くの鳥が見られる場所となっている。冬期は越冬のために渡ってくるカモ類が、夏期はコアジサシやツバメ等が見られ、カワウ、コサギ、カルガモ等は通年確認されている。
- ・ アレチウリやオオフサモ、オオカワヂシャ等、多くの外来種*が確認されている。市民との協働による駆除活動の継続、流域の他自治体や国土交通省と連携した効果的な駆除が必要である。
- ・ 人による利用頻度が高いほか、リードなしでのイヌの散歩やノラネコも多く確認されており、ホンドタヌキやホンドイタチをはじめとする野生動物の生息に影響を与えている可能性がある。

表 2.13 多摩川で見られた主な生きもの ※自然環境調査（p20-24 参照）結果より抜粋

植 物	エノキ、コナラ、オニグルミ、タチヤナギ、ヤマハギ、アズマネザサ、ヨモギ、カラスウリ、ノイバラ、センニンソウ、ヨシ、オギ、ミゾソバ、ツルボ、ナワシロイチゴ、アレチウリ※、セイタカアワダチソウ※、シナダレスズメガヤ※、オオフサモ※、ミズヒマワリ※、オオカワヂシャ※、アセビ、カサスゲ ほか
哺乳類	アズマモグラ、アブラコウモリ、ホンドタヌキ、ホンドイタチ★
鳥 類	コガモ、カワウ、コアジサシ★、セグロカモメ、カイツブリ★、カンムリカイツブリ★、ダイサギ★、チュウサギ★、ヒメアマツバメ★、イソシギ★、イカルチドリ★、ツミ★、チョウゲンボウ★、モズ★、コシアカツバメ★、セグロセキレイ★、ウグイス ほか
爬虫類	ミシシippiaアカミミガメ※、ニホンカナヘビ★、ジムグリ★、ニホンマムシ★
両生類	ウシガエル※、ニホンアカガエル★
昆虫類	ハグロトンボ、アジイトトンボ、シオカラトンボ、エンマコオロギ、コバネイナゴ、オオカマキリ、ヒメアメンボ、キボシカミキリ※、アオスジアゲハ、ベニシジミ、キアシナガバチ、ニホンミツバチ、セイヨウミツバチ※ ほか
水生動物	コイ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ☆、ウキゴリ、スミウキゴリ、スジエビ、アメリカザリガニ※ ほか

☆環境省レッドデータブック掲載種／★東京都レッドデータブック掲載種／※外来種

（注）水生動物の調査範囲は河川敷内の水路や“たまり”のみです。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

2.3 生物多様性保全に係る市内の活動

狛江市では、市ホームページやツイッター、「こま eco 通信」の発行等、市民団体や教育機関との連携による環境に関する情報発信を行っています。市民による環境保全への関心も高く、市内の自然拠点や公園等を中心に、自然環境に関する保全・管理活動、体験学習、情報発信等が活発に行われています。

表 2.14 狛江市における取組の例

こまエコまつり 毎年 6 月の環境月間にあわせて開催する、狛江市主催の環境に関するお祭り。市民団体、関連企業、東京都、狛江市等により広く環境保全をテーマとするブース出展が行われ、様々な情報発信・交流等が行われる。	
こま eco 通信 狛江市が環境施策や環境に関するイベント情報を発信するため平成 28（2016）年 5 月に創刊、年 3 回、市内全戸に配布している。	
生きもの調査会 多摩川や野川において、市民団体と狛江市との協働によって生きものの観察会や自然体験のイベントを開催し、確認された生きものの記録を行っている。	
狛江市小学生環境サミット 2 年に 1 回、市内小学校の児童たちによる環境学習活動発表の場として開催。次世代の地球環境を担う小学生が発表を通じて環境について理解を深め、具体的行動を起こすきっかけとすることを目的としている。	
狛江市環境表彰制度 環境保全に関する取組をより推進するため、環境保全に関する取組を行った個人、事業者、団体等のうち、特に顕著な成果をあげた方を表彰している。	

2.4 生物多様性に関する市民意識

平成 30（2018）年度に「生物多様性に係る市民アンケート」を実施し、生物多様性に関する市民意識の把握を行いました。アンケートは、一般市民（住民基本台帳から無作為抽出した 18 才以上の市民 1500 名）及び、小中学生（市内小中学校在学の小学 4 年生（587 名）・中学 2 年生（454 名））を対象に実施しました。

1) 自然への満足度

狛江市の自然については、47.1%が「都会にしては自然が多く満足」と現状について満足していると回答しました。「都会にしては多いが、もう少し増えるとよい」との回答をあわせると、74.4%が「都会にしては自然が多い」と感じており、「自然が少ないが都会なので仕方ない」・「自然が少ないので増やしてほしい」といった「自然が少ない」と感じている人の合計 14.0%を大きく上回りました。

まとまった樹林地等は少ない狛江市ですが、多摩川、野川の存在や、駅前に狛江弁財天池特別緑地保全地区があること、また緑道や街路樹等、小規模ながらもまちなかで緑を目にする機会が多いことが、自然が多いと感じる要因になっているものと推測されます。

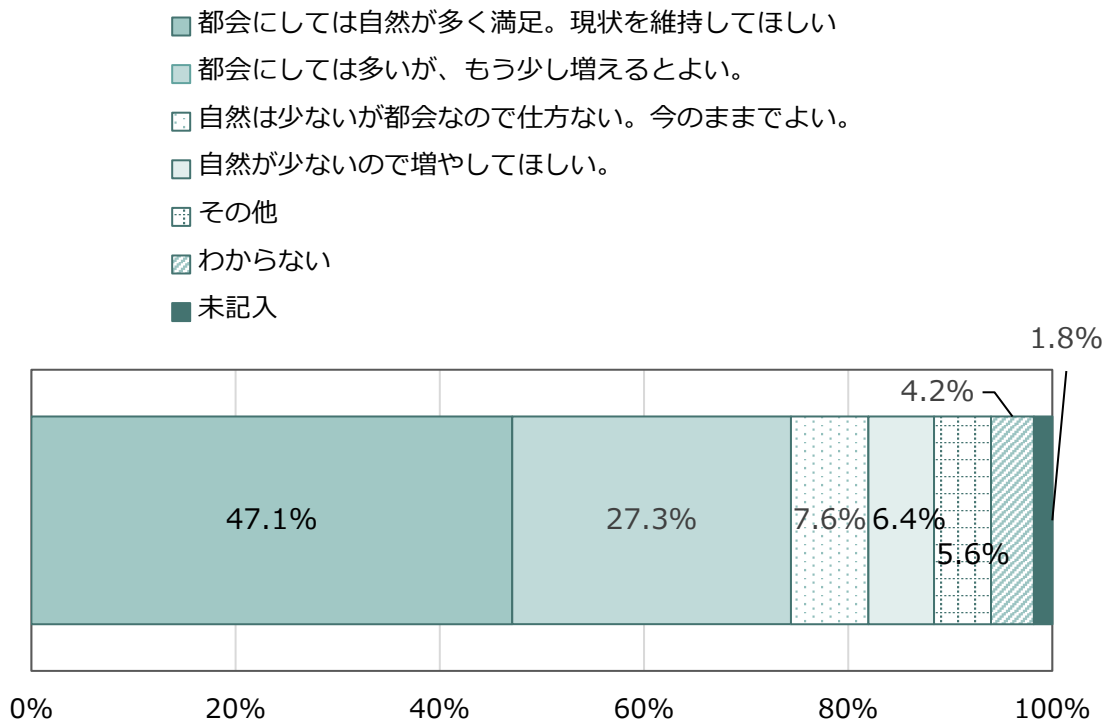


図 2.12 「狛江市の自然環境の現状をどのように感じていますか？」(n=550)

2) 保全・活用すべき自然環境

「狛江市内の自然環境（自然資源）として、特に保全・活用すべきと思う場所はどこですか。」との設問では、多摩川が 82.0%と他を大きく引き離して圧倒的に多く選ばれる結果となりました。多摩川が、狛江市の自然環境の象徴的な場所であることが伺われます。次いで、野川（51.5%）、狛江弁財天池特別緑地保全地区（40.0%）が多く選ばれているほか、公園では、西河原自然公園（28.0%）、西河原公園（22.9%）、前原公園（20.2%）が保全・活用すべき自然として選ばれました。

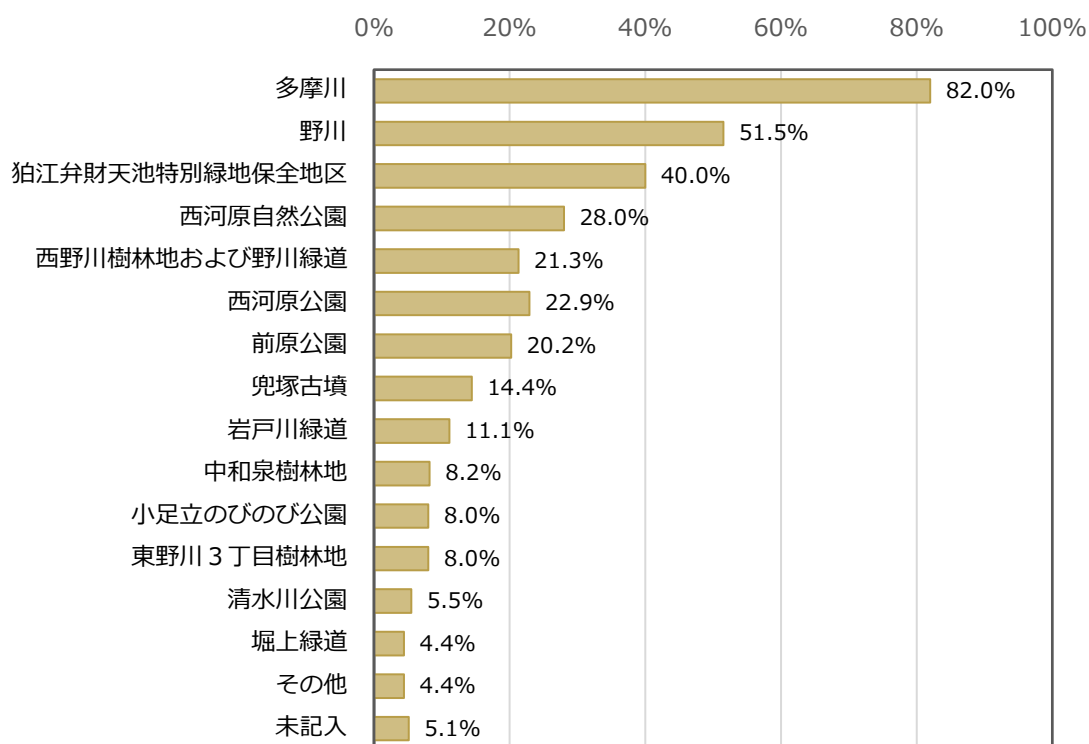


図 2.13 「特に保全・活用すべきと思う自然環境はどこですか？」 (n=550)

3) 「生物多様性」の認知度

「生物多様性」という言葉の認知度は、「意味も含めて知っていた」「聞いたことはあるが意味は知らなかった」「知らなかった」がいずれも 30%余と、ほぼ同じ割合でした。

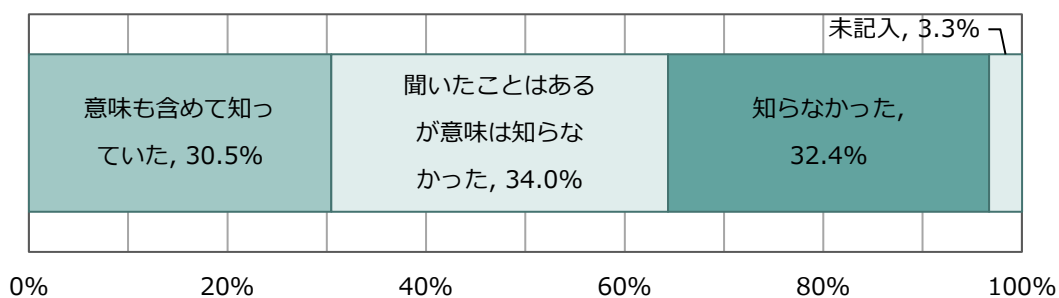


図 2.14 「『生物多様性』という言葉について知っていますか？」 (n=550)

4) 小・中学生が遊びに行く自然環境

小・中学生アンケートでの「あなたがよく行く『自然のある場所』はどこですか。」という設問では、小・中学生ともに、前原公園（とんぼ池公園）と野川が、他の場所に差をつけて多く選ばれています。また、中学生は小学生よりも各場所の選択率が全体的に低く、「どこにも行かない」との回答が36.8%と非常に高く、年齢が上がるにつれて、日常的に自然に触れる機会が減り、自然離れが進んでいることが伺われます。

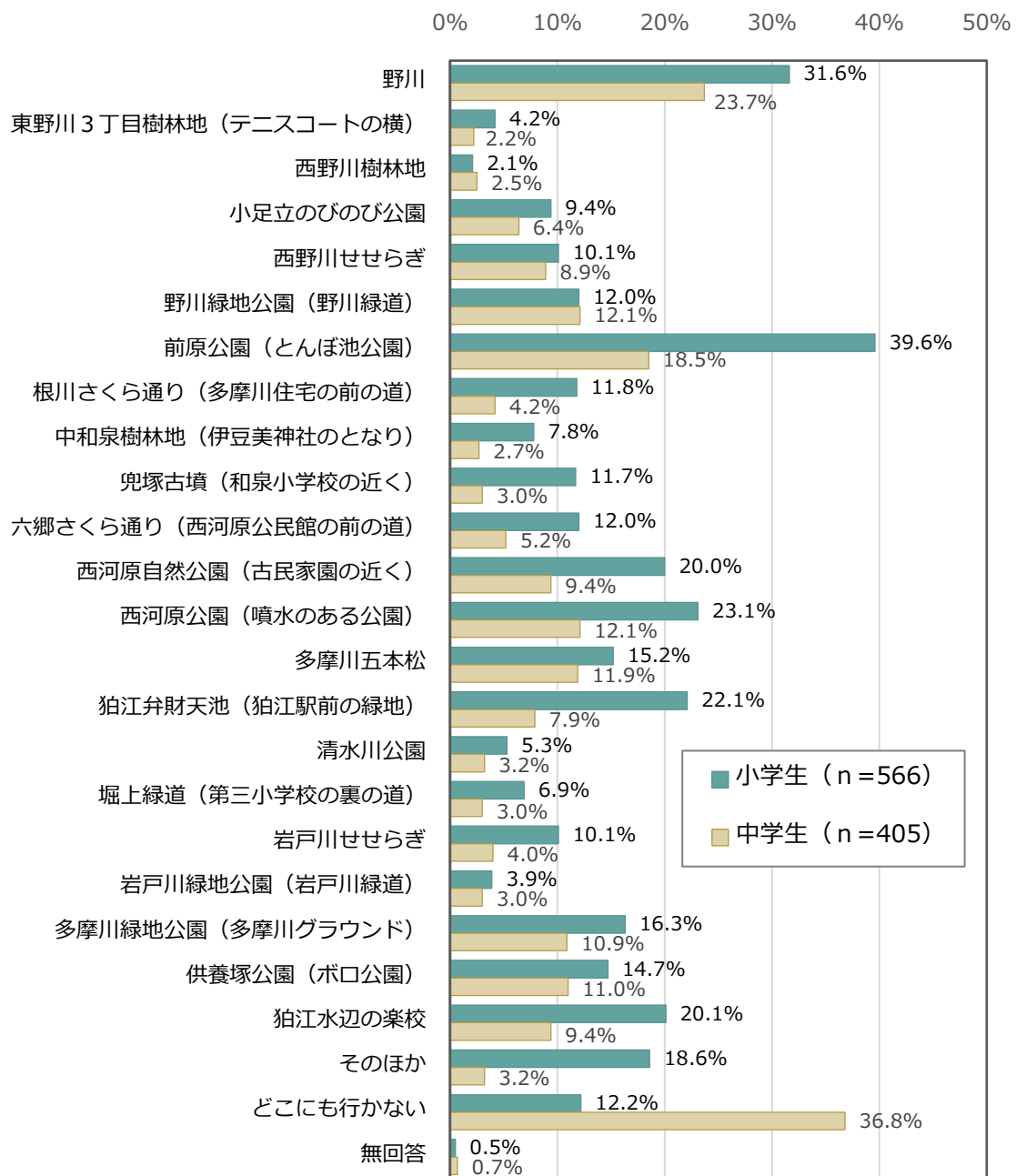


図 2.15 「あなたがよく行く『自然のある場所』はどこですか？」

2.5 狛江市の自然と生物多様性に係る課題

現在の狛江市の「自然」は、知床や小笠原のような原生自然でも、奥多摩のような奥山の自然でも、かつての武蔵野に広がっていた里山の自然でもありません。狛江市の「自然」は、何らかの人の管理のもとで成立している緑や水辺で構成される「都市生態系」です。

狛江市で人の暮らしと自然との共存をめざす上で、次のような課題があります。

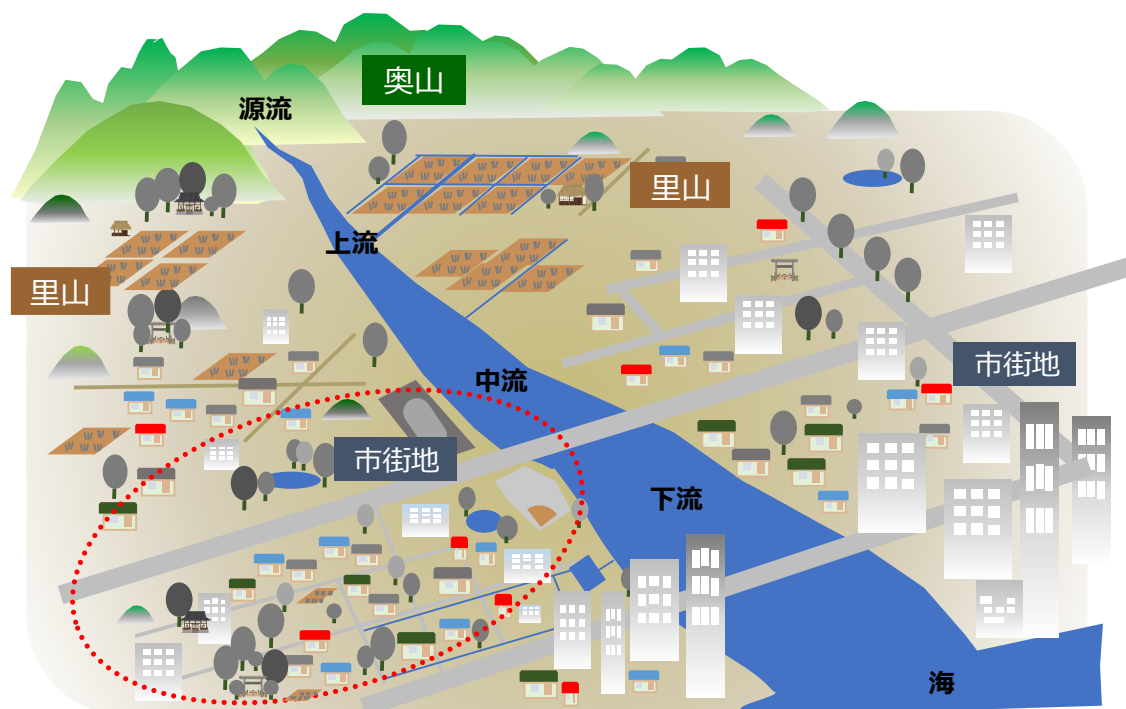


図 2.16 狛江市の自然の位置づけのイメージと市内の自然環境

■残された緑・まとまった緑が少ない

狛江市は、「都会にしては緑が多い」と感じる市民が多く、実際の緑等の自然の量よりも多く感じる理由としては、市の自然環境のシンボルとなっている多摩川のまとまった自然空間があること、狛江弁財天池特別緑地保全地区が駅前にあり日常の風景として市民や来訪者に認識されていること、昔の川筋が野川緑道・岩戸川緑道として連続した緑地として整備されており市民の日常的な通り道、散歩道等として利用されていること、市役所や社寺林、街路樹や古墳、個人宅や事業所の生け垣や敷地内の緑等、小規模ながらもまちなかの身近な至るところに緑が多くあること、そして、樹林地や街路樹を構成する木々は年月の経過に伴う高木が多くボリュームを感じられること、等が挙げられます。

航空写真^(p17)や緑被分布図^(p18)を見ても分かるように、狛江市は市街地化が進んだまちであり、緑地や水辺等の自然環境の面積が少なく、生きものが暮らせるまとまった自然、市全体としての面積・ボリュームが少ないのが課題となっています。

■自然環境と暮らしの調和が必要

狛江市では、日常的に身近な自然拠点や緑道等を利用する市民が多く、身近で水や緑に触れ合えるのが魅力となっています。そのため、人が利用する空間としての安全性・快適性への要求が高い一方で、高い頻度による利用が野生の生きものに与える影響やプレッシャーを大きくしています。

人による利用や安全性・快適性と、野生の生きものの生息・生育とが調和する空間として、自然環境を整備・維持管理・活用していく必要があります。また、身近な生きものについて知るとともに、野生の生きものと共存するための、ちょっとした知恵や思いやりを育てていくことも大切です。

■非常に多くの外来種*が確認されている

市内の自然環境調査から、昔当たり前に身近にいた生きものの確認が減る一方で、非常に多くの外来種が生息・生育していることが確認されました。中には、ハクビシンやアレチウリ等のように、狛江市に元からいた生きものの生息・生育をおびやかしたり、農産物被害や生活公害を引き起こしたりする種も出てきています。

外来種は、宅地・道路の整備やそこでの人間活動に伴って持ち込まれるため、市街地化の進んだまちでは外来種の増加が共通する特徴となっています。外来種も命ある存在であることを理解しつつ、地域の自然を守るために、積極的に対策をはかっていくことが必要です。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

■ 持続可能な保全・活用が必要

全国的に人口減少傾向が続くなか、狛江市では、僅かながらも増加傾向にあります。これは、都心からの利便性ととも、身近に自然を感じられる点が魅力となっています。将来的には人口減少に転じることが推測されており、まちの魅力としての自然環境の持続可能な保全・活用の推進が、ますます重要になっています。

■ 自然環境の保全・維持管理への市民理解と協働の推進が必要

狛江市は、人口約8万人の小さな都市ではありますが、多くの市民団体・グループによる自然環境の保全・維持管理や体験学習活動等が活発に行われており、行政との連携・協働による取組も盛んです。また、多摩川や狛江弁財天池特別緑地保全地区等の自然拠点を空間として活用したイベントやレクリエーションも行われており、自然が身近にある暮らしは、様々な世代の関心を引き付けています。

一方で、「生物多様性」という言葉の市民の認知度は高くありません。生物の多様性は、私たちの暮らしと見えるところ、見えないところで深く関係しているため、私たち一人ひとりの関心や理解・関わりが、狛江市域の自然、多摩川流域の自然、ひいては世界の自然を守るかどうかの「カギ」であり、重要です。

狛江市における暮らしと自然の調和、自然環境の持続可能な保全・活用を進めるためには、私たち一人ひとりの関心と知識とが結び付き、地域の自然への理解が深まり、自発的な関わりが広がっていくことが必要です。

第3章 戦略の方向性

3.1 狛江市のめざす自然環境像

狛江市が最終的にめざすべき生物多様性の到達目標として、「めざす自然環境像」を次のように設定します。

子どもたちにつなげよう！
身近な自然と暮らしが寄り添う

“水と緑といのちが輝く こまえ”



図 3.1 狛江市のめざす自然環境像のイメージ

■ 水と緑といのちが輝く

狛江市は、高層ビルが立ち並ぶ新宿から 20～30 分という好立地にありながら、自然環境のシンボルでもある多摩川をはじめ、野川、その間をつなぐように伸びる岩戸川緑道、野川緑道、そして駅前には歴史的な背景もある狛江弁財天池特別緑地保全地区等の自然が存在します。これらの自然の拠点や軸が、まちなかのちょっとした緑・水辺によってつながり、多くの生きものの“いのち”が息づき、交流しています。

また、人々は、生きものの生息・生育、人への癒し、気候の調節等、自然がもたらす様々な恩恵への感謝や自然への畏敬の念を持ち、“いのち”を大切にしています。



多摩川や野川を軸に、狛江市の自然と周辺地域、流域、海まで、自然のつながりと広がり意識できる活動があります。

人が関わることで保全・活用・維持管理される「都市生態系」として、人の快適・安心・安全な暮らしと野生の生きものとのほどよい関係・距離感を市民みんなで考え、実現しています。

レクリエーションや風景、食等、日常的・当たり前前に自然の恵みを身近で楽しむことのできる暮らしがあります。



■ 身近な自然と人の暮らしが寄り添う

狛江市の自然は、多様な主体の連携・協働によって、人々の暮らしと調和しながら持続的に守り・育てられており、身近に自然のある暮らしを日常的に楽しむ狛江市ならではの自然とのつきあい方が当たり前のこととして根付いています。

また、多摩川の洪水等、自然の脅威と向き合いながら、共に歩んできた経験・歴史を活かし、自然環境を利用した環境保全・防災・減災・地域振興を図る等、自然が持つ多様な機能を活用した取組が進んでいます。



多摩川の水害の記憶を伝えつつ、自然環境も都市基盤の一つとして位置づけ、生きものと共存する考え方が、まちづくりの精神の一つとして組み込まれており、公園や校庭の一角や庭先等、暮らしの身近のいたるところに、生きものが喜ぶちょっとした空間があります。

人だけ、野生の生きものだけ、ではなく、人も生きものも持ちつ持たれつ、ちょっとした知恵とやさしさで、小さな生きものも人も共に生きることができます。

農地を多面的な機能を持つ地域の資源として認識し、安心・安全な農産物の生産や消費を促進しています。地域全体が地域農業を応援し、農家と共に農地を守っています。

古墳や社寺等の歴史資源と自然が一体となって暮らしの風景となり、地域の学びに生きています。



■ 自然を将来へ継承する

狛江市の自然を将来へ継承するため、市民・市民団体・事業者全ての人たちが生物多様性の重要性を理解し、その恵みを活かしています。次代を担う若者や子どもたちと共に、自然の魅力や大切さ、自然を活かす知恵を伝えています。



市民が生物多様性について関心・理解を持ち、自らの暮らしのなかで生物多様性の保全に寄与する取組を実践しています。

子どもたちが暮らしや学びのなかで、身近に自然に触れ、様々な体験や交流を通じて「生きる力」「豊かな心」を育み、生き生きと輝いています。

3.2 戦略の 10 年間でめざす目標

本戦略の対象期間である令和 11（2029）年までに実現することをめざし、次の 3 つの目標を掲げます。

目標① 市民による生物多様性の「認知度」の向上を図る

市民に「生物多様性」の意味や取組が浸透していることの目標として、市民の過半数が「意味も含めて知っている」という状態をめざします。

（18 才以上の市民を対象とした市民アンケートによる）

「生物多様性」の意味を知っている市民の割合

30.5%（平成 30 年度）※→ 51%以上

※平成 30（2018）年度に実施した市民アンケートにおける「生物多様性」の認知度（p36 参照）

目標② 生きものを育む「緑の量」を確保する

「動植物の生息・生育空間の量を確保する」ことの達成状況を確認するための目標として、減少傾向が続いている緑被地面積の現状維持をめざします。

緑 被 率*

24.32%（平成 30 年度）→ 26%以上



※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

目標③

自然環境の質を測る「指標種」の生息を確保する

「動植物の生息・生育空間の質を確保する」ことの達成状況を確認するための目標として、狛江市の都市生態系を構成する水辺・樹林地・草地等で現在も生息が確認されている動物から代表的な種 19 種を選び、「指標種」として、その生息が継続的に確認されることをめざします。

多摩川や野川に代表される「水辺」と、社寺林や畑等を含む「緑の多いまちなか」において、それぞれの生態系を構成し、自然環境が良好な状態で保全・維持されることで生息が可能となる代表的な種を生物多様性の質的な目標＝指標種として掲げます。

「指標種」の選定にあたっては、それぞれの生態系の頂点に立つ肉食の種、生活圏が広域にわたる種、ヨシ原や礫河原・草原等、特定の環境を必要とする種、そして、誰もがを見つけやすい種等の視点から選びました。

これらの種を「ものさし」として生息を見守ることにより、狛江市の自然環境の質が守られているかを確認しながら取組を進めていきます。

■水辺の指標種（11 種）と生態ピラミッド

チョウゲンボウ・ホンドイタチ・カワセミ・ヒバリ・オオヨシキリ
・ツバメ・ドジョウ・ニホンアマガエル・アカトンボの仲間
・ハグロトンボ・カワラバッタ

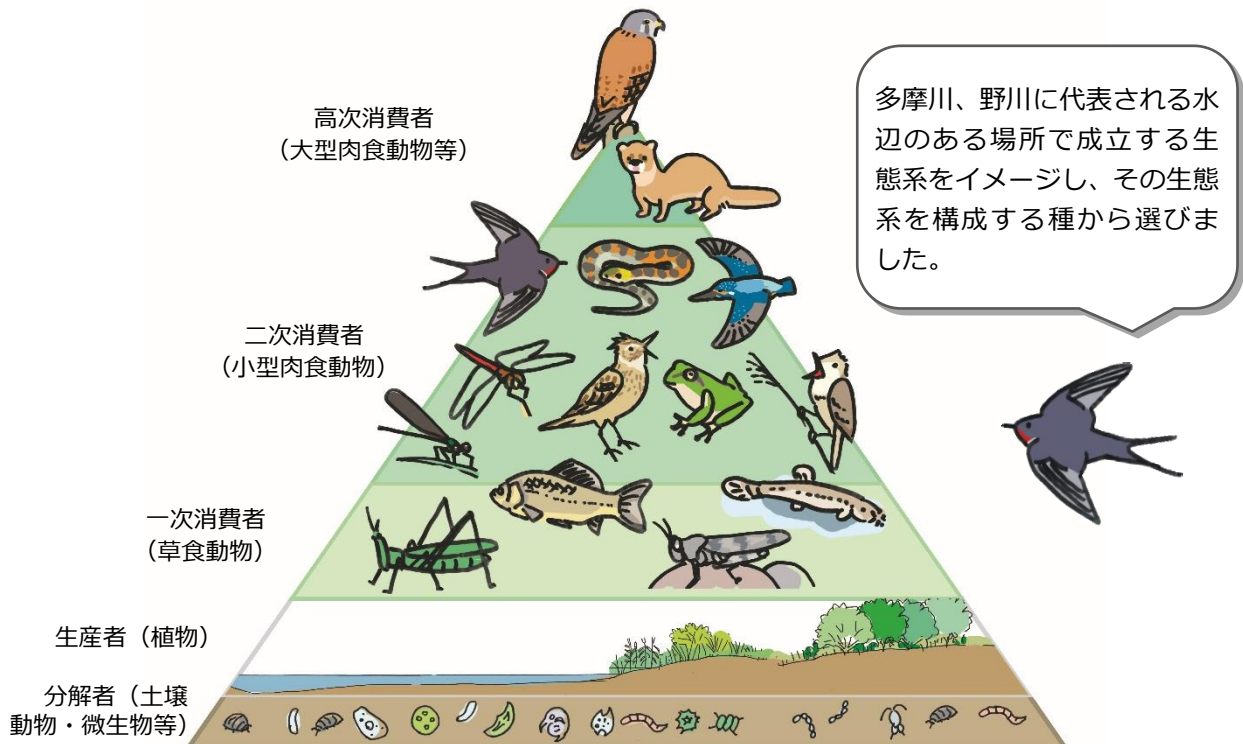


図 3.2 水辺の生態系（イメージ）

■緑の多いまちなかの指標種（9種）と生態ピラミッド

ツミ（タカの仲間）・ホンドタヌキ・アブラコウモリ・モズ・ツバメ
・ヒガシニホントカゲ・ニホンミツバチ・ナナフシモドキ・ヒグラシ

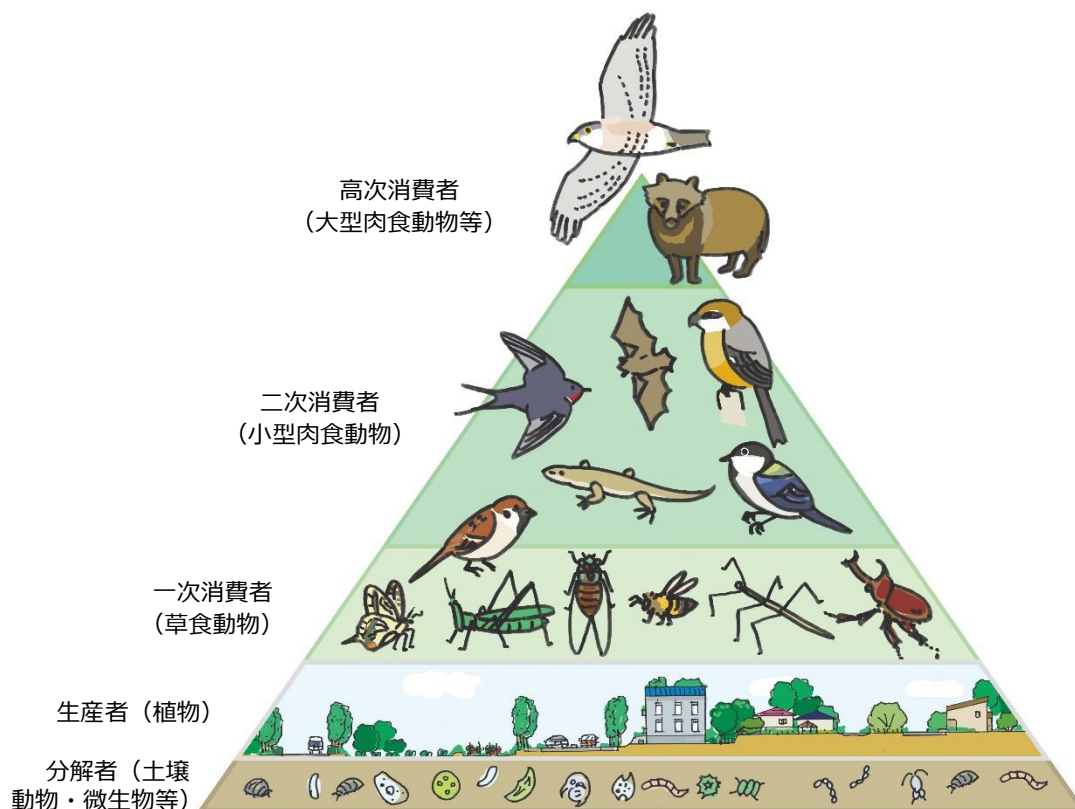
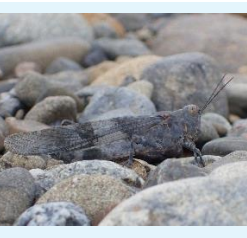


図 3.3 緑の多いまちなかの生態系（イメージ）



まとまった樹林のある場所はもちろん、住宅地や農地等も含む水辺以外の場所で成立する生態系をイメージし、その生態系を構成する種から選びました。

表 3.1 水辺の指標種（11 種）

チョウゲンボウ	ホンドイタチ	カワセミ	ヒバリ
			
農耕地や草地等でネズミや小鳥類、カエル等を捕食する小型の猛禽類*。	主に水辺付近の草地に生息し、ネズミ、魚、カエル等を主食に植物の実等も食べる哺乳類。	小魚、エビ類・カエル類等の水辺の生きものを食べ、土の崖に営巣する。	河川敷の草地や農耕地等に生息し、植物の種子や昆虫類等を食べる。春先に空高くさえずる姿を見ることがができる。
オオヨシキリ	ツバメ	ニホンアマガエル	カワラバッタ
			
河川敷等のヨシ原に生息し昆虫等を食べる夏鳥。初夏に飛来し、ヨシ原でさえずる声が特徴的。	巣の素材として水辺の泥等を利用する。南へ渡る夏の終わりには、河川敷等のヨシ原に集団ねぐらをとる。	樹林に囲まれた池沼、明るく開けた池等に生息する体長2～3 cmの緑色のカエル。	時折かく乱されることで維持される大きめの礫がある河原に生息する体長3～4 cmのバッタ。体は砂礫にまぎれる灰色のまだら模様。
ドジョウ	アカトンボの仲間	ハグロトンボ	
			
河川の中流～下流、河川敷の細流等に生息、イトミミズやエビ類、珪藻、植物の茎・根・種子等を食べる雑食の魚。	池や河川敷のたまり等の止水域で産卵し、秋に体が赤くなるトンボ。飛翔する小昆虫やクモ、他のトンボ等を食べる。 (写真:リスアカネ)	近くに林やヤブのある、産卵できる水生植物の生えた水質の良い、ゆるやかな流れの水辺に生息する。幼虫（ヤゴ）・成虫ともに肉食で、他の昆虫類等を捕食する。	

※の写真：（公財）日本生態系協会提供（※印以外は全て狛江市内で撮影）

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

表 3.2 緑の多いまちなかの指標種（9 種）

ツミ	ホンドタヌキ	アブラコウモリ
		
スズメ等の小鳥を主食とし、アカマツ等の針葉樹を好んで営巣する小型の猛禽類*。	水辺や樹林地等を含む広い生活圏を持つ夜行性の哺乳類。雑食で農作物に被害を与える可能性もあるため農地周辺では留意が必要。	夜行性で飛翔中の昆虫や水生昆虫等を食べる哺乳類。住宅の屋根裏や雨戸の戸袋等をねぐらとして利用。
モズ	ツバメ	ヒガシニホントカゲ
		
昆虫、甲殻類、両生類、小型爬虫類等を食べ、開けた林縁、農耕地、河畔林（河川敷の樹林）等に生息。	空中を飛ぶ昆虫を捕食し、天敵から守られやすい人家の軒下等で営巣、子育てを行う。春先に日本に飛来する。	地表や地中にすむ昆虫やクモ、甲殻類等を餌とし、石垣の隙間や石の下等で休み、日当たりの良い石の上等で日光浴をする。
ニホンミツバチ	ナナフシモドキ（ナナフシ）	ヒグラシ
		
広葉樹の樹洞に営巣し、花蜜・花粉を餌とするため、農作物の受粉に寄与する。農薬の影響による減少が懸念されている。	細長い体で枝や草の茎等に擬態する。エノキ・クヌギ・コナラ・アカメガシワ等、落葉広葉樹の葉を食べる。大きさは6～8 cm前後。	樹林に生息し細長い口を差し込んで樹液を吸う。夏季、朝夕を中心にカナカナカナ…と鳴く。オスは約3～4 cm、メスは約2～2.5 cm。

※印の写真：（公財）日本生態系協会提供（※印以外は全て粕江市内で撮影）

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

3.3 戦略の基本方針

めざす自然環境像「子どもたちにつなげよう!身近な自然と暮らしが寄りそう“水と緑といのちが輝くこまえ”」の実現に向け、以下の3つの基本方針に基づく取組を進めていきます。

めざす
自然環境像

子どもたちにつなげよう!
身近な自然と暮らしが寄りそう
“**水と緑といのち**が輝く **こまえ**”



目標実現に向けた3つの基本方針

狛江の自然を守る・調和する・つなぐ
こまエコネットワーク

都市生態系である狛江の自然（緑や水辺等）について、人の暮らしとの調和を意識しながら保全・維持管理・創出・連続化等による生態系ネットワーク（p8）の形成を図ります。

狛江の自然を
知る・伝える・活かす
こまエコスタイル

狛江の自然を資源として守り活かす
狛江らしい暮らし（ライフスタイル）、経済、教育・学習の実現を図るとともに、地域の自然を知るための情報の蓄積・発信を進めます。

狛江の自然のために
活動する・協働する
こまエココミュニティ

市民団体等による自然との共存に向けた主体的な活動を推進するとともに、狛江市内外の多様な主体の取組をつなぎ・交流することによって、自然を守り、将来につなげる地域社会（コミュニティ）づくりを行います。

図 3.4 戦略の基本方針

第4章

基本方針に基づく施策体系

狛江市において生物多様性に係る「めざす自然環境像」を実現するため、3つの基本方針に基づく8つの施策テーマのもと、15の取組を進めます。

3つの基本方針



基本方針Ⅰ

狛江の自然を守る
調和する・つなぐ

こまエコネットワーク



基本方針Ⅱ

狛江の自然を
知る・伝える・活かす

こまエコスタイル



基本方針Ⅲ

狛江の自然のために
活動する・協働する

こまエココミュニティ

8つの施策テーマ

施策テーマ1 自然を守る

今ある狛江の自然を地域の財産として守ります。

施策テーマ2 自然とまちの調和をはかる

まちの快適性・安全性と調和した自然の持続可能な維持管理・活用を図ります。

施策テーマ3 自然を生み出し、つなぐ

身近にたくさんの小さな自然を生み出し、今ある自然とつなげます。

施策テーマ4 自然を知る機会の充実をはかる

狛江の自然環境を活かした自然体験や生涯学習・学校教育の充実を図り、狛江の自然を守り・育て・活かす人材を育てます。

施策テーマ5 自然に関する情報の蓄積と発信をすすめる

狛江の自然に関する情報の蓄積・活用・発信を通じて、自然への理解・関心を高め、市民意識の醸成を図ります。

施策テーマ6 自然資源を活かし、暮らしを豊かにする

狛江の自然を守り活かす環境にやさしい生活スタイルを推進するとともに、自然の価値・魅力を活かした地域振興を図ります。

施策テーマ7 市民団体等の主体的な活動を促進する

狛江の自然に対する市民意識の醸成を図り、市民の関心・パワーを活かした環境保全・管理活動を促進します。

施策テーマ8 連携・協働の輪をひろげる

多摩川・野川の各流域、狛江市周辺等、狛江市内外の関係自治体や自然に係る人・団体等との連携・協働・交流を促進します。

15 の取組

取組① 河川・水辺の保全	①-1 河川・水辺の自然環境の保全 ①-2 河川の流量保全
取組② 公共施設 ^(※) ・民有地における自然の保全	②-1 地域制緑地の指定等による樹林環境の保全 ②-2 様々な資金による緑の確保
取組③ 農地の保全	③-1 多面的な機能の活用による農地の保全 ③-2 地域連携による農地の保全
取組④ 在来の生きものの保全	④-1 希少種の保全 ④-2 外来種対策の推進
取組① 生きものと共存するまちづくりの推進	①-1 公共緑地における生きものにも配慮した維持管理 ①-2 開発行為等における生きものへの配慮の推進 ①-3 身近な生きものとの共存推進
取組① 生物生息空間づくりの推進	①-1 公共施設における生物生息空間づくり ①-2 民有地における生物生息空間づくり
取組② 生態系ネットワークづくりの推進	②-1 河川・水辺における生態系ネットワークづくり ②-2 まちなかにおける生態系ネットワークづくり
取組① 自然体験の場づくり	①-1 自然体験活動の推進・場づくり
取組② 生物多様性保全を担う人づくり	②-1 学校教育における生物多様性の学習推進 ②-2 地域における生物多様性の学習推進
取組① 生物多様性に関する情報の蓄積	①-1 生物多様性の実態把握・調査の実施
取組② 生物多様性に関する情報の発信	②-1 多様な媒体・機会を活用した情報の発信
取組① 自然資源を活かした観光や産業の振興	①-1 自然資源を活かした産業の振興 ①-2 自然資源を活かしたレクリエーション・イベント等の推進
取組② 生物多様性に配慮した暮らしの推奨	②-1 生物多様性の保全に貢献する取組の推進
取組① 主体的な活動を支援する制度等の活用促進	①-1 諸制度を活用した自然の保全・管理活動の推進 ①-2 自然環境や活動に係る評価制度等の活用 ①-3 市民活動促進等に係る情報の提供
取組① 多様な主体間の連携・協働・交流の促進	①-1 狛江市・市民団体間の連携や交流の場づくり ①-2 国・東京都・関係自治体との連携 ①-3 大学・企業等、多様な主体との連携・交流の推進

(※) 公共施設：公園、道路、公共建築物等



基本方針Ⅰ

狛江の自然を守る・調和する・つなぐ

【こまエコネットワーク】

都市生態系である狛江の自然（緑や水辺等）について、人の暮らしとの調和を意識しながら保全・維持管理・創出・連続化等による生態系ネットワーク^{（p8）}の形成を図ります。

施策テーマ1

自然を守る

今ある狛江の自然を地域の財産として守ります。

施策テーマ2

自然とまちの調和をはかる

まちの快適性・安全性と調和した自然の持続可能な維持管理・活用を図ります。

施策テーマ3

自然を生み出し、つなぐ

身近にたくさんの小さな自然を生み出し、今ある自然とつなげます。

施策テーマ1 自然を守る

取組① 河川・水辺の保全

狛江市の自然環境の主軸である多摩川や野川をはじめ、公園の池等、今ある水域・水辺の自然環境の保全・継承を図ります。また、市街地における雨水浸透を促進し、地下水の涵養（かんよう）*を図り、野川における流量の保全を図ります。

<取組①-1> 河川・水辺の自然環境の保全

- 多摩川・野川の自然環境が持続的に維持・保全されるよう、国や東京都、流域自治体、市民団体と連携を図ります。
- 多摩川や野川での清掃活動（p53）を継続的に実施し、プラスチックごみや釣りごみ等の廃棄物による生態系への悪影響の抑制を進めます。
- 合流式下水道*の更なる改善（浸透施設の継続的な設置等）による野川の水質向上を図ります。
- 「生きもの育むご近所公園づくりプロジェクト」（p82）を推進し、西河原公園、前原公園等、生きものの生息場所としての池の保全や、必要に応じた改善を図ります。

<取組①-2> 河川の流量保全

- 開発行為等に伴う雨水浸透施設*の整備について、指導を行います。
- 公共施設等における雨水浸透施設の整備を推進します。
- 「雨水浸透ます設置助成制度」の周知 PR 等、宅地内における雨水浸透施設の整備を推進します。

【狛江市の取組】多摩川や野川での清掃活動

多摩川・野川では、河川的环境向上をめざして、市民・学校・事業者・地域団体・行政等の連携による河川敷等のごみ拾いを行っています。

美しい水辺景観を守るとともに、野生の生きものが安心して生息できる環境づくりにもつなげていきます。

（⇒ p 74 「プラスチックの生態系への影響」参照）



「野川美化清掃活動」の様子

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

施策テーマ1 自然を守る

取組② 公共施設・民有地における自然の保全

都市における樹林地は、生きものの生息・生育空間としてだけでなく、防災や気候緩和、良好な景観形成、レクリエーション空間の提供等としての機能を持つ、緑の都市基盤（グリーンインフラ*）であり、成熟したまちの魅力として、その価値が認められるようになっていきます。

公共施設や公共空間の緑はもとより、民有樹林地についても、地域制緑地の指定や緑化基金等を活用し、保全を進めます。

<取組②-1> 地域制緑地の指定等による樹林環境の保全

- ・ 特別緑地保全地区制度*による自然環境の保全を図ります。
- ・ 緑の保全に関する市の条例に基づく保存樹林、保存樹木等の指定・保全を推進します。
- ・ 残されている古墳（p55）の自然資源としての保全を図ります。

<取組②-2> 様々な資金による緑の確保

- ・ 公園緑地、樹林地等の購入を目的とした緑化基金の活用を図ります。
- ・ ふるさと納税やクラウドファンディング等、生物多様性の保全推進に係る新たな財源確保手法について検討を進めます。

表 4.1 狛江市の自然を守る制度

制 度	根拠等	支援等内容
保存樹木、保存樹林、保存生け垣	狛江市緑の保全に関する条例	美観の優れた樹木、樹林、生け垣の保存指定と奨励金、保存管理経費の一部助成
特別緑地保全地区	都市緑地法	行為の制限、土地の買入、税制優遇、管理負担の軽減等
狛江市緑化基金	狛江市緑化基金条例	緑の保護、育成及び緑地確保等の緑化事業の推進
ふるさと納税	地方税法	市の将来都市像を実現するための寄附金。多摩川や野川、農地、屋敷林等の自然や水辺の保全を活用先の一つとする

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

【コラム】 狛江弁財天池特別緑地保全地区

狛江駅前に残されている緑地は、「狛江弁財天池特別緑地保全地区」です。市管理エリアと、泉龍寺の敷地を範囲とする合計 2.1ha のエリアで、昭和 62（1987）年に「緑地保全地区」に指定されました。（法の改正により平成 17（2005）年に「特別緑地保全地区」に改称。）

自然を守る上で担保性の高い制度であり、将来にわたって豊かな緑・自然を継承することをめざしています。市管理エリアは「狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会」によって維持管理と一般への開放日の運営が行われています。



狛江駅のすぐ前に残るみごとな樹林地。
後世に残す市の大切な財産です。

【コラム】 古墳

狛江市には、5 世紀前半から 6 世紀中頃に築造された古代の有力者の墳墓である古墳が数多くあり「狛江古墳群」と総称されています。残存しているのは 13 基ほどですが、かつては 70 基前後が群集していた多摩川流域でも有数の古墳群です。

古墳は樹林地とともに残されているものが多く、狛江市の歴史資源である古墳は、生きものにとっての貴重なよりどころである自然資源でもあります。

＜狛江市の古墳の例＞

東京都指定文化財：兜塚古墳

市指定史跡：土屋塚古墳

猪方小川塚古墳



兜塚古墳

施策テーマ1 自然を守る

取組③ 農地の保全

環境や防災面等、多面的な機能を有する都市農業^(p57)の働きについて広く周知するとともに、農地を有効活用する取組や住民による地域農業への理解の促進等を通じて、農地の保全を図ります。また、生きものにやさしく、人にも安心・安全な環境保全型農業^(p56)を支援・推進します。

＜取組③-1＞ 多面的な機能の活用による農地の保全

- ・ 防災協力農地制度の普及等、農地の持つ多面的な機能の活用や周知 PR を通じた農地の保全を図ります。
- ・ 都市農業に関する情報の提供を進め、地域における農業への理解・協力を図ります。
- ・ 生きものにやさしい農法で人にも安心・安全な農産物を生産する「環境保全型農業」の取組を支援・推進します。

＜取組③-2＞ 地域連携による農地の保全

- ・ 援農ボランティアの育成を通じて農業の担い手確保を図ります。
- ・ 市民農園・体験農園等の取組を利用し、農地の有効活用を図り、農業への理解・関心を高めます。

【用語解説】環境保全型農業

農薬や化学肥料の使用を減らしたり、使わずに農作物を生産する農業です。生態系のしくみを活用して害虫を抑制したり、地域の有機肥料を活用することにより、人にとっても生きものにとっても安心・安全な持続可能な農業です。通常より手間がかかり、収穫量が減るため販売価格は高めになりますが、近年では、安心・安全や生きものへの配慮が農産物の新たな価値として認められ、ブランド化に取り組む地域も増えています。



図 4.1
「有機 JAS」マーク

JAS 法に基づく基準に基づいて生産された有機農産物やその加工品だけにつけられます。

【コラム】多面的な機能を有する都市農業

狛江市を含む市街地化の進む都市域においては、後継者不足や相続によって年々農地の減少が進んでいます。しかし、農業・農地は、農産物を生産するだけでなく、様々な役割・働き（多面的機能）を持つことが認識されるようになっていきます。特に都市域における農業には、下表の6つの機能（働き）があるとされています。

表 4.2 都市農業の6つの機能

景観創出機能	まちのなかにうるおいやゆとりのある景観をつくりだします。
交流創出機能	農業体験などによる交流が生まれコミュニティの維持・形成が図られます。
食育・教育機能	農地や農産物を利用した教育や食育の場を提供します。
地産地消機能	新鮮な地域産の農産物を都市住民に供給します。地産地消がまちおこしにつながります。
環境保全機能	まちの気温を下げて涼しい空気をつくります。水をきれいにします。生物多様性を保全します。
防災機能	防災用地を提供します。災害時に食糧や水を提供します。火災時の延焼を防ぎます。豪雨時の洪水を緩和します。

（出典：農林水産省ホームページ）



様々な機能を持つ農地



農地境界部の植栽で確認されたアゲハ類の幼虫

施策テーマ1 自然を守る

取組④ 在来の生きものの保全

国や東京都のレッドデータブック^(p94)の希少種に指定されている種は、地域の環境の変化をいち早く反映することから、希少種の生息・生育状況を把握し、必要に応じて保全を図ります。また、狛江市に元々生息・生育していなかった動植物（外来種*）が市内に分布・増殖することによって、狛江市に元々生息・生育していた動植物（在来種*）が生息・生育する場所や餌を失ったり、捕食されたりし、生息数の減少や絶滅につながる恐れがあります。情報共有等による早期発見・駆除等、地域の生態系に悪影響を及ぼす外来種が侵入・増殖しないよう対策を図ります。

<取組④-1> 希少種の保全

- ・「生きもの調査会」^(p34)や「こまえ生きもの探検隊プロジェクト」^(p86)の取組を通じ、市内における希少種の生息・生育に関する情報収集を進めます。
- ・保全が必要な希少種が確認された場合、専門家の助言のもとで対策を検討・実施します。

<取組④-2> 外来種対策の推進

- ・外来種の生息・生育に関する情報収集を行い、経年的な動向の把握に努めます。
- ・アライグマやハクビシン、多摩川や野川におけるアレチウリ等、在来種に与える影響が大きい特定外来生物*等の駆除を進めます。（「こまえの水辺づくりプロジェクト」参照^(p80)）
- ・狛江市で確認されている外来種や、野外にペットを放すことによる生態系への影響に関する普及啓発を進めます。

【狛江市の取組】多摩川のアレチウリ駆除

多摩川の「狛江水辺の楽校」では、市民団体、市民と狛江市の協働により、河川敷に繁茂する特定外来生物「アレチウリ」の駆除を行っています。



※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

施策テーマ2 自然とまちの調和をはかる

取組① 生きものと共存するまちづくりの推進

人が自然に親しみ、レクリエーション等で利用する緑地・水辺は、野生の生きものにとっても重要な生息・生育空間です。緑地や水辺では、人にとっての安全・快適を考えるとともに、落葉や剪定枝の利用や草地の粗放的管理等、野生の生きものの生息・生育にも留意した公園等の維持管理^(p60)を行います。また、施設等の整備を行う際には、計画的に生きものの生息・生育への配慮を取り入れることにより、生きものの生息・生育への寄与や悪影響の最小化がはかれるよう努めます。

生きもののことをよく知らないがゆえに起こる不必要な衝突や嫌悪感を招かないよう、地域に生息する生きものの生態や、暮らしのなかでのつきあい方への理解を進め、生きものと共存できる、やさしいまちづくりを進めます。

<取組①-1> 公共緑地における生きものにも配慮した維持管理

- 市内の公園において、市民にとっての安心・安全・快適性に留意しつつ、生きものの生息環境としての機能が調和する維持管理・改善対策を図る「生きもの育むご近所公園づくりプロジェクト」^(p82)を推進します。
- 公園・緑道や公共施設内の緑地、水辺の維持管理において、施設利用上の安心・安全・快適性と調和を図りながら、生きものの生息・生育にも留意した維持管理を行います。

<取組①-2> 開発行為等における生きものへの配慮の推進

- 公共施設等の整備に際して、生きものへ配慮した環境づくりを推進します。
- 狛江市における緑化を行う際の推奨在来種^{*}リストの作成とその周知等、在来種の活用の推進を図ります。
- 「緑のまち推進補助金交付制度」とあわせて、生け垣等の整備に際する在来種活用について紹介、普及啓発を進めます。

<取組①-3> 身近な生きものとの共存推進

- ハクビシンやアライグマ等、野生の生きものによる農作物被害や生活環境被害等について、空き家対策や外来種^{*}対策等、対象種の生態的な特性を踏まえた施策横断的な対策を検討・実施します。
- 生きものとの適切な関わり方（嫌われがちな動物・危険動物（ヘビ・ハチ等）等との共存方法^(p63)）についての普及啓発を進めます。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

【コラム】生きものの生息・生育にも留意した公園等の維持管理

公園や緑道等の維持管理のなかでのちょっとした工夫によって、野生の生きものの生息・生育空間の質を高めることが可能です。

樹木の根元に落葉をためる

人が歩くことによる踏圧から守り、樹木の根元に集まる小さな生きものの生息空間を確保します。

草地の粗放的管理

草刈りの頻度を少なくしたり一部を刈り残し、草地を生息環境とする生きものの生息環境を確保します。

水生生物に配慮した池の水管理

池の清掃等の際にオタマジャクシ、ヤゴ等水生動物を事前に救出したり、作業の実施時期に留意し、小さな命を守ります。



落葉の陰のニホンアカガエル

【コラム】農業被害と生きものとの共存

農地で生産されている農作物は、野生の生きものにとってもごちそうです。そのため、狛江市内の農地でも、ハクビシンやカラス類等による食害が発生しています。食害は外来種*だけでなく在来種*の動物も起こしています。生きものと共存する上では、農作物の被害も農家さんだけの問題ではなく、対策や対応、支援等を地域みんなで考えていく必要があります。



ハクビシンによる食害の例（トウモロコシ）
（狛江市内の農地で撮影）

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

【コラム】生きものに配慮した環境づくり①：工事・施設整備の際の取組

緑化や水辺づくりだけでなく、施設等を整備する際にできる、生きものに配慮した環境づくりがあります。以下に、いくつか一般的な例を紹介します。

表土を保全する

地面表層の土壌を「表土」と呼び、その厚さは場所によって異なります。長い時間をかけて形成される表土は、落葉や動物の死骸を分解する土壌動物や微生物、植物の生育に必要な有機物を含むほか、その土地に生育していた植物の種が眠っている可能性があります（土壌シードバンク）。施設等整備の際は、表土を保管し、植栽エリア等に戻す等保全が必要です。



土壌中には、発芽せずに生存している種子が含まれています。種子のなかには100年以上の長い寿命をもつものもあると言われています。

駐車場を緑化舗装にする

真夏のコンクリートやアスファルト舗装面近くの気温は60℃を超えることもあり、地面近くを移動する生きものにとっては危険な温度となっています。

緑化舗装は地表面の温度を下げる効果があり、生きものはもちろん、駐車場を利用する人にとっても快適な環境づくりにつながります。



緑化舗装の例

動植物への影響の少ない照明施設の整備

「光害」は、人だけでなく、野生の動植物にもあることが分かっています。照明は人の安心・安全にも不可欠ですが、整備場所によっては、動植物への影響の少ない光源の使用や照明範囲の必要最小限化への留意を検討することが必要です。

近年、省エネ・長寿命で活用が進むLED（紫外線をほぼ含まないタイプのもの）は、誘虫性が低いと言われています。

【コラム】生きものに配慮した環境づくり②：生きものに配慮した緑化

植栽を行う際、「人にとっての快適性」を高めるために、植物の大きさや形、花実の美しさ、維持管理や価格や安全性等、様々な観点から植物の種類を選び、維持管理を行っています。そこに、「生物多様性」の視点を取り入れることで、人にも生きものにもやさしいまちづくりにつながります。

地域の生態系に悪影響を与える種を使わない

本来、狛江市に生育しない外来種*のうち、生態系へ悪影響を与えることが確認されている「特定外来生物*」は、法律で植栽等が禁止されています。また、悪影響を与える種として環境省が注意喚起する「要注意外来生物」も植栽は避けることが必要です。



オオキンケイギク
(特定外来生物)

多様な種類を使う

植栽場所の条件にもよりますが、高木・中低木・草等、多種多様な植物を植栽することが多様な種が生息する環境づくりになります。

一般に、単一の植物の植栽による単純な環境では病虫害の発生が起きやすいのですが、多種多様な植物の植栽・育成を行うことで、害虫の天敵となる昆虫や野鳥も多く生息することになり、病虫害による被害を減らすことにもつながります。薬剤を減らすことで、人にとっても安心・安全な環境づくりになります。

在来種*を使う

地域に昔から生育していた「在来種」を使うことが望ましいと考えられます。在来種は、生育している地域の地形・気候に合っている種であり、地域には在来種を必要とする動物が生息しているため、地域本来の生態系の保全・回復につながります。

地域由来の苗を使う

できれば、植栽を行う地域が立地している流域等、一定範囲に実際に生育している草木から種を採って育てた苗を使うことが、遺伝子レベルの多様性を守る上で理想的です。

＜参考文献＞「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月・東京都）

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

【コラム】嫌われがちな動物・危険動物（ヘビ、ハチ等）等との共存方法

ヘビやハチ等の生きものは、種類によって強い毒をもつものや、見た目が怖い印象を受けることもあって、見かけただけで「こわい!」「危ない!」と思われる傾向があります。また、都市に多く暮らしごみ集積所を荒らすカラス類や、街路樹等に集団でねぐらをとるフンを落とす鳥等も嫌われる傾向があります。

しかし、どの生きものも地域の生態系の重要な構成員です。危険性のある生きものだから、好きになれない生きものだからと敬遠するのではなく、逆によく知ることによって、互いの存在を受け入れ、共存することが可能です。

<相手をよく「知る」ことが大切>

ヘビやハチは、種類にもよりますが、一步間違えると大けがをしたり命に関わる状態になることがあります。だからこそ、注意すべき生きものの種類・生息場所・活動時期・行動特性や対処法等について正しい知識を持つことが必要です。「知る」ことで、危険な状況を回避するとともに、必要以上に怖がったり嫌ったりする必要がなくなり、生きものにとっての安心・安全にもつながります。

<人間の方が怖い!>

ヘビやハチ、カラス類等から見ると、人間は巨大で恐ろしい生きものです。追いかけたり、石を投げたり巣に近づいたりすれば、身の危険を感じて攻撃してきますが、彼らの生活を脅かさなければ、攻撃してくることはありません。生きものから攻撃をしかけてくる時には必ず理由があることを知り、即、駆除ではなく、生きものの専門家に相談する等、共存方法がないか考えてみてください。結果として駆除せざるを得なかったとしても、きっと自然を理解するよい機会になります。ヘビやハチやカラス等も、同じ地球上に生きる大切な命として認めあうことが、共存していくためには大切です。



ニホンマムシ

マムシは毒がありますが、すぐそばまで近づいたり、踏んだり、つかまえたりしなければ、攻撃してくることはありません。気持ち悪い・怖いからと殺すのはやめましょう。

狛江市内では、マムシを含めて5種のヘビが確認されています。全て東京都のレッドデータブック (p94) に掲載されている希少種*です。



「マムシ注意」の看板
マムシから見ると、
「人間出没注意!!」かもしれせん。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

取組① 生物生息空間づくりの推進

狛江市内の生物多様性を高めるためには、既存の緑・水辺を活かしつつ、まちなかに新たな緑や水辺の創出をはかっていく必要があります。地域の暮らしを支える「グリーンインフラ*」としての多様な機能に着目しながら、緑や水辺の保全・創出による生物生息空間づくりを進めていきます。

＜取組①-1＞ 公共施設における生物生息空間づくり

- ・ 新規公園や既存公園の緑化を推進します。
- ・ 公園整備に際しては、「生きもの育むご近所公園づくりプロジェクト」(p82)の取組成果を活かした公園づくりに留意します。
- ・ 屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン等による公共施設の緑化を推進します。
- ・ 学校教育と連携し、学校敷地内の空間を活用した緑や水辺、「ちょこっとビオトープ」(p64)等の創出を進めます。

＜取組①-2＞ 民有地における生物生息空間づくり

- ・ 「緑のまち推進補助金交付制度」を活用した生け垣等の整備を推進します。
- ・ 市民が楽しみながら、生きものを育む緑・水辺を創出する「生きものをよぶ庭づくりプロジェクト」(p84)を推進します。
- ・ 屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン等による民間施設の緑化を引き続き推進します。
- ・ 開発事業等における緑化指導を継続実施します。('緑化計画の手引き'*への生物多様性に留意する取組内容の追記等)

【用語解説】ちょこっとビオトープ

正式に定義づけられた言葉ではありませんが、公園や校庭、庭の片隅のちょっとした小さな空間で創出することができる生きものの生息空間=「ビオトープ*」を「ちょこっとビオトープ」と呼んでいます。



大きめの石を集めて積み上げておくと、トカゲやコオロギ等の生きものが集まってきます。



広場の一部を囲い、「ほったらかし」しておくと、バッタ等が好む草花が再生します。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

施策テーマ3 自然を生み出し、つなぐ

取組② 生態系ネットワーク_(p8) づくりの推進

緑道や街路樹、河川沿いに点や小さな面として緑や水辺の保全・再生・創出を図り、狛江市内の自然拠点をつなげることによって、より多様な自然環境を必要とする動物の生息環境を確保し、生きものの移動や交流を促進する生態系のネットワークづくりを進めます。

<取組②-1> 河川・水辺における生態系ネットワークづくり

- ・ 国・流域自治体との連携による多摩川の水と緑の連続性の保全・形成を図ります。
- ・ 東京都・流域自治体との連携による野川の水と緑の連続性の保全・形成を図ります。
- ・ 多摩川、野川、公園の池等の水辺において、様々な生きものが生息・生育する水際のエコトーン（水域と陸域間の連続性）_(p65) の保全・創出を図ります。

<取組②-2> まちなかにおける生態系ネットワークづくり

- ・ 街路樹の整備区間拡充による狛江市全体の緑のネットワークづくりを進めます。樹種選定にあたっては、在来種*の活用についても検討を行います。
- ・ 旧水路敷を活かした、多摩川とまちなか、まちなかと野川をつなぐ緑と水辺のネットワークづくりを進めます。

【用語解説】エコトーン

陸域と水域等、異なる条件の環境が接する場所に形成される、「移行帯」又は「推移帯」とも呼ばれる部分で、水際（みずぎわ）等の境界部に沿って帯状に形成されます。

水の深さや土の水分、傾斜の緩急等、少しずつ変化する条件に応じた多様な動植物が生息・生育する場所です。



出典：河川生態ナレッジデータベース

図 4.2 エコトーンの例

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。



図 4.3 こまエコネットワークの将来図

※こまエコネットワーク＝基本方針Ⅰの取組推進により形成をめざす粕江市の生態系ネットワーク図

【コラム】生きものを呼びつつ花実を楽しむ在来種*の例

狛江市に昔から生育している在来種の植物（草木）のなかには、花や実、紅葉等が美しく、かつ、鳥やチョウもよぶことができる種がたくさんあります。こうした種を庭木や生け垣、街路樹等に植栽することで、見た目で人が楽しむだけでなく、生きものによりどころとなって、生態系ネットワーク_(p8)の一角を担うことができます。

表 4.3 生きものをよぶ在来種の例

形態等		種名	やってくる生きもの（例）	見た目等の魅力
高木	落葉樹	エノキ	(葉・産卵) ゴマダラチョウ (実) ツグミ、ムクドリ	紅葉
		ミズキ	(実) キビタキ、エナガ	白い花・紅葉
		ヤマザクラ	(実) ヒヨドリ、ムクドリ、メジロ	ピンクの花・紅葉
中高木	常緑樹	ヤブツバキ	(花蜜) メジロ、ヒヨドリ	赤い花
		シロダモ	(実) オナガ、ツグミ、ヒヨドリ	赤い実・黄色い花
	低木	落葉樹	エゴノキ	(実) キジバト、シジュウカラ (花蜜) チョウの仲間
ムラサキシキブ			(実) ツグミ、ジョウビタキ、メジロ	ピンクの花・紫の実
ガマズミ			(実) ヒヨドリ、ジョウビタキ	赤い実・白い花
つる	落葉	マユミ	(実) ツグミ、ジョウビタキ	ピンク～赤い実
		ツタ	(実) シロハラ、ヒヨドリ、ツグミ	紅葉
		アケビ	(実) メジロ、ヒヨドリ、オナガ	紫の花・果実



エゴノキ

5月下旬頃、香りのよい白い花をたくさんつける。実は鳥の餌となるほか、昔は石けん代わりに使われたこともあります。



コムラサキ（栽培種）

在来種を改良した栽培種（園芸品種）も多く流通しているので注意が必要。本種もよくムラサキシキブの名で販売されています。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。



基本方針Ⅱ

狛江の自然を知る・伝える・活かす

【こまエコスタイル】

狛江の自然を資源として守り活かす狛江らしい暮らし（ライフスタイル）、経済、教育・学習の実現を図るとともに、地域の自然を知るための情報の蓄積・発信を進めます。

施策テーマ4

自然を知る機会の充実をはかる

狛江の自然環境を活かした自然体験や生涯学習・学校教育の充実を図り、狛江の自然を守り・育て・活かす人材を育てます。

施策テーマ5

自然に関する情報の蓄積と発信をすすめる

狛江の自然に関する情報の蓄積・活用・発信を通じて、自然への理解・関心を高め、市民意識の醸成を図ります。

施策テーマ6

自然資源を活かし、暮らしを豊かにする

狛江の自然を守り活かす環境にやさしい生活スタイルを推進するとともに、自然の価値・魅力を活かした地域振興を図ります。

施策テーマ4 自然を知る機会の充実をはかる

取組① 自然体験の場づくり

多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区等の自然環境の拠点や近隣の公園、緑道、樹林地等を、自然体験・自然を活かした遊びの場として活用の推進を図ります。また、川遊びを通じた安全な水遊びや治水に関する学び、農地における農作業を通じた自然と農業との関わりに関する学び等、多様な観点から自然を体験し学ぶことができるよう、既存の場を有効に活かした体験・学びの場づくりを進めます。

<取組①-1> 自然体験活動の推進・場づくり

- 「狛江水辺の楽校」_(p69)（多摩川）での自然体験について、市民団体との連携のもと取組を推進します。
- 野川・公園等を活用した自然体験活動を推進します。
- 安全な自然体験や遊びのためのルールや注意事項の周知を図ります。
- 狛江弁財天池特別緑地保全地区の自然体験の場としての活用について検討を行います。

【狛江市の取組】 狛江水辺の楽校

平成10（1998）年に「狛江水辺の楽校構想」が発表されたのをきっかけに、市民の間に水辺の楽校整備の機運が高まり、平成12（2000）年にオタマ池とヤンマ池が整備され、翌年、地域一体となった子どもたちの自然体験の場づくりを行う国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」の拠点のひとつとして、多摩川流域で最初に登録されました。

市民団体「狛江水辺の楽校運営協議会」による定期的な清掃や環境管理活動、自然体験イベント等が実施されているほか、市民が自然に親しむ場として活用されています。



水辺で安全に遊ぶための体験や市民参加による環境管理活動が行われています。

施策テーマ4 自然を知る機会の充実をはかる

取組② 生物多様性保全を担う人づくり

市民や子どもたちが、狛江市の自然、そして狛江市の自然と世界の生物多様性との関わりについて知り、学ぶことができるよう学校教育と連携し、狛江市の自然環境を守り・活かす人づくりを進めます。

<取組②-1> 学校教育における生物多様性の学習推進

- 学校敷地内等で、生きものを育む空間（ちょこっとビオトープ^(p64)）づくりを推進します。
- 教員の狛江市内の自然に関する理解・活用を促進するための環境学習研修会等を実施します。
- 生物多様性に関する副読本を作成し、狛江市の自然を活かした環境学習を推進します。
- 狛江市の自然環境調査結果や、市民団体等が作成した生物多様性に係るデータ・資料等の学習への活用を図ります。
- 「狛江市小学生環境サミット」^(p34)を継続開催するとともに、ポスター展示等、学習成果を広く発信します。

<取組②-2> 地域における生物多様性の学習推進

- 「狛江市生涯学習サイト」（ホームページ）における自然の保全・管理等の活動や活動団体に関する情報の提供等、市民間の交流・連携・参画の推進を支援します。
- 生物多様性に係る講演会・講習会・自然体験・管理活動等、イベントの実施により、知る機会の充実を図ります。

施策テーマ5 自然に関する情報の蓄積と発信をすすめる

取組① 生物多様性に関する情報の蓄積

狛江市の自然や自然に関連する様々な情報の収集を進めるとともに、自然の保全・維持管理・活用や教育・学習に有効に活用できるよう、情報の一元的な蓄積と活用の仕組みづくりを進め、市民が自然について「知る」ための基礎づくりを行います。自然環境の調査においては、経年的な変化・傾向の把握や戦略の進捗を図るためのよりどころとなるよう、調査項目や実施方法等に留意します。

<取組①-1> 生物多様性の実態把握・調査の実施

- ・ 市民を対象とした狛江市内の生きもの調査「こまえ生きもの探検隊」(p71)を実施します。
- ・ 市民団体との連携による多摩川、野川等における「生きもの調査会」(p34)を継続実施します。
- ・ 専門家による狛江市内の自然環境調査を戦略の目標達成状況評価等のタイミングにあわせて定期実施します。
- ・ 「こまえ生きもの探検隊」「生きもの調査会」及び専門家調査等、生きものに係る調査データを一元的に蓄積するデータベースの作成と、その活用推進を図ります。

【狛江市の取組】こまえ生きもの探検隊

生きもの探しに参加することを通じて身近な自然に関心を持ち、その魅力や大切さへの理解が深まることを目的として、市内の生きものの目撃・観察情報の提供を市民に呼びかける取組。



施策テーマ5 自然に関する情報の蓄積と発信をすすめる

取組② 生物多様性に関する情報の発信

狛江市の生物多様性を保全していくためには、まず、生物多様性の大切さや狛江市の自然環境について「知る」ことが大切です。狛江市の自然環境や自然環境の保全・維持管理・活用、生きものとの共存等、自然に関する多様な観点からアプローチした様々な情報を、多様な媒体を通じて、継続的に狛江市内外に発信していきます。

また、発信に際しては、市民等の自然の情報に関するニーズや情報へのアクセスのしやすさにも留意し、市民の自然の保全・創出・維持管理等への関心や参加を促す情報の継続的な発信を図ります。

<取組②-1> 多様な媒体・機会を活用した情報の発信

- ・ 狛江市の自然に関する多様な情報の発信を進めます。
- ・ 狛江市ホームページ、SNS、こまeco通信 (p34) 等を通じた情報発信を推進します。
- ・ 「こまエコまつり」 (p34) や「狛江市民まつり」等の狛江市内イベント、国・東京都等の主催のイベント、市役所ロビー等、様々な機会・場や企業等との連携を通じた情報発信を推進します。

【狛江市の取組】市の情報をチェック！

狛江市では、市民への情報発信手段として、FacebookやTwitterのほか、小田急線狛江駅の構内の狛江市専用ラックを利用しています。ぜひチェックしてください！

(写真左) 狛江市環境政策課
のTwitter
(写真右) 狛江駅の狛江市専
用ラック



施策テーマ6 自然資源を活かし、暮らしを豊かにする

取組① 自然資源を活かした観光や産業の振興

生きものへの配慮や環境づくりを新たな付加価値とする農業や造園業、地域の自然資源を活かした観光やレクリエーションの振興を図ります。今ある自然を守りながら持続的に活用する「ワイズユース（賢明な利用）」^(p73) の考え方のもと、自然を守ることで居住地としての魅力の向上・地域産業の振興が進み、地域振興が進むことで自然の価値が高まり保全・創出が進む「環境と経済の好循環」をめざします。

<取組①-1> 自然資源を活かした産業の振興

- ・ 狛江ブランド農産物^(p13)の普及PRや、学校給食での活用・食育教育の推進等、地産地消を推進します。
- ・ 生きものにやさしい「環境保全型農業」（減農薬、有機肥料の活用等）^(p56)により市内で生産された農作物を、生きものの生息への配慮や人への安心・安全を新たな付加価値とし、周知PR・販路開拓を図るとともに、学校給食や市内飲食店での活用を進めます。
- ・ 地域性系統*にも配慮した在来種*の活用による緑化産業の振興について検討します。

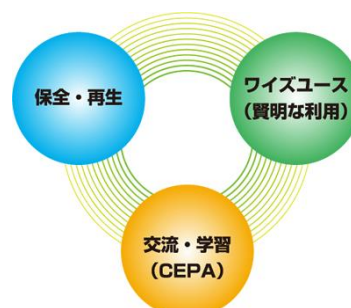
<取組①-2> 自然資源を活かしたレクリエーション・イベント等の推進

- ・ 多摩川、野川、緑道、公園、樹林地等の自然を楽しめる散策、ジョギング等、地域の自然を活かした健康増進や余暇の過ごし方に関する情報を提供します。
- ・ 多摩川や樹林地等、地域の自然を活かしたイベントの実施を推進・支援します。

【用語解説】ワイズユース（賢明な利用）

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の基本的な考え方の一つ。

生態系が維持されつつ、そこから「恵み」を持続的に得ることができる、保全とバランスが取れている利用のあり方を「ワイズユース」と位置づけています。



出典：環境省ホームページ

図4.4 ラムサール条約の柱

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

取組② 生物多様性に配慮した暮らしの推奨

市民一人ひとりが、生物多様性から受けている恩恵（生態系サービス_(p2)）や生態系に与えている影響、狛江市の暮らしと世界の生物多様性のつながり等について知るとともに、自然への負荷を減らし、生きものと共に暮らす心にゆとりのある暮らし方の提案、浸透を進めます。

<取組②-1> 生物多様性の保全に貢献する取組の推進

- 地球温暖化対策を進めるとともに、地球温暖化が生きもの・生態系に与える影響についての周知を図ります。
- 廃棄物の不法投棄やポイ捨ての防止、ごみ拾い等、美化活動を進めるとともに、ごみが生きもの・生態系に与える影響についての周知を図ります。
- プラスチックの生態系への影響_(p74)について周知を進め、狛江市からの排出抑制を図ります。
- 生物多様性の保全に貢献する商品や買い物の仕方等について情報発信を行い、消費活動を通じた生物多様性の保全_(p75)の推進を図ります。

【コラム】プラスチックの生態系への影響

私たちの生活に欠かせない存在となっているプラスチックですが、ごみとなって自然環境のなかに排出されることによって、生きものの生息に大きな危機をもたらしています。

<誤食・誤飲>

海に流れ出たスーパーの袋等を餌と間違えて食べたり、他の餌を食べる時に一緒に飲みこんでしまい、胃のなかで消化されず死んでしまうことがあります。

<マイクロプラスチック>

ごみとして捨てられたプラスチックは、川等を通じて海に流れ出て細かく砕かれ、「マイクロプラスチック」となって有害物質を吸着します。餌とともに野生の生きものの体に蓄積、食物連鎖を通じて濃縮し、繁殖にも悪影響を及ぼします。近年の調査で人間にも影響が出ていることもわかってきています。



魚を食べようとして、くちばしに釣り糸が絡まってしまったカワウ（野川で撮影）

【コラム】消費活動を通じた生物多様性の保全

生物多様性の保全に貢献する手軽な取組に「お買い物」があります。

地元で生産された農産物を購入する「地産地消」のほか、国内産原料や国内産農産物で生産された商品、環境や生きものの生息環境に配慮して生産されている商品を購入することを通じて、生物多様性の保全に貢献することができます。

表 4.4 生物多様性の保全に係るラベルの例

エコラベル	名 称	概 要
	エコマーク	「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル
	FSC 認証制度 (森林認証制度)	適切な森林管理（自然生態系への配慮等）が行われていることを認証する「森林管理の認証」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証」がある。
	SGEC 認証制度（森林認証制度）	生物多様性の保全、土壌・水資源の保全と維持、森林生態系の生産力・健全性の維持等、持続可能な森林管理に関わる認証基準
	有機食品の検査認証制度（有機 JAS）	農薬や化学肥料等化学物質に頼らずに自然界の力で生産された農産物、加工食品等について JAS 法で定められた基準に基づく認証。「有機 JAS マーク」が付されたものでなければ「有機」「オーガニック」の表示は不可
	MSC 認証制度（漁業認証と CoC 認証）	持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する「漁業認証」と、流通・加工過程で認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ CoC 認証がある。
	ASC 認証制度（養殖場認証と CoC 認証）	海の自然環境や労働者の人権に関する国際基準をクリアした養殖場に与えられる ASC 養殖場認証と認証された水産物の加工・流通過程に対する認証（CoC 認証）がある。
	レインフォレスト・アライアンス認証（RA 認証）	「持続可能な農業基準」（生態系保全、野生生物保全、水保全、労働者の公正な処遇と良好な労働環境等 10 の原則）に基づく作物を栽培する農園・生産者グループの認証
	国際フェアトレード認証（Fairtrade International）	国際貿易のなかで不利な立場に置かれた途上国の生産者と、先進国の消費者を結びつけ、より公正な取引を促進するための制度。経済的基準、社会的基準及び環境基準が設定されており、貴重な生態系の保護も要件となっている。
	バードフレンドリー・コーヒー・プログラム	生産農家を支えながら森林伐採を防止し、そこで休む渡り鳥たちや住んでいる鳥たちの休息地を保全することを目的とする制度。シェードツリー（農園に木陰を作り出す木々）の下で栽培されたオーガニック・コーヒーの認証
	フェアワイルド	薬品や香料（アロマ）に含まれる天然成分を抽出する植物が持続可能な形で採集されていることを認証する国際基準

<世界のエコラベルの例>



EU（ヨーロッパ）



大韓民国



カナダ



スウェーデン

日本のスーパーでも多く扱われている輸入品には、国際基準のラベルのほか、各国のエコラベルがついているものがあります。

基本方針Ⅲ



狛江の自然のために活動する・協働する

【こまエココミュニティ】

市民団体等による自然との共存に向けた主体的な活動を推進するとともに、狛江市内外の多様な主体の取組をつなぎ・交流することによって、**自然を守り、将来につなげる地域社会（コミュニティ）づくり**を行います。

施策テーマ7

市民団体等の主体的な活動を
促進する

狛江の自然に対する市民意識の醸成を図り、市民の関心・パワーを活かした環境保全・管理活動を促進します。

施策テーマ8

連携・協働の輪をひろげる

多摩川・野川の各流域、狛江市周辺等、狛江市内外の関係自治体や自然に係る人・団体等との連携・協働・交流を促進します。

施策テーマ7 市民団体等の主体的な活動を促進する

取組① 主体的な活動を支援する制度等の活用促進

市民や市民団体、事業者等が行う自然環境の保全・維持管理・活用等に係る取組を支援する仕組みづくりと、その活用による取組の支援を推進します。

狛江市の自然や自然に係る取組が評価されることを通じて、市民による狛江市の自然や自然に係る取組についての認知・関心・理解が高まるよう、狛江市の表彰制度の拡充や周知 PR、国、東京都、民間団体、マスコミ等、外部機関による表彰制度等について情報の収集・発信に努めます。

<取組①-1> 諸制度を活用した自然の保全・管理活動の推進

- ・ 狛江市エコパートナーシップ制度*、アドプト制度*等を活用した、市民による公園・緑道等における生物多様性の保全・維持活動を推進します。
- ・ 市民による活動を支援する制度（狛江市市民公益活動事業補助金（スタート・チャレンジ補助金）*等）について情報提供を行います。

<取組①-2> 自然環境や活動に係る評価制度等の活用

- ・ 「狛江市環境表彰制度」(p34) を、自然環境や生物多様性の保全・周知等に関する活動も対象として実施します。
- ・ 外部機関・団体等が主催する生物多様性に係る各種コンクール等への参加を紹介・推奨・支援し、評価や他地域との交流による取組の活性化を図ります。
- ・ 自然環境や活動等に係る民間の評価・認証制度の紹介による取組の活性化を図ります。

<取組①-3> 市民活動促進等に係る情報の提供

- ・ 生物多様性に係る狛江市内の団体・事業所等による活動を紹介し、取組の気運の向上、取組の波及を図ります。
- ・ 個人でも始められる生物多様性に係る取組をホームページ等で紹介します。

【コラム】MY 行動宣言 5 つのアクション



環境省では、一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしのなかで捉え、実感し、身近なところから行動することを呼びかけています。

- | | |
|-------|-----------------|
| Act 1 | 地元でとれたものを食べる |
| Act 2 | 自然や生きものにふれる |
| Act 3 | 自然の素晴らしさ等を伝える |
| Act 4 | 地域や全国の活動に参加する |
| Act 5 | 環境にやさしい商品を選んで買う |

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

施策テーマ8 連携・協働の輪をひろげる

取組① 多様な主体間の連携・協働・交流の促進

広域的な自然のつながり・広がり視野に入れた多様な主体間の連携・協働・交流を図り、活動や人のつながり・広がりづくりを促進します。

＜取組①-1＞ 狛江市・市民団体間の連携や交流の場づくり

- 「水と緑の連絡会」や「環境保全推進ワーキンググループ」の継続開催や参加者の拡充等により、生物多様性に係る実践の推進、活動グループ間における情報共有・交流の場づくりを行います。

＜取組①-2＞ 国・東京都・関係自治体との連携

- 多摩川流域、野川流域等、広がり・つながりに応じ、国や東京都、関係自治体との情報共有や連携・協働により、取組を効果的に進めます。

＜取組①-3＞ 大学・企業等、多様な主体との連携・交流の推進

- 大学や企業等、多様な主体との連携・協働・交流により、自然環境の保全・管理活動の支援、狛江市内をフィールドとした調査研究等の取組を推進します。

表 4.5 狛江市内の連携・交流及び流域連携に係る現状の主な取組

水と緑の連絡会	狛江市内の緑や水辺の保全・維持管理活動に携わる団体・グループによる会。関連する情報の共有・交流を実施しており、アドプト団体や公園の自主管理団体等が所属している。
環境保全推進ワーキンググループ	狛江市環境基本計画の目標達成に向けた取組を市民の参加協働により推進するため設置。緑、低炭素・エネルギーのワーキンググループがあり、それぞれ調査・提案等を実施している。
多摩川流域連携会議	「多摩川流域連携会議」における情報共有・意見交換・連携の推進 - 多摩川流域自治体交流イベントラリー - 多摩川流域郷土芸能フェスティバル - 狛江古代カップ多摩川いかだレース
野川流域連絡会	「野川流域連絡会」の開催による情報共有・意見交換・連携の推進 「てくてくマップ野川」の作成・配布等 「野川ルール」の策定・周知
山梨県小菅村（住民交流友好都市）	- こまエコまつり^(p34)、市民まつり等での小菅村からのブース出展 - 小菅村源流親子留学、短期山村留学（夏休み期間中のホームステイによる源流体験・農業体験等）、小菅村環境保全ツアーの開催（河川清掃、源流体験等）等

第5章

リーディング・プロジェクト

狛江市がめざす自然環境像の実現に向けた取組を効果的・先導的に進めるため、取組の体系で示した個々の施策を組み合わせた5つの「リーディング・プロジェクト」を掲げ、先導的かつ重点的に取組を進めます。

これらのリーディング・プロジェクトの取組を進めることによって、生物多様性に係る取組や市民意識・取組の気運を戦略的に高めていくことをめざします。



表 5.1 リーディング・プロジェクトを構成する施策テーマ

基本方針 施策テーマ プロジェクト	Ⅰ こまエコ ネットワーク			Ⅱ こまエコ スタイル			Ⅲ こまエコ コミュニティ	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 こまえの水辺 づくり	守る			知る				協働 する
2 生きもの育む ご近所公園づくり	守る	調和 する		知る				
3 生きものを よぶ庭づくり		調和 する	つな ぐ			活か す	活動 する	
4 こまえ生きもの 探検隊				知る	伝え る		活動 する	
5 生きもの育む 学校・人づくり			つな ぐ	知る	伝え る			

＜施策テーマ・凡例＞

- ①自然を守る
- ②自然とまちの調和をはかる
- ③自然を生み出し、つなぐ
- ④自然を知る機会の充実をはかる
- ⑤自然に関する情報の蓄積と発信をすすめる
- ⑥自然資源を活かし、暮らしを豊かにする
- ⑦市民団体等の主体的な活動を促進する
- ⑧連携・協働の輪をひろげる

こまえの水辺づくり プロジェクト

狛江市の代表的な自然であり、生態系ネットワーク^(p8)の主軸である多摩川等の水辺について、外来種*駆除や清掃活動等による環境保全、学校教育との連携や情報発信等による生物多様性に係る普及啓発を通じ、将来にわたって生きものの生息環境が確保されるよう努めます。



● 実施場所 多摩川等

● 実施内容

- ・ 市民団体との協働によるアレチウリ駆除を継続するほか、アレチウリ以外の特定外来生物*（オオフサモ、オオカワヂシャ等）の駆除等、環境改善の計画的な実施について検討します。
- ・ 「生きもの調査会」^(p34)と連携し、指標種の生息状況や外来種駆除成果を把握し、保全・駆除活動へのフィードバックを行います。
- ・ 流域自治体と外来種対策の実施状況や駆除方法の情報共有を図ります。
- ・ 清掃活動の継続実施を図るとともに、海の生態系にプラスチックごみ等が及ぼす影響についての普及啓発を進めます。
- ・ 自然体験等のイベントを通じた多摩川、野川の自然環境の魅力・大切さや生物多様性に係る普及啓発を進めます。
- ・ 生物多様性に係る副読本作成では、多摩川や野川の生物多様性、環境管理活動、流域連携等を盛り込み、地域の自然を環境教育に活かします。



「狛江水辺の楽校」^(p69)・市民・狛江市が協働しアレチウリ駆除を進めています。



野川の水辺もたくさんの生きものが生息する環境となっています。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

● 期待される取組成果・効果

	水辺の自然環境の保全・質的向上
	学校教育における学習・体験フィールドとしての活用や学びの推進
	国や東京都、流域自治体、市民団体との連携・協働による生物多様性向上の取組推進

● 期待される指標種への効果

指標種	効果
チョウゲンボウ	細流やたまり、草原、樹林等、多様な自然を保全し、餌となる生きものの生息環境と、チョウゲンボウにとっての採食地（草地等）の確保を図ります。
オオヨシキリ	ヨシ原の分布やオオヨシキリの繁殖状況を把握し、必要に応じてアレチウリ駆除等、繁殖環境の保全を図ります。
ヒバリ	アレチウリの駆除を進め、丈の低い草地面積を確保することで繁殖環境の保全を図ります。
ニホンアマガエル カワセミ ドジョウ アカトンボの仲間 ハグロトンボ	河川敷において、細流やたまり、浅水域等多様な水辺環境を保全することにより、水辺をよりどころとする生きものの生息・繁殖環境の保全を図ります。
ホンドイタチ ホンドタヌキ	多様な水辺環境を保全するとともに、河川敷を通じた上下流域への移動環境の改善により、餌となる生きものの生息環境を確保し、広域を移動して暮らす種の生息・繁殖環境の保全・拡充を図ります。

生きもの育むご近所公園づくり プロジェクト

市民の日常的な憩いの場である公園において、多様な小鳥類や昆虫類、小動物等が生息する環境づくりと、子どもたちが自然を体験し自ら学ぶことのできる場づくりを市民参加により行います。

生きものの生息と市民の安全性・快適性が調和した整備・維持管理等についても検討します。

● 実施場所 狛江市内の公園

● 実施内容

- 公園における生きものに配慮した緑や水辺の維持管理方法について研究・構築し、これにもとづく維持管理を進めます。
- 生きものを育む「ちょこっとビオトープ」^(p64)の創出をはじめ、生きものの生息・生育空間を創出します。
- 「生きもの育むご近所公園」を自然観察・体験イベントの場として活用します。



石を積み上げた「ちょこっとビオトープ」
(西河原公園)



ほったらかして草むらを再生した
「ちょこっとビオトープ」
(西河原公園)

● 期待される取組成果・効果

守る	自然環境の拠点である公園における自然の保全・質的向上
調和する	保全・活用、生活環境のバランスを考えた維持管理・活用の実践
知る	狛江市の自然や生物多様性の認知度の向上 自然体験、自然を学ぶ場の整備・活用の推進

● 期待される指標種への効果

指標種	効果
ヒガシニホントカゲ	改修や維持管理で発生する石・ブロックや枝等を積み重ねるエコスタック*の創出、一部の粗放管理による草地の保全等により、トカゲをはじめとする小動物の生息空間づくりを行います。
ニホンアマガエル アカトンボの仲間	水辺環境の改善（水辺植生等の再生）や多様な水深の水辺の創出、維持管理上の配慮（水抜き時期や生息生物の保全等）により、オタマジャクシやヤゴが天敵から隠れられる場所を確保することで、カエル類・トンボ類の生息環境の改善を図ります。
その他	ちょこっとビオトープの創出や草原の再生等、多様な生きものを意識した環境づくり・維持管理を行うことで、小動物の生息環境の保全・創出を図り、ひいては生態系の上位にいる生きものの生息への寄与につなげます。

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

生きものをよぶ庭づくり プロジェクト

個人の庭先や生け垣、ベランダ等、ちょっとした空間に生きものをよびこむ環境づくりを進めます。鳥やチョウをよぶ在来の草木や水飲み場の創出、鳥の巣箱の設置等生きものをよぶ仕掛けや生きものとの関わりについて市民に周知を行い、庭づくりを楽しむ過程を通じて生物多様性について知り、理解を深めるとともに、小さな緑と水辺をつなげることによって、生態系ネットワーク^(p8)の形成を図ります。

- **実施場所** 狛江市全域
- **実施内容**

- 鳥やチョウ等の好む花実のなる在来の草木、ちょこっとビオトープ^(p64)、鳥の巣箱、水飲み場等の庭先でできる取組の周知を図ります。
- 講習会等により、民有地における生きものの生息・生育する拠点づくりを進めるとともに、生物多様性の大切さについても伝えます。
- 見本園「(仮称)チョウをよぶ野の草ガーデン」を作り、当該事業の周知PRを図ります。
- 在来の野花の種の採取や苗づくり・販売等における狛江市内園芸業者との連携、オープンガーデンの取組との連携を進めます。



庭先のちょっとした緑も生きものの重要な生息空間となっています。
(狛江市内)

● 期待される取組成果・効果

調和 する	在来植物の活用の推進
つな ぐ	まちなかの生態系ネットワークの形成
活か す	自然のある暮らしを楽しむエコライフスタイルの浸透 狛江市内緑化産業の振興
活動 する	市民等による主体的な取組の促進

● 期待される指標種への効果

指標種	効 果
ヒガシニホントカゲ ナナフシモドキ ほか	庭づくりによって、指標種であるヒガシニホントカゲのほか、シジュウカラやメジロ等の小鳥類、チョウ類、トンボ類、ナナフシモドキ（ナナフシ）等、季節ごとの生きものの訪れを楽しむことができる自然の小さな拠点が創出され、それらが増えることによって、市全体の生態系ネットワークを形成し、多様な生物が生息できる環境づくりにつながります。



知る
伝える

活動
する

プロジェクト4

こまえ生きもの探検隊 プロジェクト

市民の身近な自然に対する関心・理解を高めるとともに、広く市民から生きもの情報を集め・蓄積することを目的として「こまえ生きもの探検隊」(p71)を実施します。

また、「生きもの調査会」(p34)の情報とあわせて蓄積・活用することができるような仕組みづくり、データベースづくりを行います。

● 実施場所 狛江市全域

● 実施内容

- 「こまえ生きもの探検隊」の継続的な開催方法を検討するとともに、データベースを作成して寄せられる情報の蓄積・活用を行います。
- 狛江市の自然、対象種、主な探検場所等をまとめ、周知を図ります。
- 様々な媒体や機会を通じて調査結果を広く市民に周知します。



● 期待される取組成果・効果

知る	市の自然や生物多様性の認知度の向上
伝える	狛江市の自然情報の充実。自然拠点のモニタリングの継続実施
活動する	プロジェクト参加呼びかけによる市民団体・市民の活動の促進

つなぐ

知る
伝える

プロジェクト5

生きものの育む学校・人づくり プロジェクト

狛江市の生物多様性を学ぶための情報を盛り込んだ副読本を作成し、市立学校等での活用を通じて、子どもたちの生物多様性に関する学びの推進を図るとともに、学校敷地内における身近で自然に触れる空間づくりを検討・推進します。また、教員が授業等に活用できるよう、自然環境に関する情報や写真等のデータを提供します。

「狛江市小学生環境サミット」(p34) で発表される子どもたちの環境に関する学習成果について、狛江市内公共施設等での展示や狛江市ホームページ上での公開を通じ、広く周知を図ります。

● 実施内容

- 子どもたちを対象とした狛江市の自然拠点や生物多様性に関する副読本を作成し市立学校等に配布します。また、電子データとしてインターネット上で公開し、一般市民への周知にも活用します。
- 学校教育と連携し、学校敷地内における生きものを育む空間（ちょこっとビオトープ (p64)）づくりとその観察を通じて、生きものへの関心を高め、理解を深めます。
- 市の自然環境に関するデータを学校へ提供し、学校教育における生物多様性に関する学びの支援を図ります。
- 隔年で開催している「狛江市小学生環境サミット」の成果を市内公共施設やホームページ上等で公表し、子どもたちの達成感につなげるとともに、多くの市民への周知を図ります。

● 期待される取組成果・効果

つなぐ	学校内で生きものをよぶ緑や水辺の創出の推進
知る	狛江市の自然に関する副読本の作成及び活用の推進 狛江市内自然拠点の学びの場としての活用の推進 学校等での生きものの育む空間づくりの推進
伝える	狛江市の自然環境に関するデータの活用の推進

第6章

戦略の進め方

6.1 取組推進の考え方

取組の推進にあたっては、生物多様性に係る狛江市内の多様な主体が、それぞれの役割を担うとともに、相互に連携・協働することによって、効果的・効率的・継続的な取組を推進します。

多摩川や野川においては、河川区域の管理者である国土交通省や東京都の取組動向の把握に努めるとともに、国・都・流域自治体との情報の共有、取組に係る連携・協働を図ることによって、河川空間としてつながりに留意した自然環境の保全・再生・維持管理・活用等を進めます。

また、生きものの日常的な行動圏を共有する、隣接自治体（世田谷区、調布市、川崎市多摩区）とは、生物多様性に係る相互の取組や生きものの確認情報等を共有することによって、効果的な取組の推進に努めます。

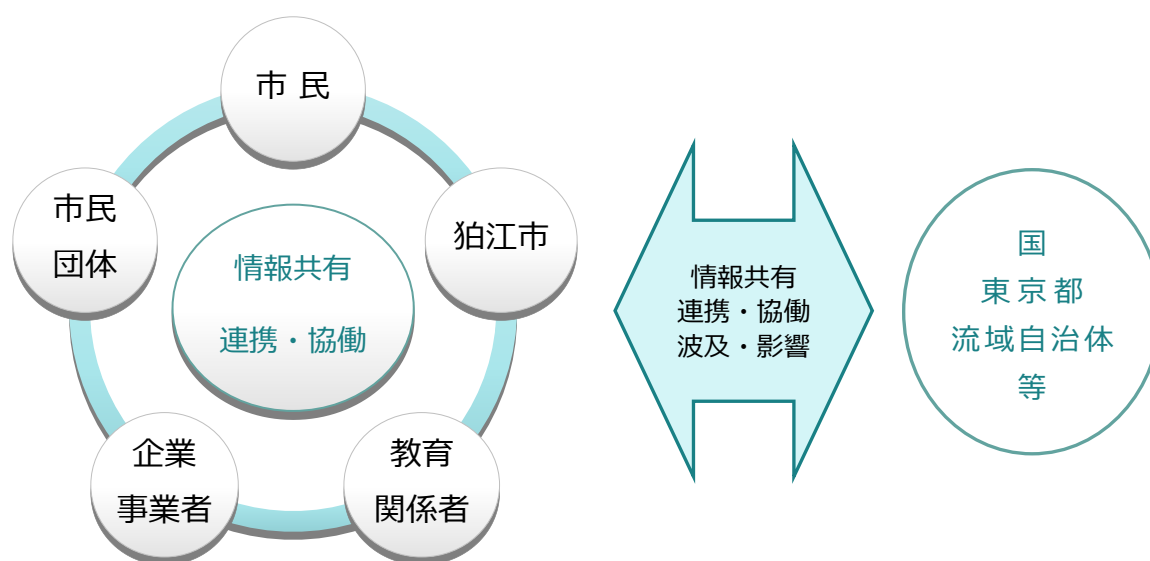


図 6.1 主体間の連携・協働のイメージ

表 6.1 主体ごとの主な役割の例

主 体	主な役割
共通事項	・ 狛江市の自然環境、生物多様性について知る、関心を持つ ・ 狛江市の生物多様性に係る他主体の取組に関心を持つ ・ 狛江市の生物多様性に係る他主体の取組との連携・協働 等
狛江市	・ 戦略に基づく取組の先導的な推進と多様な主体との連携・協働及び取組支援等の推進 ・ 環境施策以外の業務においても、それぞれの部署の特性にあわせた生物多様性への配慮や関連施策の推進 ・ 一般業務を通じた生物多様性への配慮・貢献 等
市 民	・ 暮らし（日常生活）を通じた生物多様性への配慮・貢献 ・ 庭やベランダ等の緑化や在来種*の活用、ビオトープ*の創出 ・ 狛江市や市民団体等が実施するイベント、講演会、環境管理活動等への参加・協力 ・ 狛江市内で生産された農産物や生物多様性の保全に貢献する商品やサービスの購入 ・ ペットを責任を持って飼養し野外に放さない ・ 身近な生きものへのちょっとした思いやり 等
市民団体	・ 自然の保全・維持管理・活用等に取り組む活動の企画・運営 ・ 団体・グループの活動や自然環境に関する情報発信 ・ 狛江市や他団体・グループ等と連携・協働 等
教育機関	・ 学校教育を通じた生物多様性、自然に関する学びの実施 ・ 狛江市内の自然環境を活用した体験・教育の実施 ・ 狛江市域の自然環境をフィールドとした調査研究の実施 ・ 学習・調査研究成果等の発表等による地域との共有 等
企業・事業者	・ 事業活動を通じた生物多様性保全への配慮・貢献 ・ CSR 活動*としての自然の保全・維持管理活動への参加 ・ 事業所敷地内等における緑地・水辺の保全・創出 等

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

6.2 戦略の進捗管理

狛江市では、「環境基本計画」の推進にあたり、狛江市環境基本条例第 10 条に基づき、計画に掲げる施策の推進に必要な具体的取組を示す「狛江市環境保全実施計画」を策定し、概ね 3 年ごとに見直しを行っています。

「生物多様性地域戦略」は、環境基本計画を基本とした戦略であることから、戦略の取組についても「実施計画」に盛り込み、「環境基本計画」と同じ体制のもと、推進・進捗管理を図るものとします。戦略の推進にあたっては、取組の継続的改善手法である PDCA サイクルにより、効率的・継続的・発展的に取組が進むよう、進捗管理を行います。

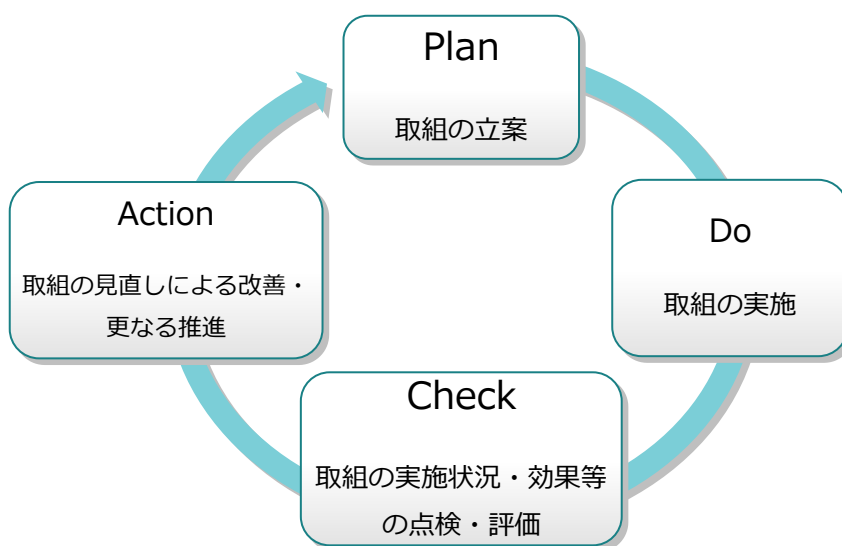


図 6.2 戦略の進捗管理の考え方

表 6.2 戦略の推進イメージ

年度	スタート 年	対 象 期 間						目標年
	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	...	令和 11 (2029)
環 境 基 本 計 画								
生物多様性地域戦略								
環境保全実施計画								

資料編

1. 参考資料

1) 指標種の生息に必要な環境等	92
2) レッドデータブック	94
3) 用語解説	96
4) 関係例規	101

2. 戦略策定の経緯等

1) 狛江市生物多様性地域戦略の策定体制	109
2) 戦略の策定経緯	109
3) 各会議の委員等名簿	111
4) 市民意見の反映	113
(1) パブリックコメント及び市民説明会	113
(2) 狛江の自然と生きものフォーラム	114
(3) 狛江市生物多様性地域戦略シンポジウム	115
5) 基礎情報の収集	116
(1) 自然環境調査	116
(2) 生物多様性に係る市民アンケート	118

1. 参考資料

1) 指標種^(p45-48)の生息に必要な環境等

表1 指標種の生息に必要な環境等①（哺乳類・鳥類）

種 名	生息に必要な環境等
ホンドイタチ (都・準絶滅危惧)	主に水辺付近の草地に生息し、ネズミ、魚、カエル等を主食とし植物の実等も食べる。行動圏が2～5haと広いため、水辺周辺だけでなく、周辺の樹林地及びその間の移動経路が保全される必要がある。
ホンドタヌキ	雑食で河川敷等の水辺や樹林地、草地等を含む広い生活圏を持つ夜行性の哺乳類。多様な自然の保全、交通事故のリスクも含めた移動経路への留意が必要。農作物に被害を与える可能性もあるため農地周辺で確認された場合は注意が必要。
アブラコウモリ	夜行性で飛翔中の昆虫や水生昆虫等を食べる。人里に生息し、人家のない山間部等には生息しない。住宅の屋根裏や雨戸の戸袋等人家の隙間を昼間の隠れ家や越冬場所とすることが多い。採餌環境となる川、池、草地等が必要。
ツミ (都・絶滅危惧ⅠA類)	スズメ等の小鳥を主食とし、アカマツ等針葉樹を好んで営巣する小型の猛禽類*。社寺林や屋敷林等、餌となる小鳥が多く生息し、高さ18m程の営巣に適した針葉樹を含む樹林地の保全が必要。
チョウゲンボウ (都・絶滅危惧Ⅱ類)	ネズミや小型鳥類、カエル等を食べる小型の猛禽類。本来は崖地に営巣するが、都市部では橋梁等人工物を利用。開けた草丈の低い場所を採食地として好むため、河川周辺の草地や畑地環境の保全が必要。
カワセミ (都・準絶滅危惧)	小魚、エビ類・カエル類等を食べ、土の崖に営巣する。繁殖期には川沿いに0.5～1km程の縄張りをはるため、餌動物の生息する一定の広さの水辺環境と営巣する崖やその代替となる環境の保全が必要。
ヒバリ (都・絶滅危惧Ⅱ類)	草のある河川敷や農耕地等に生息し、植物の種子や昆虫類等を食べる。農地や草丈の低い草地の保全が必要。
オオヨシキリ (都・絶滅危惧Ⅱ類)	河川敷等のヨシ原に生息し、昆虫等を食べる夏鳥。まとまった広さのヨシ原の保全が必要。
モズ (都・絶滅危惧Ⅱ類)	昆虫、甲殻類、両生類、小型爬虫類等を食べる動物食。開けた林縁、農耕地、河畔林（河川敷の樹林）等に生息。営巣には低木のある茂ったヤブが必要。
ツバメ	空中を飛ぶ昆虫を食べ、天敵から守られやすい人の往来のある建物の軒下等を好んで営巣する。営巣可能な建物のほか、虫が多く採餌環境となる池、草原、川、農耕地等を必要とする。糞が落ちるため営巣が嫌われる場合があり、人間側の受け入れ態勢も必要。

＜凡例＞ 絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

（※カテゴリー区分は戦略策定時のもの。カテゴリー区分の詳細はp94-95参照）

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

表2 指標種の生息に必要な環境等②(爬虫類・両生類・昆虫類・水生動物)

種 名	生息に必要な環境等
ヒガシニホントカゲ (都・絶滅危惧Ⅱ類)	地表や地中にすむ昆虫やクモ、甲殻類等を食べ、石垣の隙間や石の下、地中で休み、日当たりの良い石垣や土手、草地で日光浴をする。産卵場所となる石や倒木の下、土手や採餌環境となる草地の保全のほか、公園等では落葉だまり等を残す。
ニホンアマガエル (都・絶滅危惧Ⅱ類)	オタマジャクシは雑食で藻や微生物を、成体は肉食性で小さな昆虫類やクモ類を食べる。樹林に囲まれた池沼、樹林が近くにある明るく開けた池等、水辺と樹林がセットで保全・創出されている環境が必要。
ニホンミツバチ	広葉樹林の大径木の樹洞に営巣し、花蜜・花粉を餌とするため、農作物の受粉に寄与する。市街地では神社や公園、街路樹等の樹木の空洞を利用して営巣することが多いこと、農薬の影響による減少が懸念されていることから、大木の保全と生態に関する地域住民の理解、農薬に頼らない公園の維持管理の検討が必要。
カワラバッタ (都・絶滅危惧ⅠA類)	日本固有種。時折かく乱されることで維持される礫河原に生息する。増水時に幼虫が逃げることでできる場所、天敵となる鳥類から隠れる草原等がセットで存在する、まとまった規模の礫河原が必要。
ナナフシモドキ (ナナフシ)	棒のように細長く、植物の枝に擬態する。日当たりの良い雑木林やその近くのやぶ、林縁の葉上、草原、下草の上等に生息する。主にカシ、コナラ、ケヤキ、エノキ、サクラ等の葉を食べるため、そうした樹木のあるまとまった緑が必要。
ヒグラシ (都・準絶滅危惧)	針葉樹林や常緑広葉樹林等の森を好み、幼虫は草や木の根から、成虫は木の幹から樹液を吸う。朝方や夕方に比較的好く鳴く。まとまった規模で、林床が踏み固められていない薄暗い森が必要。
アカトンボの仲間	池や河川敷のたまり等の止水域で産卵する。夏を山で過ごす種や一生を水辺付近ですごす種、樹林に囲まれた水辺で過ごす種等、種によって必要とする環境や生態は異なる。いずれの種も幼虫・成虫ともに肉食で飛翔する小昆虫やクモ、他のトンボ等を食べる。餌となる昆虫が沢山生息する樹林と水辺が必要。
ハグロトンボ (都・ランク外)	水辺にヨシ等、産卵できる水生植物の生えた、水質の良いゆるやかな流れと、近くに暗い林やヤブのある場所が必要。幼虫(ヤゴ)・成虫ともに肉食で、他の昆虫類や小型動物を食べる。
ドジョウ (環境省・準絶滅危惧)	河川の中流～下流、河川敷の細流等に生息、イトミミズやエビ類、珪藻、植物の茎・根・種子等を食べる雑食。河川敷等に一時的にできる水たまりで水草等の植物や泥上に産卵する。産卵場所となる河川敷の水たまりや、成魚が冬眠する泥底の水域の保全が必要。

＜凡例＞ 絶滅危惧ⅠA類：ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

絶滅危惧Ⅱ類：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

準絶滅危惧：現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」
として上位ランクに移行する要素を有するもの

(※カテゴリー区分は戦略策定時のもの。カテゴリー区分の詳細は p94-95 参照)

2) レッドデータブック (p20,25-33,58,63,92-93)

(1) レッドデータブックとは

絶滅の危機にさらされている生きものの名前を掲載したリストを「レッドデータリスト (Red Data List:RDL)」、レッドデータリストに掲載した動植物の生態や現状等についてとりまとめた資料を「レッドデータブック (Red Data Book:RDB)」と言う。

環境省によるレッドデータリスト(日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)のほか、全国都道府県ごとに「レッドデータブック」が作成されている。

(2) 東京都レッドデータブック

①地域区分

「レッドデータブック東京」(東京都)では、区部、北多摩、南多摩、西多摩、伊豆諸島、小笠原諸島の6つの地域区分ごとに種の選定・評価を行っている。

狛江市は「北多摩地域」に区分される。



(出典:「レッドデータブック東京」)

図1 種の評価に係る地域区分

②カテゴリー区分

「レッドデータブック東京」における種の評価基準は、原則として環境省版レッドリストカテゴリーに準拠している。カテゴリーとその基本概念を次表に示す。

表3 「レッドデータブック東京」の種の現状の評価基準

カテゴリー		基本概念
E X	絶滅	当該地域において、過去に生育・生息していたことが確認されており、飼育・栽培下を含め、すでに絶滅したと考えられるもの。
E W	野生絶滅	当該地域において、過去に生育・生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられるもの。
CR/ EN	絶滅危惧Ⅰ類	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
C R	絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
E N	絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
V U	絶滅危惧Ⅱ類	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。
N T	準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生育・生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
D D	情報不足	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生育・生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの。
L P	絶滅の恐れのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
*	留意種	現時点では絶滅のおそれはないと判断されるため、上記カテゴリーには該当しないものの、次の1～8の選定理由のいずれかに該当し、留意が必要と考えられるもの。 <選定理由> 1. 準絶滅危惧(NT)に準ずる (現時点では絶滅のおそれはないが、生息環境の減少、生息条件の悪化、継続的な捕獲圧を受けている等の理由から動向に留意する必要がある) 2. 過去の環境改変により、生息地が限定されていたり、孤立個体群がある 3. 人為的な環境配慮により個体群が維持されている 4. 外来種の影響に注意する必要がある 5. 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている 6. 自然の回復状況をあらわしている 7. 良好な環境の指標となる 8. タイプロカリティ(基準産地、模式産地): 分類・命名に使用した基準となる標本を採集した地点
ランク外		当該地域で生育・生息が確認されているが、上記カテゴリーに該当しないもの。
データ無し		当該地域において生育・生息している(していた)可能性があるが、確実な記録や情報が得られなかったもの。
非分布		生態的、地史的な理由から、もともと当該地域には分布しないと考えられるもの。 但し、鳥類では、確認記録があっても当該地域が主たる生息域ではないと判断される場合^(※)は、非分布として扱った。

(※) 鳥類は、移動能力が大きいため通常の生息地域を離れて偶発的に飛来する場合がある。そのため、都内で生息記録があっても、記録回数が少なくかつ既知の生息地域から大きく外れているなど、主たる分布域ではないと判断された場合には「非分布」とした。

(出典:「レッドデータブック東京」)

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

3) 用語解説

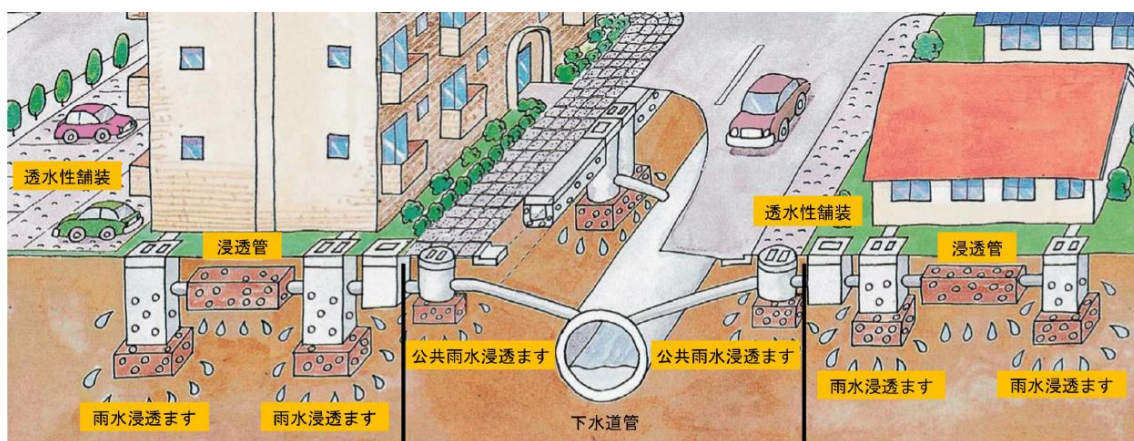
<あ行> -----

アドプト制度 ⇒ p 77 参照

市民団体や企業等の団体が、粕江市が管理する道路や公園等の公共施設等の特定の範囲において、清掃及び美化活動を行う制度。粕江市は、ボランティア保険の加入や清掃用具等の支給等でアドプト活動を支援します。

雨水浸透施設 ⇒ p 53 参照

雨水浸透施設は、降った雨水を地中に浸透させる施設で、「雨水浸透ます」、「雨水浸透トレンチ（管）」、「透水性舗装」等があります。都市化によって減少した雨水の地下浸透を促進することにより、直接下水道や河川に流れ込む雨水の量を抑えるとともに地下水を涵養（雨水等が地下に浸透し帯水層に水が供給されること）し、平常時の河川流量の確保を図ります。



出典：東京都資料

図2 雨水浸透施設の概要

IPBES (Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) ⇒ p 3,5 参照

2010年、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、これ以上生物多様性が失われないようにするための具体的な行動目標として採択された「愛知目標」の達成には、生物多様性や生態系サービスの現状や変化を科学的に評価し、それを的確に政策に反映させていくことが不可欠であるため、2012年4月に、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織として「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES)」が設立されました。

IPBESは、「科学的評価」、「能力養成」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能

を活動の柱としており、科学的な見地から効果的・効率的な取組が一層推進されることが期待されています。(出典：環境省ホームページ)

エコスタック ⇒ p 28,83 参照

倒木や木の枝、石等を積み重ね(スタック)、人工的に
つくった生きもののすみかとなるしかけのこと。

(写真右イメージ)



剪定枝を積み重ねた
エコスタックの例

エコトーン ⇒ p 65 参照

<か行> -----

外来種 ⇒ p 4,20-21,25-33,39,58-60,62,80,116,121 参照

もともとその地域に生息・生育していなかった種で、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。外来種には、海外から日本にもちこまれた種と、国内由来の外来種とがあります。 ⇔在来種 ⇒「特定外来生物」参照

環境保全型農業 ⇒ p 56,73 参照

グリーンインフラ ⇒ p 6,54,64 参照

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生きものの生息・生育の場の提供、防災、気候緩和、良好な景観形成、レクリエーション空間の提供等)を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

合流式下水道 ⇒ p 53 参照

家庭排水(汚水)と雨水をあわせて「下水」と言います。汚水と雨水を1つの同じ管で集める方式が「合流式下水道」、汚水と雨水を別々の管で集める方式が「分流式下水道」です。

泊江市エコパートナーシップ制度 ⇒ p 77 参照

環境保全に関する取組を推進するため、環境保全に取り組む市民をエコパートナーとして認定する制度。

粕江市市民公益活動事業補助金（スタート・チャレンジ補助金）⇒p 77 参照

粕江市で市民公益活動を行う団体の成長・発展を図るために「先駆的な活動」や「特色ある活動」を行う団体の事業に対して財政支援を行うことを目的とする補助金。

<さ行> -----

在来種 ⇒p 4,27,31,58,59,60,62,65,67,73,89 参照

もともとその地域に生息していた生物種のこと。 ⇔外来種

CSR 活動 ⇒p 89 参照

CSR は、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の略で、企業が自らの組織活動が社会に与える影響に責任をもち、自社の利益を追求するだけでなく、地域社会や広く社会全体に価値を提供すべきという考え方で、CSR 活動は、そのための取組を指す。具体的には、事務所のある地域の美化活動に社員が参加したり、国内外の森林を保全することによる生物多様性保全や地球温暖化防止へに寄与する取組等があります。

生態系が有する機能を生かした防災・減災（Eco-DRR : Ecosystem based Disaster Risk Reduction）⇒p 5 参照

生態系が有する防災・減災機能を活用して災害リスクを低減させるとともに、災害後の復興における回復力を高めようという考え方。

阪神・淡路大震災の際には、緑の多い公園や住宅の樹木等が火災の焼け止まりや延焼遅延に役立ち、生け垣や街路樹が道路閉塞を防ぎ避難路を確保した例が報告されています。

生態系ネットワーク ⇒p 6, 8, 52,65,66,67,80,84,85 参照

<た行> -----

地域性系統 ⇒p 73 参照

遺伝子にある程度の共通性を有する集団のこと。同じ種の植物・動物であっても、生息・生育している地域が遠く離れている場合、遺伝子レベルでの差が大きくなり、形質や行動の差に現れるようになります。遺伝子の多様性を守るため、同じ種であっても、その動物が持つ移動能力に応じた範囲を超えるような種の移動は避ける必要があります。

ちょこっとビオトープ

⇒ p 64,70,82,84,87 参照

⇒用語「ビオトープ」参照

地下水の涵養

⇒ p 53 参照

降雨・河川水等が地下に浸透して、帯水層（地下水を含んでいる地層）に水が補給されること。

特定外来生物

⇒ p 21,58,62,80 参照

海外起源の外来種であって、生態系、人の命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれのある種。その飼養・栽培・保管・運搬・輸入を「外来生物法」によって規制し、防除等をはかっています。

特別緑地保全地区制度

⇒ p 54,55 参照

都市計画区域内の緑地のうち、景観が優れている等一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地区のこと。

<は行> -----

ビオトープ

⇒ p 64,89 参照

「地域の野生の生きものが暮らす場所」のこと。

森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟等、地域に生息する野生の生きものが利用する、ある程度まとまった場所・空間を指します。



草はらもビオトープ
(狛江水辺の楽校付近)

<ま行> -----

猛禽類（もうきんるい）

⇒ p 21,26,47,48,92 参照

飛翔力が強く、鉤（かぎ）状の鋭いくちばしと爪をもち、昆虫類や哺乳類、鳥類、爬虫類、魚類等を捕食する肉食の鳥。主に昼間に行動するタカやハヤブサの仲間と、夜に行動するフクロウの仲間がいます。

<ら行> -----

緑化計画の手引き

⇒ p 64 参照

市内で開発や建築等を行う場合、「狛江市緑の保全に関する条例施行規則」に基づき、緑地の保全等を図るために「緑化計画」の届け出が必要となります。その「緑化計画」に盛り込む必要のある事項等を解説した資料です。

緑被率

⇒ p 18,44 参照

植物の緑によって覆われた土地の面積の割合。本計画では、「狛江市緑の現況調査」により平成 30（2018）年 5 月 21 日に撮影した航空写真から測定したデータを用いています。

<わ行> -----

ワイズユース（賢明な利用） ⇒ p 73 参照

4) 関係例規

○狛江市環境基本条例

平成9年3月31日条例第5号

前文

狛江市に住み働く私たちは、豊かな自然に恵まれ快適な住環境を生み出すため将来都市像の実現に向け発展に努めてきた。しかし、急激な都市化に伴う環境の大きな変化の中で、さらに清らかな空気、きれいな水、豊かな緑などの自然環境をそのまま将来の世代に引継いで行かなければならない。なぜならば、私たち一人ひとりが安全で健康な生活を営むことができる権利、すなわち基本的人権としての環境権を有するとともに、地球環境への負荷の低減に努める義務があるからである。

そのために私たちは、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、自然との共生が可能な土地利用のもとに、環境に配慮したリサイクル型のまちを創り出し、また、調和のとれた都市環境を築きあげていく必要がある。ここに、市、市民及び事業者が現在並びに将来にわたって果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来の世代にわたって維持、継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組みと相互の協力により行わなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

- (2) 大気, 水, 土壌, 動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
 - (3) 野生生物の種の保存等, 生物の多様性の確保に関すること。
 - (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保, 良好な景観の保全, 歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
 - (5) 資源の循環的な利用, エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
 - (6) 地球温暖化の防止, オゾン層の保護, 熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか, 環境への負荷の低減に関すること。
- 2 市は, 事業者及び市民が環境への負荷を低減するために, 適切な措置を講ずるよう誘導するものとする。
- 3 市は, 環境の保全等を図るうえで, 市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ, 環境の保全等に関する施策に, これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。
- (市民の責務)
- 第5条 市民は, 環境の保全等について, 必要な知識を持つよう努めなければならない。
- 2 市民は, その日常生活において, 環境への負荷を低減するとともに, 公害の防止, 自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。
- 3 市民は, 前2項に定めるもののほか, 市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。
- (事業者の責務)
- 第6条 事業者は, 事業活動を行うに当たっては, 環境への負荷を低減するとともに, その事業活動に伴って生ずる公害を防止し, 並びに自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は, その事業活動に係る製品その他のものが使用され, 又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は, 前2項に定めるもののほか, その事業活動について, 市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。
- (国, 東京都等との協力)
- 第7条 市は, 環境の保全等を図るため, 広域的な取組を必要とする施策について, 国, 東京都, その他の地方公共団体と協力して, その推進に努めるものとする。
- (市民の申出)
- 第8条 市民は, 環境の保全等に関して, 市長に意見を申し出ることができる。
- 2 市長は, 前項に規定する申出があったときは, 狛江市環境保全審議会の意見を聴いて, 適切な措置を講じなければならない。
- 3 市長は, 申出の内容及び経過を市民に明らかにするものとする。
- 第2章 環境基本計画等
- (環境基本計画)
- 第9条 市長は, 環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため, 狛江市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(環境配慮指針)

第9条の2 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者が環境の保全等のために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての義務及び総合調整)

第11条 市長は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るものとする。

2 市長は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するに当たっては、会議の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制)

第12条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業や計画について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、その事業や計画が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査、管理)

第14条 市及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るために行う環境管理について、監査（環境監査）を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、事業者に対して、環境監査の結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 市民参加等

(情報の収集)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を、科学的意見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の収集に努めるものとする。

(情報の提供及び公開)

第 16 条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、提供及び公開するよう努めるものとする。

（施策の評価）

第 17 条 市は、環境保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するものとする。

（環境学習の推進）

第 18 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等について理解を深められるよう、学習の機会、情報の提供、学校教育等における教材の提供等に必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の推進）

第 19 条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する環境の保全等に関する団体による自発的な学習や活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（計画づくりへの参加）

第 20 条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（1）環境基本計画

（2）実施計画

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市民の生活及び事業者の活動に係る重要事項

2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

（公表）

第 21 条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全等に関する施策の状況等について、狛江市環境保全審議会の意見を聴き、毎年公表しなければならない。

第 5 章 事業者の義務等

（事業者の義務）

第 22 条 事業者は、環境基本計画にそって、事業を行わなければならない。

（開発事業者等に対する要請）

第 23 条 市長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、かつ、規則で定める事業（以下「開発事業等」という。）については、開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関する市民等に対し周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。
- 5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

第6章 推進体制

(環境保全審議会)

第24条 市の環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) この条例によりその権限に属された事項
 - (2) 環境の保全等についての基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員13人以内をもって組織する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 事業者
 - (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。
- 7 審議会は、原則として公開するものとする。
- 8 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第23条、第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第14号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和元年10月11日条例第25号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(目的)

第 1 条 この規則は、狛江市環境基本条例（平成 9 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 24 条の規定に基づき、狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 条例第 24 条第 4 項各号に掲げる審議会の組織の内訳は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-------|
| (1) 市民（公募による） | 8 人以内 |
| (2) 学識経験者 | 2 人以内 |
| (3) 事業者 | 2 人以内 |
| (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員 | 1 人以内 |

2 前項第 1 号及び第 4 号の規定により委嘱された委員は、それぞれ市民又はその職等でなくなった場合、委員の資格を失うものとする。

(会長及び職務代理)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 条例第 24 条第 8 項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、審議会委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、審議会会長が必要と認めるときは、検討事項に関する関係者等を部会員として加えることができる。

4 前項に規定する部会員は、審議会会長の推薦に基づき、市長が委嘱又は任命する。

5 部会員の任期は、審議会から付託された事項について審議会に報告するまでとする。

6 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第 3 条から前条までの規定を準用する。この場合において、第 3 条、第 4 条及び前条第 2 項中「会長」とあるのは「部会長」と、第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに前条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課が担当する。

付 則

この規則は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 9 号）
この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 11 月 11 日規則第 42 号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 15 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日規則第 4 号）
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 12 月 25 日規則第 51 号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 23 年 4 月 13 日規則第 28 号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日規則第 18 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 5 日規則第 42 号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年 5 月 15 日規則第 26 号）
この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

○狛江市環境基本計画推進本部設置要綱

平成 15 年 12 月 8 日要綱第 91 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、狛江市環境基本条例（平成 9 年条例第 5 号）第 9 条に規定する環境基本計画（以下「基本計画」という。）の総合的な推進を図ることを目的として、狛江市環境基本計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 本部は、基本計画の総合的な推進を図るため、環境行政全般の全庁的な調整及び基本計画の進行管理を行う。

（組織）

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 会議は、部員の半数以上の出席をもって開催する。

3 会議の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 本部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 本部の庶務は、環境政策課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日要綱第40号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日要綱第9号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日要綱第37号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年5月15日要綱第88号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成30年9月10日要綱第93号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市長
副本部長	環境部長
部 員	議会事務局長
部 員	企画財政部長
部 員	総務部長
部 員	市民生活部長
部 員	福祉保健部長
部 員	児童青少年部長
部 員	都市建設部長
部 員	教育部長

2. 戦略策定の経緯等

1) 狛江市生物多様性地域戦略の策定体制

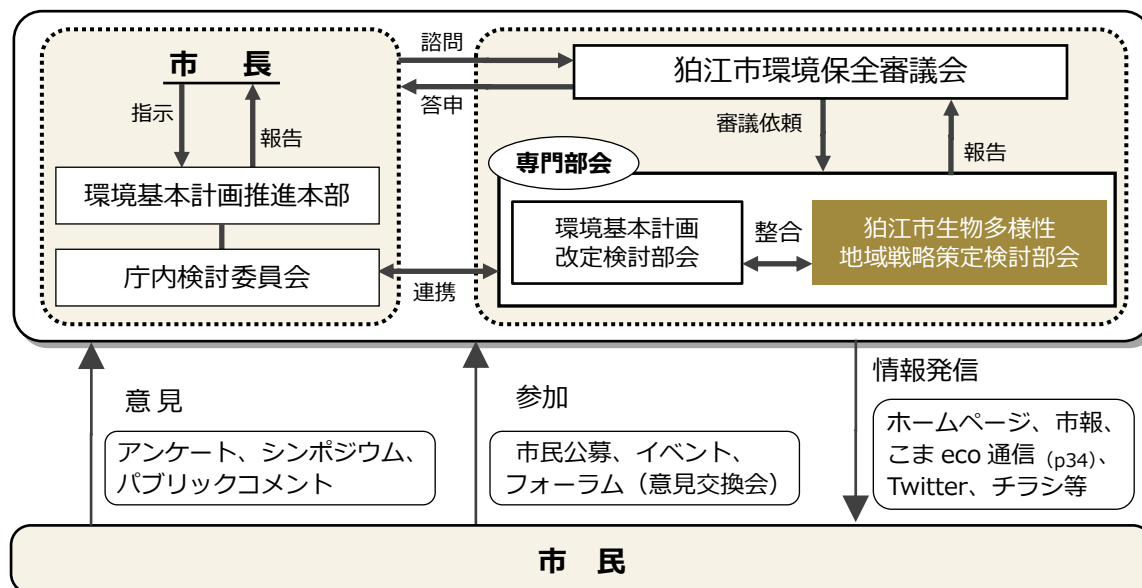


図3 戦略の検討体制

2) 戦略の策定経緯

① 狛江市環境保全審議会

回数	開催日	内容
平成30年度 第1回	平成30年 4月20日(金)	1. 「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の策定についての諮問 2. 環境基本計画の改定及び生物多様性地域戦略の策定の検討体制について
第2回	平成30年 9月28日(金)	1. 狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会の部会員についての報告
第3回	平成31年 1月25日(金)	1. (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた状況についての報告 ① 狛江市生物多様性地域戦略モデル・プロジェクトの実施結果について ② こまえ生きもの探検隊の実施結果について ③ (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に係る各会議の開催状況について ④ (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた検討状況について
第4回	平成31年 3月28日(木)	1. (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた状況について ① 生きもの調査 調査結果報告について ② 市民及び小・中学生アンケートの調査結果報告について ③ 狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会からの中間報告について

		④「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の策定に係る中間答申(案)について ⑤中間フォーラム企画(案)について
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 7 月 30 日(火)	1. (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた状況についての報告 ①「狛江市生物多様性地域戦略」の短期目標の設定(案)について ②(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の施策体系(案)について ③リーディング・プロジェクト(案)について
第 2 回	令和元年 9 月 27 日(金)	1. (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた状況について ①狛江市生物多様性地域戦略のたたき案について
第 3 回	令和元年 10 月 16 日(水)	1. 戦略(素案)について 2. パブリックコメント及び市民説明会の実施について
第 4 回	令和 2 年 2 月 7 日(金)	1. シンポジウムの開催について 2. パブリックコメント及び市民説明会の実施結果について 3. 戦略(案)について

②狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会

回数	開催日	内容
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 9 月 13 日(木)	1. (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略策定に係る体制等について 2. 狛江市内自然環境調査について 3. 第 1・2 回モデル・プロジェクトについて 4. こまえ生きもの探検隊について 5. 生物多様性に関する市民・小中学生アンケートについて
第 2 回	平成 30 年 11 月 1 日(木)	1. 現地視察
第 3 回	平成 31 年 1 月 22 日(火)	1. 第 3 回モデル・プロジェクト実施結果について 2. こまえ生きもの探検隊実施結果について 3. 生物多様性地域戦略と狛江市の「自然」について 4. 狛江市がめざす生物多様性の目標について
第 4 回	平成 31 年 3 月 6 日(水)	1. 市民及び小・中学生アンケートの実施結果について 2. めざす環境像について 3. 短期目標の設定について 4. 基本方針について 5. 中間答申について 6. 中間フォーラム企画について
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 7 月 4 日(木)	1. 「狛江の自然と生きものフォーラム」実施結果について 2. 指標種について 3. 戦略の施策体系について 4. リーディング・プロジェクトについて
第 2 回	令和元年 8 月 26 日(月)	1. 戦略の構成について 2. 内容の変更等について 3. 戦略の進め方について
第 3 回	令和元年 10 月 4 日(金)	1. 戦略(素案)について 2. パブリックコメント及び市民説明会の実施について
第 4 回	令和 2 年 1 月 28 日(火)	1. シンポジウムの開催について 2. パブリックコメント及び市民説明会の実施結果について 3. 戦略(案)について

③ 狛江市生物多様性地域戦略策定庁内検討委員会

回数	開催日	内容
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 9 月 11 日(火)	1.生物多様性地域戦略策定庁内検討委員会の設置及び運営について 2.(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略策定に係る体制等について 3.狛江市内自然環境調査について 4.第 1・2 回モデル・プロジェクトについて 5.こまえ生きもの探検隊について 6.生物多様性に関する市民・小中学生アンケートについて
第 2 回	平成 31 年 1 月 17 日(木)	1.策定検討部会における現地視察実施について 2.第 3 回モデル・プロジェクトの実施結果について 3.こまえ生きもの探検隊実施結果について 4.生物多様性地域戦略と狛江市の「自然」について 5.狛江市がめざす生物多様性の目標について
第 3 回	平成 31 年 3 月 19 日(火)	1.市民及び小・中学生アンケートの実施結果について 2.めざす環境像について 3.短期目標の設定について 4.基本方針について 5.中間答申について 6.中間フォーラム企画について
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 6 月 27 日(木)	1.「狛江の自然と生きものフォーラム」実施結果について 2.指標種について 3.戦略の施策体系について 4.リーディング・プロジェクトについて
第 2 回	令和元年 8 月 20 日(火)	1.戦略の構成について 2.内容の変更等について 3.戦略の進め方について
第 3 回	令和元年 9 月 27 日(金)	1.戦略(素案)について 2.パブリックコメント及び市民説明会の実施について
第 4 回	令和 2 年 1 月 24 日(金)	1.シンポジウムの開催について 2.パブリックコメント及び市民説明会の実施結果について 3.戦略(案)について

3) 各会議の委員等名簿

① 狛江市環境保全審議会

◎：会長 ○：職務代理

選出区分	氏 名	所属等	備 考
学識経験者	◎田中 充	法政大学社会学部教授	
	○馬場 健司	東京都市大学環境学部教授	
事業者	松村 俊孝	東京ガス株式会社	令和元年 5 月 23 日まで
	桑原 一将	東京ガス株式会社	令和元年 5 月 24 日から
市 民	薄井 東子	公募市民	
	加古 厚志	公募市民	令和 2 年 1 月 6 日まで
	杉本 一正	公募市民	

	世木 義之	公募市民	
	大門 ミサ子	公募市民	
	増田 善信	公募市民	令和2年1月6日まで
	松井 美枝子	公募市民	平成30年7月31日まで
	松島 正	公募市民	令和2年1月7日から
環境の保全等に関する行政機関の職員	清水 明	環境部長	

② 狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会

◎：部会長 ○：職務代理

選出区分	氏 名	所属等	備 考
学識経験者	◎葉山 嘉一	元日本大学生物資源科学部准教授	
	馬場 健司	東京都市大学環境学部教授	
教育関係者	川崎 貴志	狛江市立緑野小学校長	
事業者	白井 真一	狛江市商工会	
	白井 和恵	狛江市観光協会	
	小川 保	狛江市農業委員会	
市民	○杉本 一正	野川とハケの森の会	
	竹本 久士	狛江水辺の楽校	
	篠 清治	狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会	
	由井 敏雄	公募市民	
	幸野 智恵	公募市民	
環境の保全等に関する行政機関の職員	植木 崇晴	環境部環境政策課長	

③ 狛江市生物多様性地域戦略策定庁内検討委員会

◎：委員長 ○：副委員長

職 名	氏 名	備 考
環境部長	◎清水 明	
環境政策課長	○植木 崇晴	
政策室長	田部井 則人	
地域活性課長	片岡 晋一	
下水道課長	一瀬 隆文	
まちづくり推進課長	三宅 哲	
指導室長	柏原 聖子	平成31年3月31日まで
	小嶺 大進	平成31年4月1日から

4) 市民意見の反映

(1) パブリックコメント及び市民説明会

「～水と緑といのちが輝く こまえ～狛江市生物多様性地域戦略（素案）」のパブリックコメントおよび市民説明会を下記の通り実施した。

表4 パブリックコメント及び市民説明会の実施概要

パブリックコメント	実施期間：令和元年 11 月 15 日（金）から 12 月 16 日（月）まで 公表方法：広報こまえ（令和元年 11 月 15 日号）への掲載、市ホームページへの掲載、環境政策課窓口での閲覧 提出方法：環境政策課への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、市ホームページ専用フォームによる送信 対 象 者：市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 提出者数：5 名 意見件数：10 件
市民説明会	■第 1 回 日時：令和元年 11 月 26 日（火）午後 7 時から 場所：狛江市防災センター402・403 会議室 参加者数：1 名 ■第 2 回 日時：令和元年 11 月 30 日（土）午後 2 時から 場所：狛江市防災センター301～303 会議室 参加者数：7 名

パブリックコメントでの主な意見

- ・住民が生きものと接することのできる機会を増やしていただきたい。
 - ・水質の調査をしていただきたい。
 - ・公園の一部を昆虫や野鳥のすみかとして下草刈りをせず藪を残していただきたい。
- 等

※具体的事業の提案や既に戦略に掲載している事業についての意見は、今後の環境保全実施計画の策定及び実際に施策の詳細を検討する段階において参考とする。

(2) 狛江の自然と生きものフォーラム

「狛江市生物多様性地域戦略」の策定に向けて、狛江市における自然環境の魅力や課題を市民と共有するとともに、戦略への市民意見反映を図り、市民参画による生物多様性保全の機運醸成を図るためのフォーラムを開催した。

1) 開催概要

- ・ 日時：令和元年5月11日（土）午前10時～正午
- ・ 場所：狛江市防災センター4階会議室
- ・ 参加者数：34名



2) 開催内容

■説明：「狛江市の自然環境」及び「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定について」

戦略策定に先立って実施した市内の自然環境調査結果や、戦略策定の基本的な考え方について、説明を行った。

■ミニ講演：「鳥から見た都市の生物の多様性」

狛江市生物多様性地域戦略策定部会長である葉山嘉一氏より、まちなかで暮らす鳥の視点から見た自然や暮らしやすさや環境づくりの課題について、ご講演頂いた。

■グループワーク：狛江市生物多様性地域戦略に係る意見交換

「自然を守りつなぐ」「自然の大切さを伝える」「自然を暮らしや経済に活かす」の3つのテーマでグループに分かれて意見交換を行うグループワークを実施するとともに、各グループの意見を全体で共有した。各グループで多様な意見が出され、お互い質問をしよう等、活発な意見交換が交わされた。

<主な意見>

- ・ 自然を守ることにについて
今ある自然の保全、多摩川河川敷の清掃活動の充実、外来種*対策の推進
- ・ 自然を生み出し、つなぐことにについて
コンクリート塀やブロック塀の生け垣化、多様な種による街路樹や植栽帯の整備、生きものをよぶ庭づくりの実施とノウハウ冊子の作成
- ・ 自然を知る・学習することについて
多摩川や野川、狛江弁財天池特別緑地保全地区等での大人向け観察会、子どもの自然体験の機会の提供、小中学校での環境教育の充実、自然に触れあえる場の整備
- ・ 自然に関する情報発信の充実について
市役所や環境部のホームページ等インターネットでの、狛江の自然情報や自然に係る市民活動についての情報発信



※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

(3) 狛江市生物多様性地域戦略シンポジウム

「狛江市生物多様性地域戦略（素案）」のお披露目と、狛江市の自然、生物多様性に対する普及、関心・理解の向上、気運の盛り上げを図るためのシンポジウムを開催した。

1) 開催概要

- 日時：令和元年 11 月 30 日（土）
午後 3 時～ 4 時 30 分
- 場所：狛江市防災センター 3 階会議室
- 参加者数：48 名



2) 開催内容

■エピソードリレー・トーク

「生物多様性に関連する取組」と「生きものエピソード」の2つをテーマに、狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会の部会長・部会員によるエピソードリレー・トークを実施した。

■私の生きもの多様性宣言

参加者全員で、狛江市の生物多様性を守るために「やろう!」「続けよう」と思う行動を「私の生きもの多様性宣言」として、それぞれ宣言を行った。「狛江市の自然の中に出かける」「自然を守る活動・イベントに参加する」「生きものや環境にやさしい商品を買う」「省エネ・省資源を心がける」「ポイ捨てはしない」等、たくさんの前向きな宣言が集まった。



■生きもの多様性クイズ

リレートークの内容等からクイズを出し、正解者の中からじゃんけんで勝ち残った方に、生物多様性や狛江市の地域づくりに関わる賞品をプレゼントし、楽しみながら生物多様性を知ってもらう機会とした。

■パネル展

市内市民団体の参加・協力のもと、会場におけるパネル展を開催した。

<パネル展参加団体>（五十音順）

狛江探鳥会
狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会
狛江水辺の楽校
野川ハケの森の会



5) 基礎情報の収集

(1) 自然環境調査

①調査目的

狛江市における自然環境の現状と課題、特性を把握すること、また、狛江市の特性を活かした生物多様性地域戦略の策定を図ることを目的として実施した。

②調査概要

平成 29 (2017) 年夏から平成 30 (2018) 年春にかけて、植物、鳥類、哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類及び水生動物（魚類、甲殻類、貝類）を対象に、市内 10 か所（図 4 参照）において、生息・生育する動植物の調査を行った。

調査結果の概要は、戦略本編 p 20～33 に示す。

表 5 調査の対象・実施時期

分類群	夏期	秋期	冬期	春期
植物	●	●	—	●
鳥類	●	●	●	●
哺乳類・両生類 ・爬虫類	●	●	●	●
昆虫類	●	●	—	●
水生動物	●	●	—	●

表 6 分類群ごとの確認種数

分類群	総数	希少種	外来種*
植物	500	23	124
哺乳類	9	1	1
鳥類	63	24	3
両生類	4	2	1
爬虫類	8	6	1
昆虫類	314	6	20
水生動物	20	5	4
合計	918	67	154

※調査時期等：春夏秋冬に各 1 回ずつ、市内の主な自然拠点等 10 地点で実施

※東京都 RDB の地域区分において狛江市は「北多摩」地域に区分される。

※植物は、人為的に植栽されている種、園芸種も含む。

※多摩川の本流は調査対象外

※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

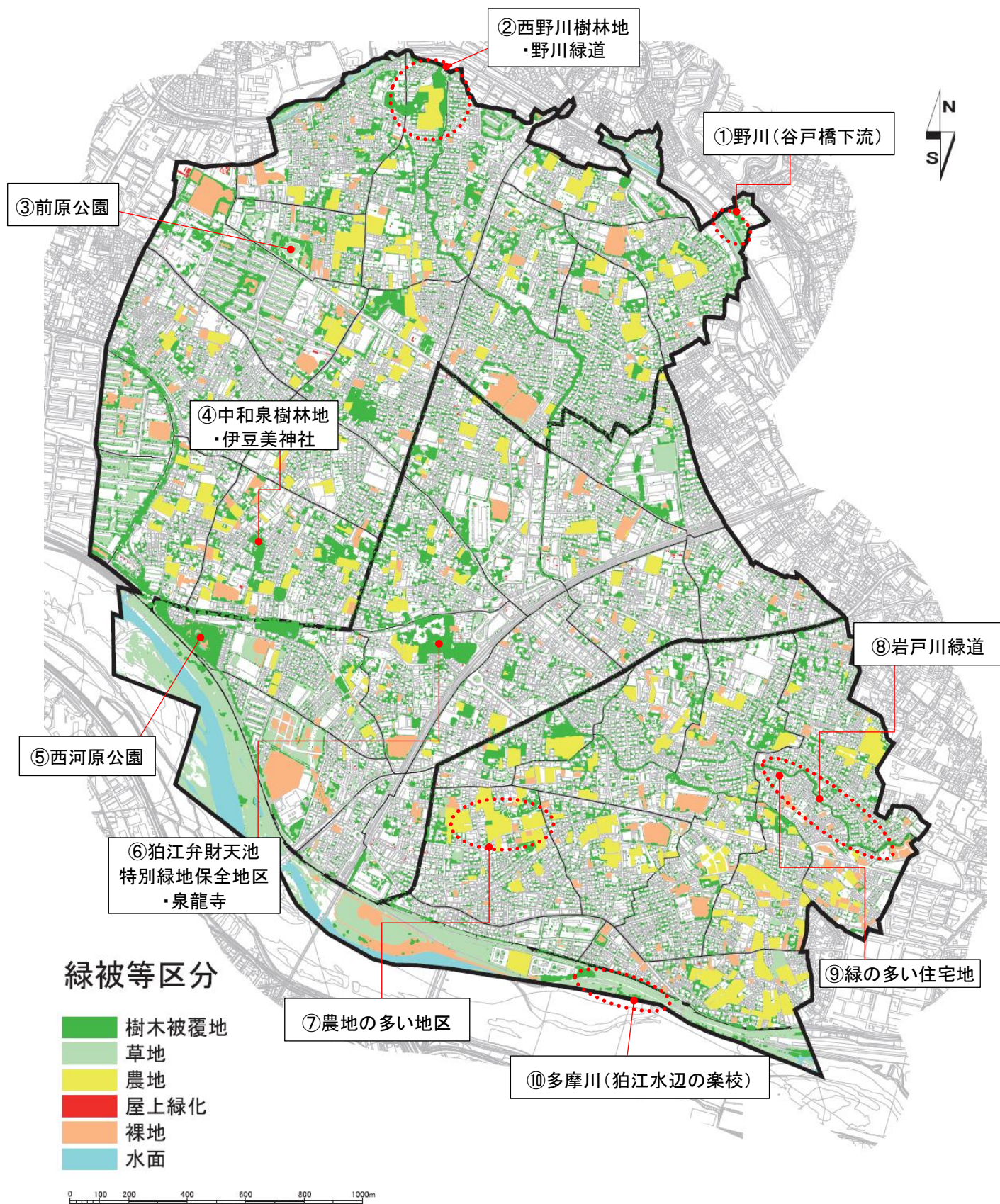


図4 調査地

(2) 生物多様性に係る市民アンケート

①調査目的

市民を対象に自然に関する考えや生物多様性の認知度等を把握し、今後の施策を検討する上での基礎的な資料として生物多様性戦略の策定に活用するとともに、調査過程を通じて市民への生物多様性に関する周知PRを行うことを目的に、アンケートを実施した。

②対象・調査方法・有効回答数等

表7 対象ごとの調査方法等

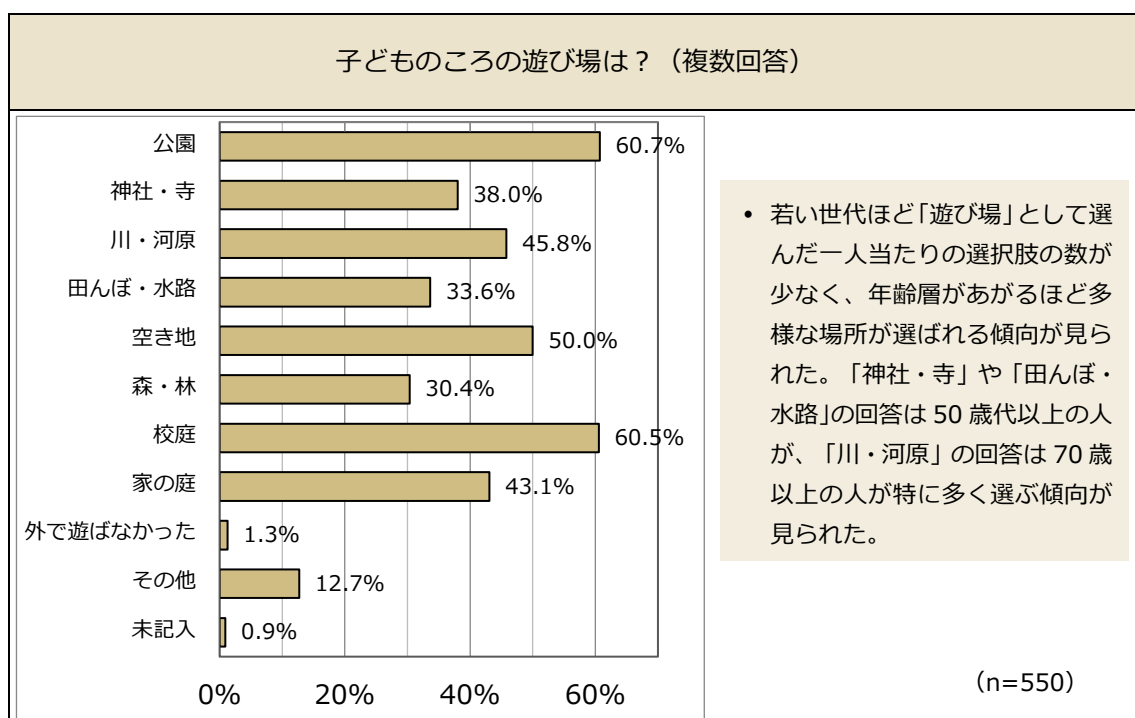
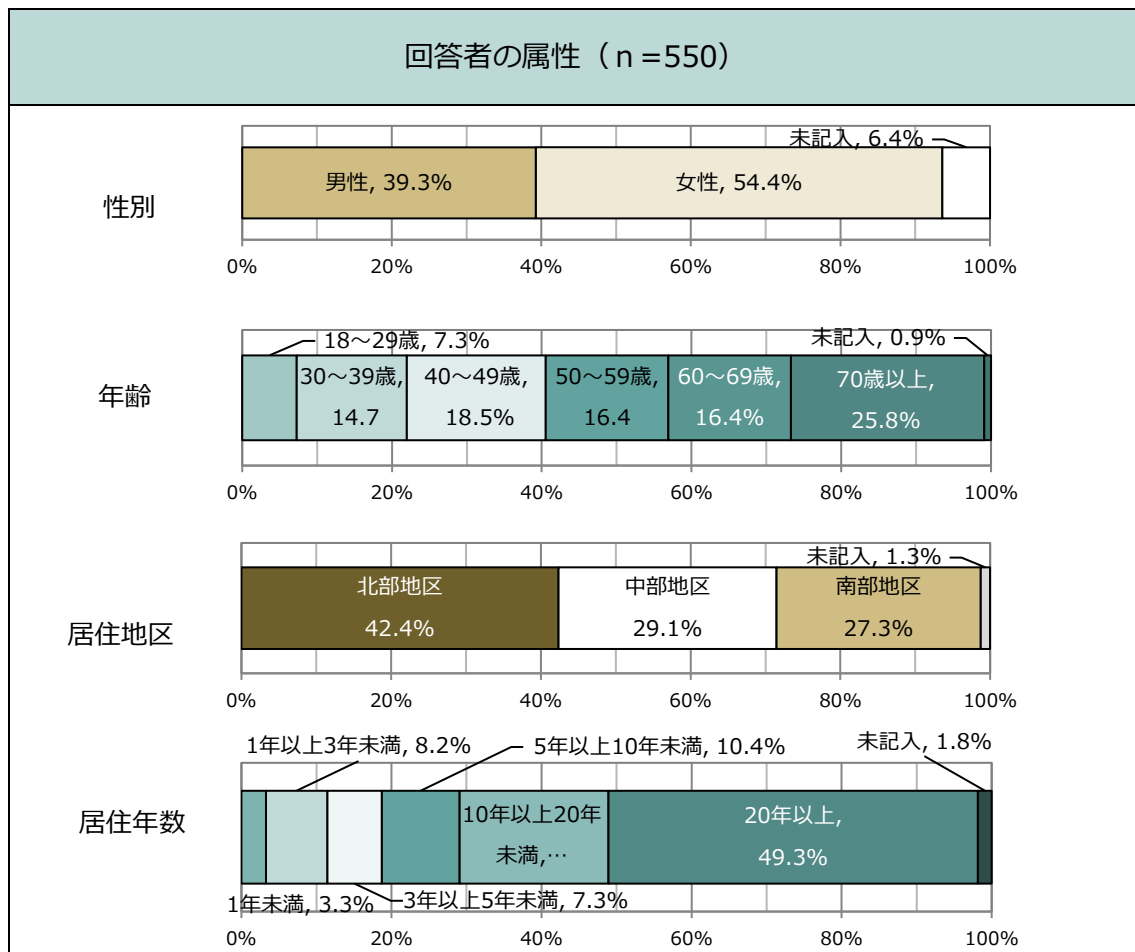
	市民アンケート	小・中学生アンケート
調査対象	①一般市民：住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民1,500名 ②市民モニター：登録者96名 ③狛江市民まつり来訪者：回収目標数100～200名	狛江市内に在学する小中学生 小学4年生（587人） 中学2年生（454人）
調査方法	①郵送調査 ②電子メールによる調査 ③直接依頼による調査	学校協力による配付・回収
調査期間	① } 平成30（2018）年11月1日（木） ② } ~11月22日（木） ③平成30（2018）年11月18日（日）	平成30（2018）年10月26日（金） ~11月22日（木）
回収結果	①有効回収数：550件（有効回収率：36.7%） ②有効回収数：42件（有効回収率：43.8%） ③有効回収数：151件	小学4年生 566通 （回収率96.4%） 中学2年生 405通 （回収率89.2%）

※回答結果の百分率（%）の表示は四捨五入を行っているため、比率の合計が100%にならない場合がある。

表8 地区ごとの対象地域・学校

北部地区	東野川1～4丁目 西野川1～4丁目 和泉本町2～4丁目 中和泉2～5丁目 西和泉1・2丁目	狛江第五小学校 緑野小学校	狛江第四中学校
中央地区	岩戸北1～4丁目 和泉本町1丁目 元和泉1～3丁目 東和泉1・3・4丁目 中和泉1丁目	狛江第一小学校 和泉小学校	狛江第一中学校 狛江第三中学校
南部地区	岩戸南1～4丁目 駒井町1～3丁目 猪方1～4丁目 東和泉2丁目	狛江第三小学校 狛江第六小学校	狛江第二中学校

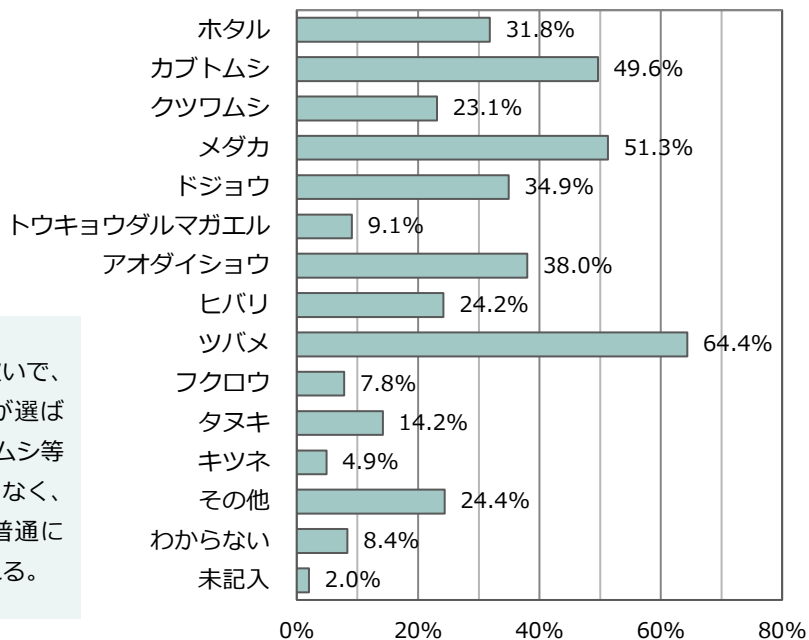
③ 市民アンケート結果＜概要＞



子どものころ、遊び場や家の周り、通学路にいた生きものは？（複数回答）

(n=550)

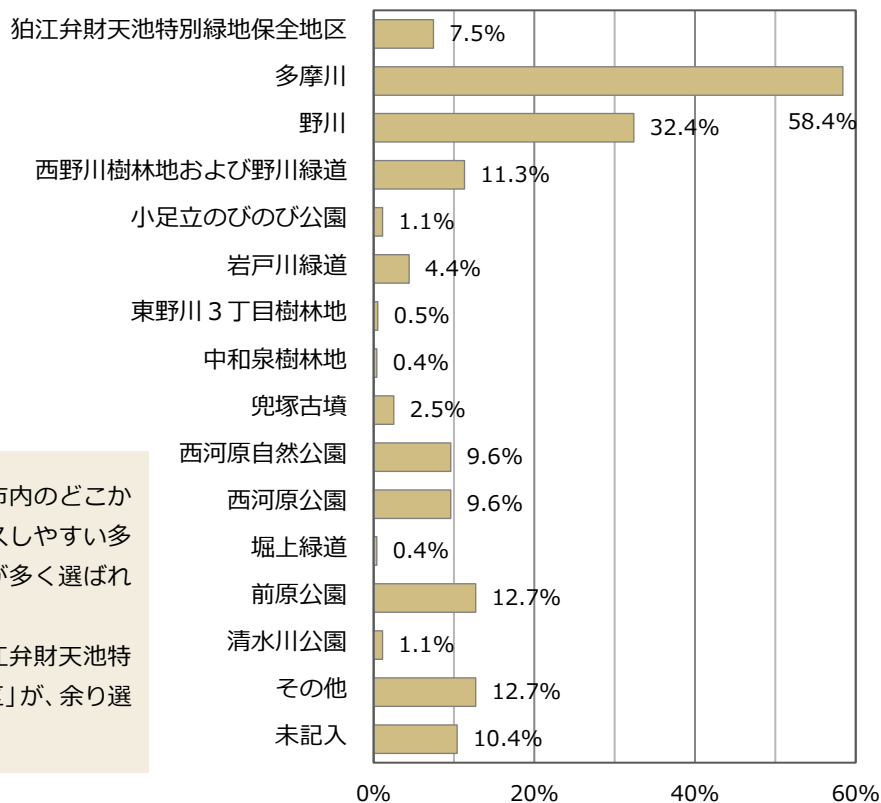
- ツバメが最も多く、次いで、カブトムシやメダカが選ばれた。ホタル、クツムシ等を選んだ市民も少なくなく、かつての狛江市では普通に見られたことが伺われる。



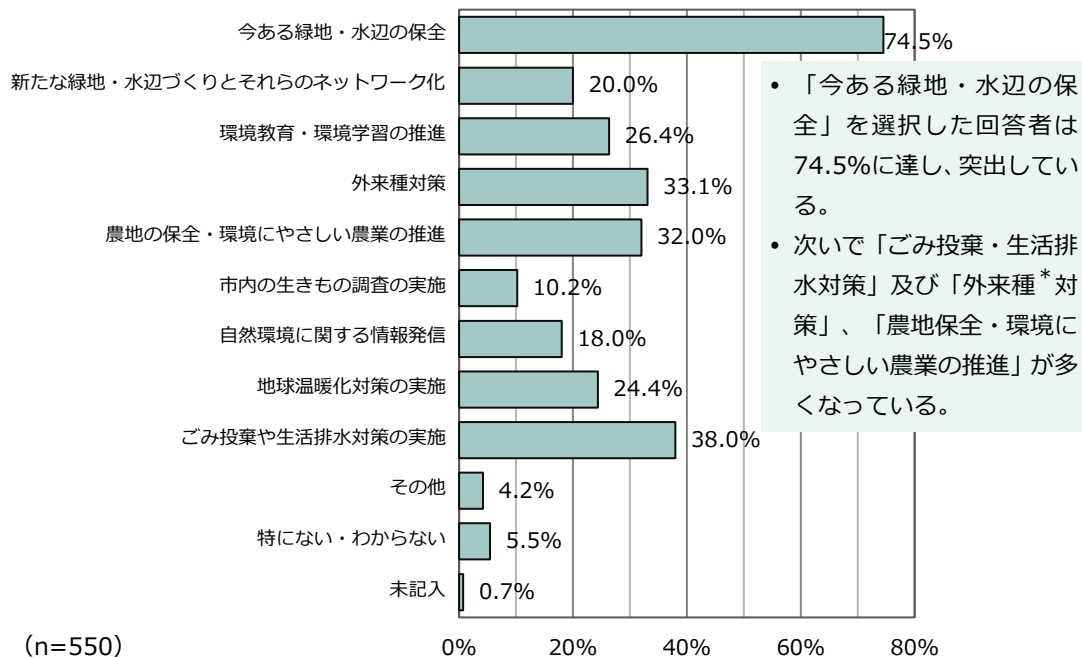
週末等に、よく出かける狛江市内の自然環境は？（複数回答）

(n=550)

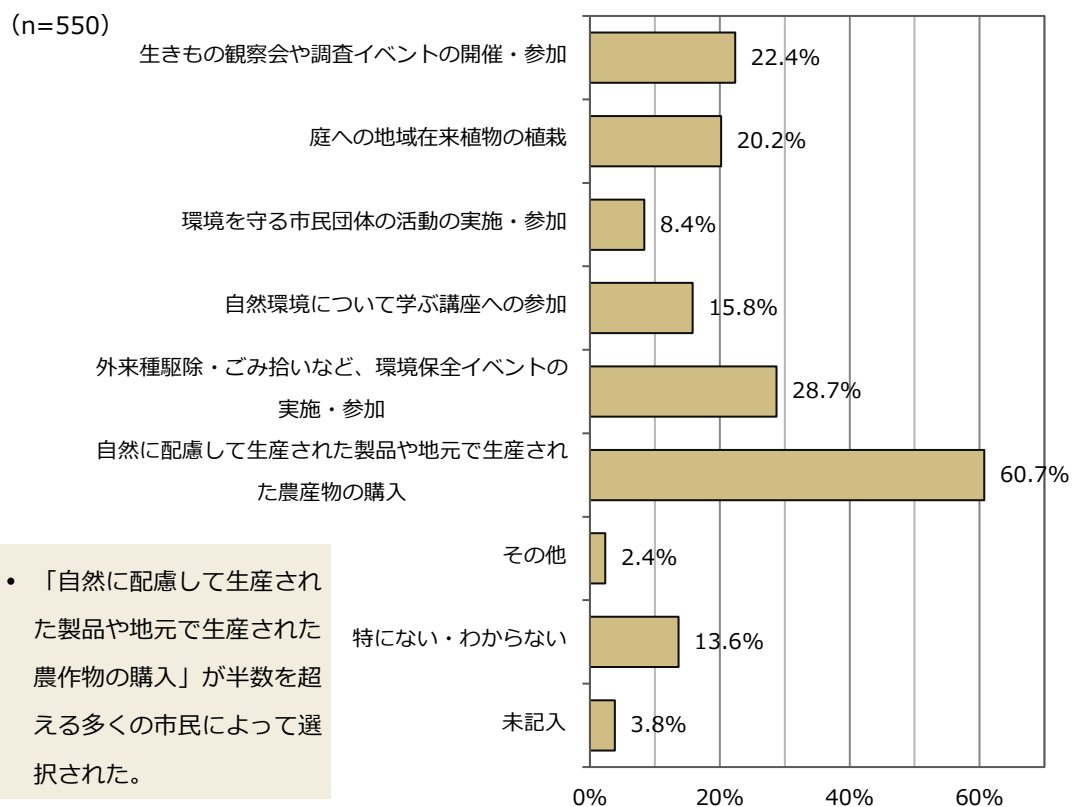
- 自然が多く、市内のどこからでもアクセスしやすい多摩川及び野川が多く選ばれている。
- 緑豊かな「狛江弁財天池特別緑地保全地区」が、余り選ばれていない。



自然環境を守り・活かすために必要な施策は？（複数回答）



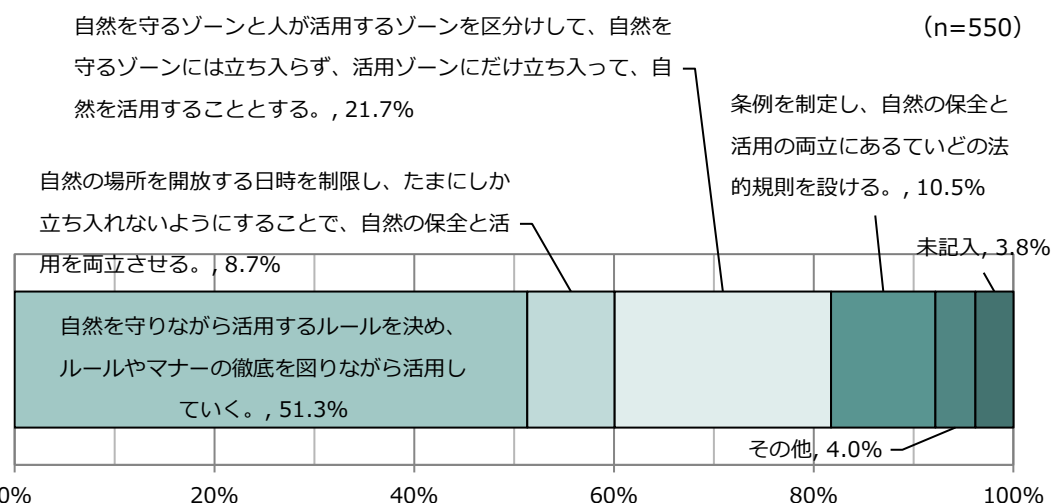
自然環境を守り・活かすために市民が参加したい・参加できる取組は？（複数回答）



※「*」の付いた用語は、資料編に用語解説を掲載しています。

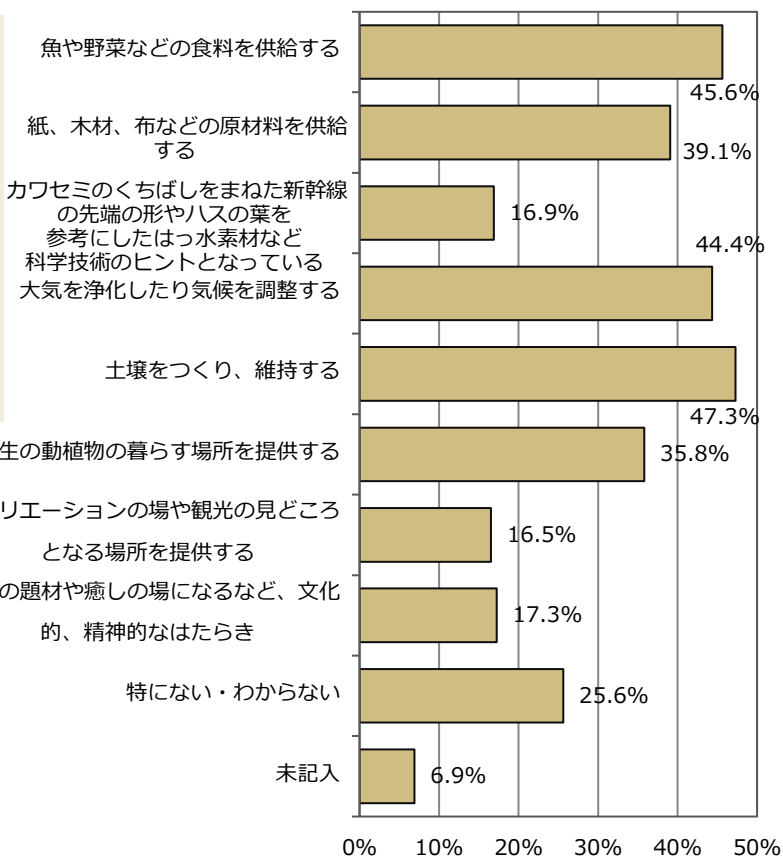
自然環境を賢く活用するために必要なことは？

- 自然を守りながら活用するルールを決め、ルールやマナーの徹底を図りながら活用することを半分以上の回答者が選択した。次いで自然を守るゾーンと活用するゾーンの区分け（ゾーニング）が多く選択された。



「生態系サービス」だと知っていた自然の恵み・はたらき（複数回答）

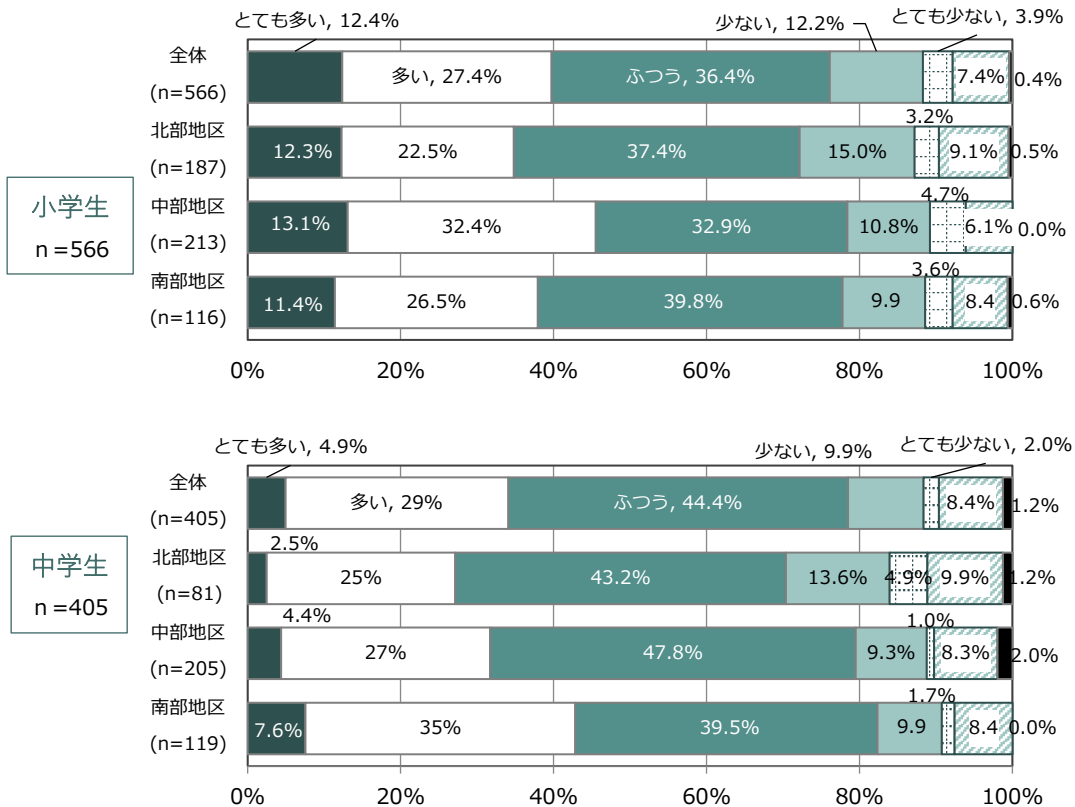
- 土壌を維持する機能や食料を供給する機能、大気浄化機能は生態系サービスとの認知度が高かった。一方で、科学技術的、文化的な働きやレクリエーション等の場を提供していることについての認知度は高くなかった。



④小・中学生アンケート結果＜概要＞

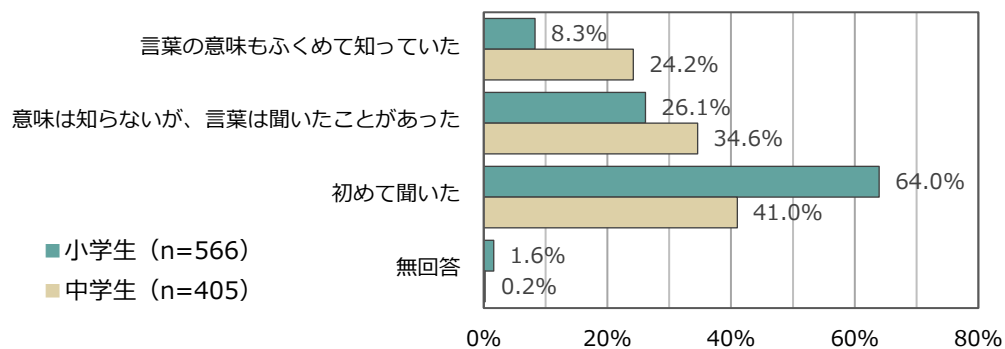
家の近くの「自然（緑や水辺）」の量は？

- 小・中学生ともに「ふつう」と考えている割合が最も高い。
- 小学生は、「とても多い」が 12.4%と中学生の 4.9%を大きく上回っているが、一方で、「少ない」「とても少ない」との回答も中学生より多くなっており、意見が分かれている。



「生物多様性」という言葉の認知度は？

- 小・中学生ともに「初めて聞いた」と回答した割合が最も高く、特に小学生は 64.0%に及ぶ。中学生は「初めて聞いた」割合も高いが、「言葉の意味もふくめて知っていた」との回答が 24.2%と小学生の 8.3%を大きく上回っている。

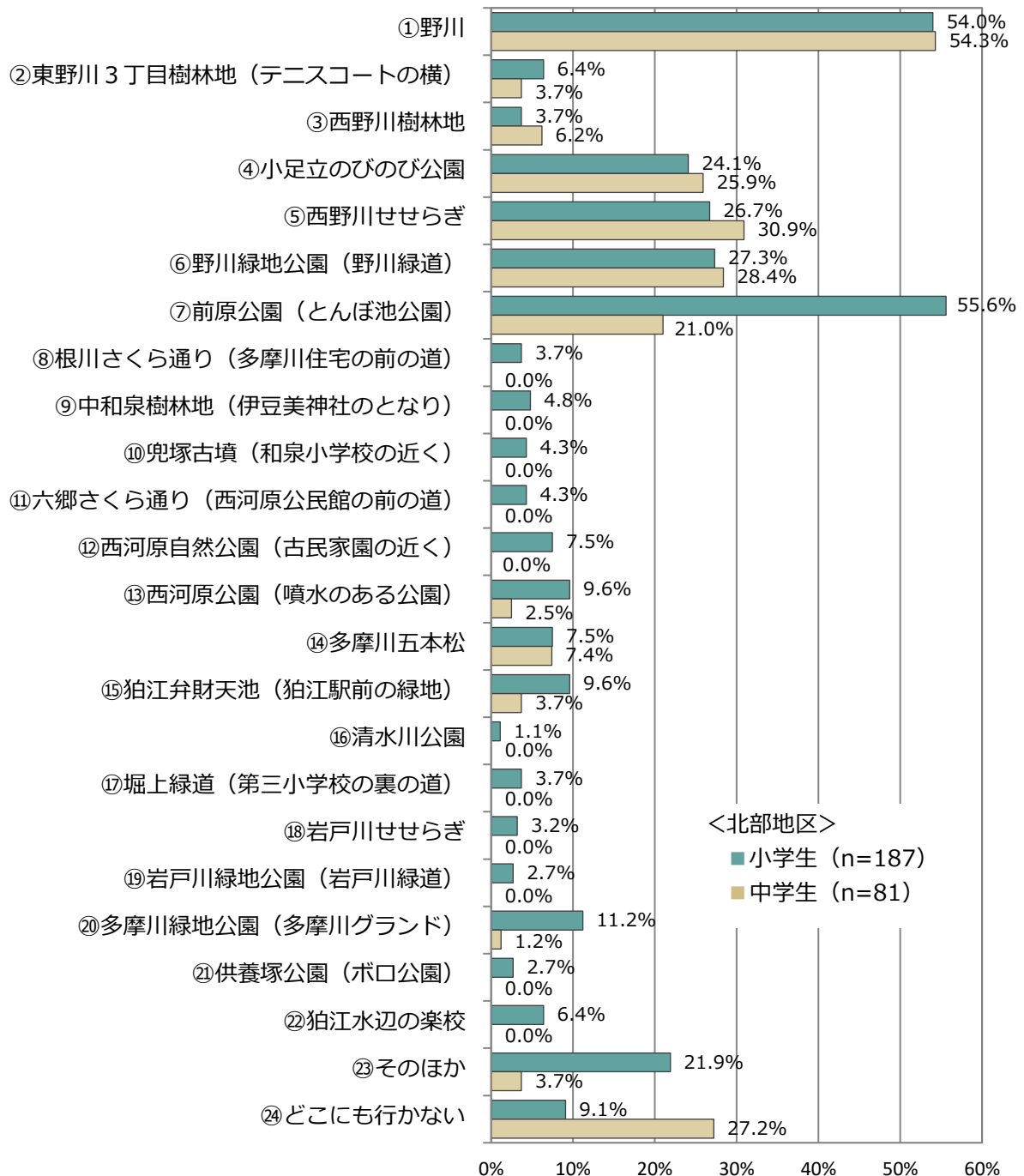


よく行く「自然のある場所」は？（複数回答）

- 地区別にみると、北部では「①野川」「⑦前原公園」、中部では「⑦前原公園」「⑬西河原公園」、南部では「②供養塚公園」等、それぞれの地区に近い場所がよく利用されている。
- 「どこにも行かない」との回答は、小学生で地区ごとの差がないのに対し、中学生では北部は27.2%、中部が44.9%、南部は29.4%と地区間の差が大きくなっている。

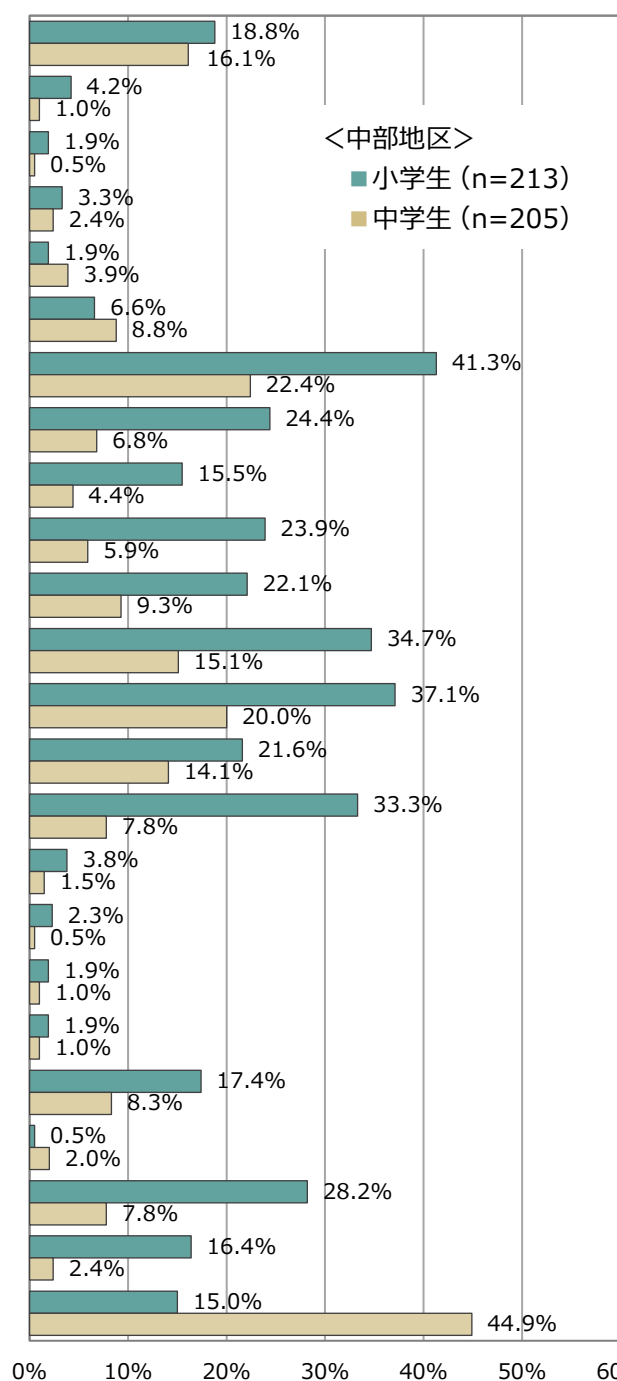
※全市結果は p37 参照

北部地区

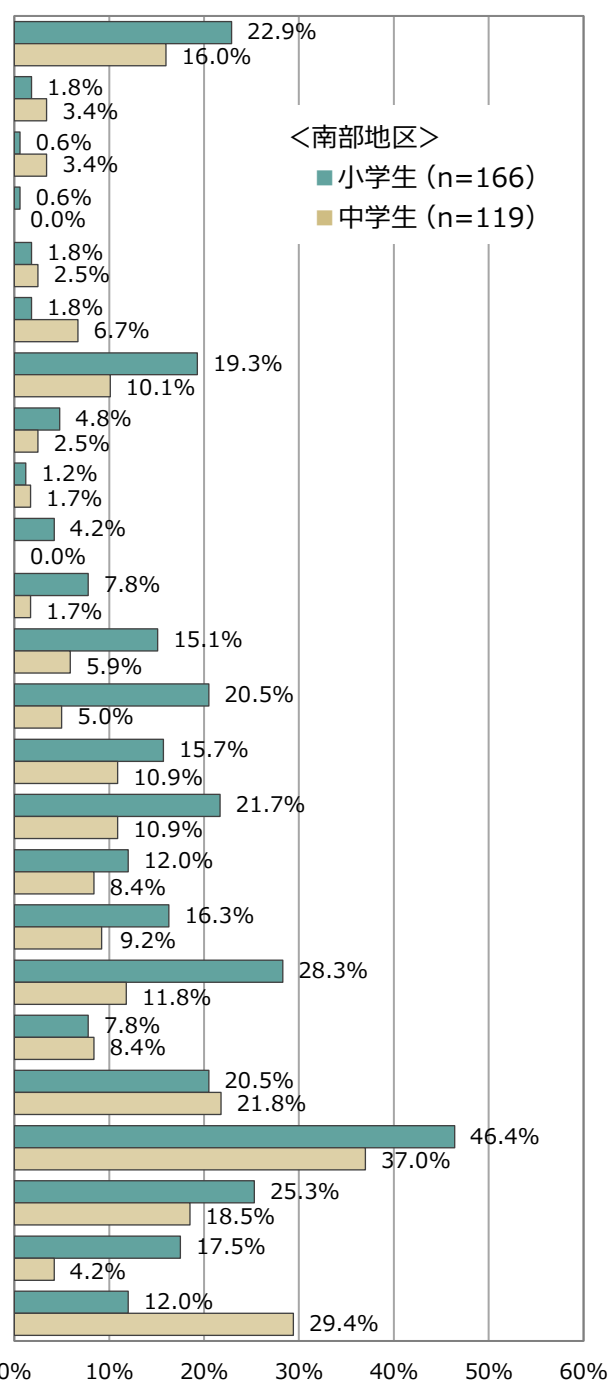


- 「どこにも行かない」理由は、小・中学生ともに「行く時間がないから」、「興味がないから」、「家の中で遊ぶ方が楽しいから」「虫にさされるのがいやだから」「家の中で遊ぶ方が楽しいから」等が小中学生ともに多く挙げられている。

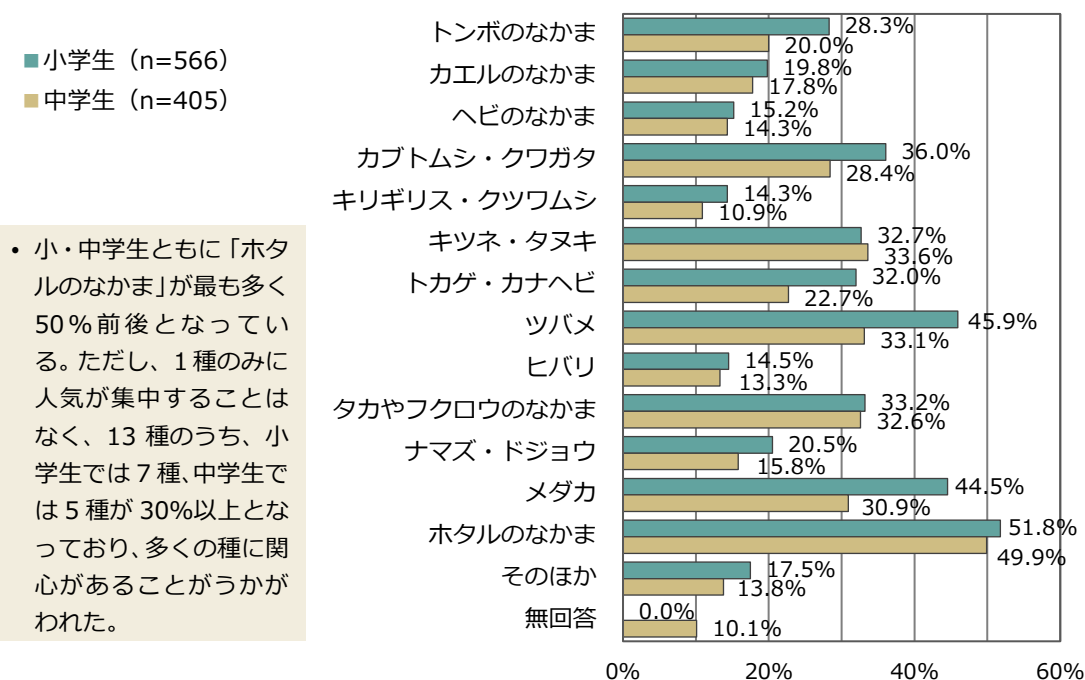
中部地区



南部地区

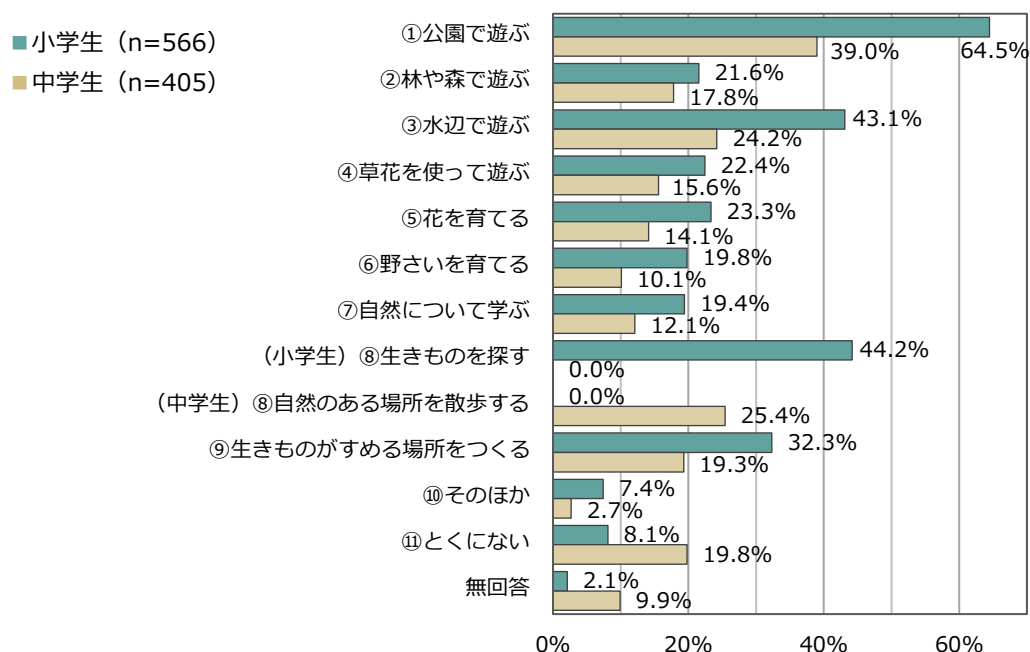


狛江市にすんでいてほしい生きものは？（複数回答）



自然（緑や水辺）をどのように楽しみたい？（複数回答）

- ・ 小・中学生ともに「公園で遊ぶ」が最も多い。
- ・ 小学生では、「水辺で遊ぶ」、「生きものを探す」が40%を超えているほか、「生きものがすめる環境をつくる」が32.3%と、生きものへの関心が高いことが伺える。
- ・ 中学生では、全般的に各選択肢の選択割合が低く、特に「とくにない」との回答が19.8%を占める等、自然を楽しむことへの関心が低い傾向がみられる。



本戦略の制作に際し、市内で撮影した生きもの等の写真をご提供頂きました。

(敬称略・五十音順)

小川 保（狛江市農業委員会）
杉本 一正（野川とハケの森の会）
竹本 久士（狛江水辺の楽校）
由井 敏雄（狛江市在住）

イラスト 瀬下 亜希

登録番号（刊行物番号）

H31-67

～水と緑といのちが輝く こまえ～

狛江市生物多様性地域戦略

令和2（2020）年3月

発 行	狛江市
編 集	狛江市環境部環境政策課 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
電 話	03-3430-1111（代表）
頒布価格	860円



狍江市